

# 自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.16

2015年2月

**暴走する権力と民主主義**

第9回千葉県地方自治研究集会特集



旧堀田正倫庭園 (佐倉市)

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内

TEL.043-225-0020

# 自治研ちば

vol.16 2015.2

|   |   |    |
|---|---|----|
| • 巻頭言 .....   | 理事 千葉県議会議員 網中 肇   | 2  |
| • 第9回千葉県自治研集会特集<br>暴走する権力と民主主義 .....                            | 法政大学教授 杉田 敦   | 3  |
| • 第9回千葉県自治研集会特集<br>パネルディスカッション .....                            | 司 会 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光<br>パネラー 法政大学教授 杉田 敦<br>参議員議員 小西 洋之<br>弁護士 廣瀬 理夫 | 17 |
| • 公共の担い手 「NPO法人 成年後見サポートアイ」設立<br>..... 「NPO法人成年後見サポートアイ」設立準備会代表 | 東出 健治   | 27 |
| • 連載⑬：数字で掴む自治体の姿...   | 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光   | 29 |
| • 連載④：自治体政策形成のキーワード<br>..... 主任研究員（法政大学大学院公共政策研究科客員教授）          | 申 龍徹  | 38 |
| • シリーズ千葉の地域紹介<br>佐倉市 歴史と文化 一年を通じて花の咲くまち<br>.....                | 佐倉市企画政策課  | 47 |
| • 千葉県在宅医療等研究会を立ち上げました！  |   | 49 |
| • 新聞の切り抜き記事から .....   | 研究員 鶴岡 美宏   | 51 |
| • 今期の入手資料 .....   | 編集部   | 53 |
| • 編集後記 .....  | 副理事長 高橋 秀雄  | 54 |
| • 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集） .....                           |   | 55 |

# 県議選 定数・区割り等 見直し無し

改革1ミリも進まず 現状維持 最大会派 身内の論理



理事 千葉県議会議員 網中 肇

政治学上、議員定数についての「正解」は無いものとされ、人口、面積をはじめとした各地域の特性を踏まえ総合的に決められるべきものと考えられています。

つまり、その地域の自治体議会が最も良く機能し、もって住民に最大の利益を生み出す議会の議員数は地域によって千差万別であり、まさに自治によって決められるべきであるとの考え方です。

とはいうものの、消費増税の実施、実質賃金の低下が続く大変厳しい社会経済情勢の中にあつて、自治体議会だけが「安閑」としている訳にはいきません。

こうした中、千葉県議会においては、平成27年4月に執行予定の千葉県議会議員選挙に係る千葉県議会議員の定数等の総合調整を図るため、平成26年2月「千葉県議会議員定数等検討委員会」が設置され、議論がなされてきました。その間6回の委員会が開催されましたが、委員会として意見の一致が見られなかった旨が議長に報告されました。

結論から言えば、平成26年10月15日、最大会派・自民党の現状維持案が採択され、定数・選挙区割り等について一切の見直しがなされないことが決定してしまいました。

私は、千葉県議会議員の定数等について以下の4点が課題と考えていますが、いずれも見直しがなされることはありませんでした。

## 1 議員定数について

消費増税などの現在の厳しい社会・経済情勢等を踏まえ、議員が自ら身を切る改革として、一定程度議員定数を減らす必要があると考えます。県内でも13の市町村議会が定数削減しています。

## 2 投票価値の平等について

### (1) 1票の格差について

現状では、いわゆる1票の格差は最大2.51倍

(銚子市民の選挙権を1票とした場合の印西市のそれは0.40票)となっています。これを2倍以下に抑える必要があると考えます。

### (2) 逆転区の解消について

人口の多い選挙区と人口の少ない選挙区の議員定数が逆転してしまっている選挙区があります(銚子市：人口70,210人：議員定数2人 八街市：人口73,212人：議員定数1人 印西市：人口88,176人：議員定数1人 など)。この逆転区を解消しなくてはならないと考えます。

## 3 「飛び地」の解消について

千葉県では、市町村合併により選挙区の飛び地が生じています(山武郡・印旛郡・香取郡選挙区)。行政圏、実際の生活圏や経済圏に即した一体性を考慮すれば、「飛び地」を解消しなくてはならないと考えます。

私は、これら4つの課題について、平成27年4月執行予定の千葉県議会議員一般選挙までに必ず解決しなくてはならない極めて重要な課題と考えていましたが、最大会派・自民党の都合により、一切の見直しがなされないことになってしまいました。ちなみに、自民党以外のすべての会派から極めて大きな批判の声が上がりました。

とても残念ですが、現状の定数・選挙区割りのもと、今年の統一地方選挙を迎えなくてはなりません。

繰り返しになりますが、市町村議会における定数削減に向けた改革努力は前出のとおりです。定数95人を擁しながら1人も削減できなかったどころか、1票の格差の是正なども一切できなかった千葉県議会はこれら13の市・町議会の身を切る改革を見習うべきと考えます。

# 暴走する権力と民主主義

2014年9月20日収録



法政大学教授 **杉田 敦**

ただいま、紹介をいただきました杉田です。本日は、お忙しいところお集りいただきまして大変光栄です。できるだけ明るく振る舞って毎日の生活を送っているのですが、昨今の情勢はかなり厳しい情勢であることは、参加者の皆さんも共有されていると思います。

## ■いま、新たな戦前になっている

ジャーナリストと話をしていると、「これは新たな戦前ですよ」と表現されることがあります。更には、「もう戦争は始まっている」と言った人もいます。それは政治ジャーナリストというよりは、私の年長の友人である西谷修さんという哲学者で、今は立教大学で先生をされている方です。彼は、戦争というものの哲学的思想的な考察を『不死のワンダーランド』など、幾つか書かれている方です。最近、西谷さんとは憲法関係のことなどでお会いして雑談する機会が多くあります。彼は、戦争というのは急に始まるものではないのだと言います。後から見ると、どこかで急に開戦し、その日にパッと戦争が始まるということではなくて、徐々に徐々に徐々に始まっていく。そのような意味から言うと、後から振り返ったときに、2014年には戦争が始まっていたのかもしれないと言われています。

将来から見たときに、現在私たちは既に戦争の中にいるのかもしれませんが。今は2014年という時代に生きていますが、同時代の認識には限界があります。後知恵というのは常に有利です。私たちも、これまで日本の1930年代1940年代のことを考

えたときに、なぜその時に戦争を止めなかったのだろうか、なぜその時にもっと抵抗しなかったのだろうか、なぜその時にもっと批判をしなかったのだろうか、というように先輩たちを批判するのは比較的簡単なのですが、当時の人々にはそこまで見えなかったのです。見えていても、できないという回路については後で申し上げます。そもそも見えないということは、見える範囲に限界があります。今私たちが見えていると思っているものも、大変限界があり、見えていない可能性があります。

そのことを念頭に置くと同時に、ここにいらっしゃる方々を含めて、大変まずい状況なのではないか。これはいつから始まったのか、少し遡って考えてみたいと思います。もちろん、直接的には安倍政権、特に第二次安倍政権が暴走していることはそのとおりなのです。ただ、私はあえて、急に安倍政治が始まったわけでもなく、民主党政権の評価にも関わることだと思うのです。

## ■政治改革の方向性に問題があった

私は、1990年代の政治改革の方向性に問題があり、そこから今日の事態が生まれてきていると考えています。もちろん、これは政治改革が直接安倍政治を生んだというような言い方では間違いです。言わば、直接的な結果ではありませんが、意図せざる結果として安倍政治が生まれてきてしまったのではないかと、という視点を取りあえず考えてみたいと思います。戦後の保守政治体制というのは「55年体制」というように政治学、政治ジャーナリズムでは言われていました。この政治

改革においても様々なことが取り上げられましたが、この「55年体制」が、全体的な批判の対象になりました。私どもの先輩の政治学者たちが中心になって批判しました。

1つは、日本の権力構造が多元的すぎるという批判がありました。これは後で触れる戦後最も有名な政治学者である丸山真男さん自身が、戦後の政治学といいますか、政治についての見方を最初に提起したときに、日本の政治というのはどこに決定権力があるか分かりにくいということを問題にしました。彼は、ある所では多頭一身の怪物という、頭がいっぱいあって、身体は1つだと批判しました。多頭一身では駄目なので、頭を1つにして決定権力を集中することが必要であり、それを「権力の統合」と表現して、繰り返し言っています。

私は、丸山さんについて平凡社ライブラリーから『丸山真男セレクション』を出しています。丸山真男さんという人は、そのことだけ言っているわけではありません。一方で多元的な政治体制、一元化していない政治体制の重要性を言っている面もありますが、1990年代以降の政治改革論の中では、この権力の統合論が非常に多く引用されています。権力というのは統合され、一元化されているべきなのだと。どこで決めているかがはっきりしていて、あとは交代すればいい。次の選挙で違う政党が政権をとっても、同様に政権運営をすればいいのです。これが政治改革論です。そこでは、特に2000年代に衆参のねじれ現象が多々起こった中で、ねじれ現象に対する批判が繰り返され、決められる政治が強調されました。これは、民主党政権もかなり強調しました。決められる、決めていきますということを、野田政権もかなり強調されました。そして、さらにもっと決められるという形で、安倍さんも登場してきました。

## ■55年体制には多元性があった

55年体制自民党を中心とする戦後保守政治の中では派閥が存在し、派閥間にある種の多元性がありました。田中派と福田派とは違うことを言っ

ているわけです。同じ党内ですが違うことを言っていて、ある種バランスを取っていました。それは批判的に見れば、擬似的な、インチキな多元性で、党内で意見が統一されていないことによって、逆に様々な人が自民党を支持します。自民党の田中派的な部分を支持している人もいれば、福田派的な所を支持している人もいます。さらには、中曽根さんを支持している人もいます。

そういうことでは何を支持しているか分からない、曖昧さが残るといえば確かにそのとおりです。派閥のバランスを取るということになると、どうしても政策の中でいろいろな意見がある程度吸収されます。これは、多元的な意見が吸収されているというように積極的に評価もできますし、批判的に見れば常に政策が曖昧だということになります。

### 丸山真男について

丸山真男 1914〔大正3〕-1996〔平成8〕日本政治思想史家。政治学者。政論記者であった父幹治の縁で長谷川如是閑と早くから交流をもち、大正デモクラシーの息吹とプラグマティズムの柔軟な思考の感化をうける。また、一高・東京帝大生の頃には、新カント学派の認識論やマルクス主義の社会科学・歴史学の影響をうける。その後、無教会派のキリスト者であった政治哲学者南原繁に師事し、日本政治思想史の研究者として学究生活に入った（助手をへて、1940年から東大法学部助教授・教授、71年に病身のため退職）。近代思想の克服が論壇の大勢となっていた戦時下に、後に『日本政治思想史研究』〔1952〕にまとめられる諸論文を執筆。近世日本における近代的思惟の内在的發展を叙述し、その挫折の地点として大日本帝国の成立を批判した。それはまた、思考の枠組の歴史の変転をたどる斬新な思想史方法論によるものであり、朱子学的思惟様式の崩壊が仁斎学・徂徠学・宣長学によって進行するという鮮やかな構図は、その後の近世思想史研究の基軸を設定するものとなる。戦時下に磨かれた批判の論理は、戦後に「超国家主義の論理と心理」〔1946〕において開花し、大日本帝国の呪縛からの解放の宣言として多大な影響をおよぼした。そして、『増補版現代政治の思想と行動』〔1964〕にまとめられた諸論文において、日本ファシズム研究の基礎をきずき、また政治学の学問的自立を追究した。実践的にも、講和問題、昭和天皇や日本共産党の戦争責任問題、スターリン批判などをめぐって積極的に発言し、60年安保のさいには議会政治擁護をとるなど、戦後民主主義のオピニオンリーダーの役割をはたした。また、50年代後半から初期の普遍的な近代化論の自己修正にむかい、「日本の思想」〔1957〕においては、諸思想が雑居する日本の思想状況を無構造の伝統としてとらえた。さらに、思考の枠組としての古層・執拗低音が外来思想を変容させるパターンを分析するにいたり、「歴史意識の「古層」」〔1972〕や「政事の構造」〔1984〕を発表している。

【文献】松沢弘陽他編『丸山真男集』全16巻・別巻.1、岩波書店、1995-97。〔米谷匡史〕

出所：廣松渉編（1998）『岩波哲学・思想事典』岩波書店

それから「国対政治」という、国会対策委員会を中心に、自民党と社会党が交渉しているいろいろ行っています。裏交渉も含めて種々行っていたことは今日では明らかになっています。そのような中で、社会党の政策もある程度受け入れられるという、それはある種コンセンサス的になるのですが、他方では談合であるという見方もできます。このような諸々のことが批判されました。それより、もっとはっきりすっきりした政治にしようというのが1990年代以降の議論になりました。それは、戦後政治学がずっと主張してきたことでもあります。

これとほぼ同じような考え方から、大阪では橋下徹さんを中心に、自治体レベルで、これもある種のねじれ批判ですが、二元代表制において、首長と議会との関係が曖昧だということがいわれました。橋下さんは首長に権力を集中させるべきであり、議会は翼賛機関になればいいというようなことを主張いたしました。いずれにしろ、このような形で権力を集中させなければいけないといわれました。このような集中へのある種の統合と言ってもいいのですが、それへの動機付けがどこから出て来たのかというのは、いろいろな側面があると思います。

1つは、日中間とか周辺諸国との関係が悪化しています。そのような中である種の治安主義、治安や安全保障という点から、対外的に強い態度に出ることにより、中韓ににらみを利かせたいという、ある種の国民心理ができてきました。もう1つは経済です。長期の不況、経済状態が悪い中で人々は苛立ちます。苛立っているときに、人は何かスパッと良い解決策があるのではないかと期待します。そこで、皆で一挙にやって、打解したいわけです。暗闇の中で、とにかく一筋の光を求めていくような心理が働いたかもしれません。

これは、かなり長期のトレンドの中で、民主党政権と安倍政権は同じだと言っているわけではありません。明らかに違うのですけれども、それにもかかわらず中長期的に見ますと、決められるとか一元化するというのをかなり強調せざるを得ない状況になっています。民主党政権の場合にも、

政治主導ということをやりに拙速に行ったことにより、結果的にうまくいかなかったということは、今日指摘せざるを得ないわけです。

## ■民主主義は熟議と合意形成

民主政治という場合に大きく2つの方向性があります。普通、この2つはバランスを取るのですけれども、しかしどちらかをより強調するかということがあります。民主政治というのは、とにかく熟議が大事です。熟議された「民意」を集約します。合意形成、あるいは討論して皆で話し合うことが大事だということを強調します。これが1つの民主主義観としてあります。もう1つは、決めることです。民主政治といっても、最後は決めるわけですから、しかも決めるときに、最終的には誰が決めるのかが問題になります。皆で決めるといっても、誰が決めるのかということです。

この2つの民主主義のモデルは非常に違うモデルです。しかも、これはどちらかが間違っているとか、正しいとか一概には言えません。私が10数年前に書いた『デモクラシーの論じ方』というちくま新書の本があります。ここでは、2人の人物がそれぞれの立場を代表する形で、1冊すべてにわたって対話しています。そのような本も書けるということからもわかるように、この2つの立場というのは、根本的な民主政治観の違いです。どちらかといいますと、私は前者を常に強調するタイプです。この本では平等に発言権を付与していますが、私自身は自分で客観的に見れば前者になります。つまり、より話し合い重視であります。

しかし、世の中はどんどん後者のほうに向かっています。1990年代の政治改革論の中で、例えば、昨今、集団的自衛権の問題で大変活躍された北岡伸一さん（安部内閣安保法制懇<sup>1</sup>座長）が使われた表現ですと、「次の選挙までは期限付きの独裁なのだ」と言うのです。これがデモクラシーなのだと言います。これは期限付きですから、あくまで選挙で与党を決めている以上、民主政治である

1 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の略。第1次安倍内閣時（2007年）に設置された内閣総理大臣の私的諮問機関。

ことは間違いありません。明らかに民主政治です。橋下さんも明らかにこのような考え方を採っています。次の選挙までは私に絶対的な権力が付与されている、と考えています。それに対して、いやいや橋下さんそれはおかしいですよ、安倍さんそれはおかしいですよというように異を唱えるのは、非民主的であるわけです。それは雑音ですので、民主的に多数派を代表して統合された権力に対して少数意見がその都度、イレギュラーな形で影響を及ぼすというのは不正なのだと、実際に北岡さんとか、多分安倍さんも考えていると思います。橋下さんははっきりとそのように思っています。これが別に間違った考え方だとは私は思いません。山口二郎さん（法政大学教授）は、このような考え方は間違っていると表現しますが、私は間違っているとは思いません。あり得る考え方です。ただ、私はその考え方は採りません。これは、対立関係にあるどちらを採るか、という問題です。

55年体制というのは、派閥政治プラス国対政治で、それに対して批判がありました。それから、コンセンサス型を採っていました。私は、どちらかというコンセンサス型の考え方を採っていると先ほどから申し上げています。そちらのほうが、より少数意見が組み入れられ、有権者の多様な意見が組み入れられます。これは、決して世界に存在しないわけではなく、1980年代頃には篠原一さん（元東大教授）という政治学者を皆さんも御存じだと思いますが、篠原先生のグループは、北欧とかオランダ辺りの政治モデルを連合政治という形で議論していました。

そして社公民路線とか当時様々な考え方がありました。その頃かなり強調されていたように、例えばレイプハルト（カリフォルニア大学名誉教授）という有名な政治学者がいますが、彼らが明らかにしているように、北欧とかオランダ、北ヨーロッパでは割と機能しています。それに対して、1990年代の政治改革論議の中では、もうそんなのは古い、あるいは駄目だ、あるいは小国でしかできないとかいろいろなことが言われました。イギリス・アメリカ型の、対決型の政治でなければ駄目

で、コンセンサス型は談合であるというような批判がされていました。

もちろん、コンセンサス型にはコンセンサス型の問題があって、先ほども言いましたように、確かに不明瞭なのです。特に選挙の後で連立を組み換えるというようなことは、どこが政権を取るのか分かりにくいので、言わば政治家の裁量に任せる部分が出てきて、国民が直接誰に任せるかを選べません。国民が誰に任せるかを選ぶことのほうが民主政治だという考え方からすればおかしなことになります。

## ■憲法をないがしろにする

いずれにしても、1990年代の政治改革、そして民主党政権を経て、安倍政治に至ると、ここで権力を統一させる。この権力に対する枠を取ってしまうということが、かなりその根本的な方向性になっています。この権力に対する枠というときに、最も大きな枠の1つは、言うまでもなく憲法です。そこで、この憲法を外したいということなのです。5月16日のNHKでは「明治維新は民衆がやったのか、消費税も時間がかかった、改憲の是非を国民に聞いていたら間に合わない」という北岡さんの発言がありました。

これよりも、さらに北岡さんが、憲法問題をめぐる発言の中で明らかにされていたことは、憲法よりも政治のほうが上なのだという、とてもはっきりした考え方を持っているということです。憲法より政治が上、政治というのは具体的には何かというと、特に外交・安全保障ということ。外交・安全保障に関する専門家の判断と彼は言っています。専門家とは誰ですかということ、北岡さんということになります。彼らが判断することは憲法より上だというように考えています。

そのことを別な言い方で言いますと、国際法は憲法より優先すると北岡さんたちは考えています。これには、安保法制懇の唯一の国際法のメンバーであり、国際法学の専門家としては村瀬信也先生（上智大教授）がいます。村瀬先生は、はっきりとそのように言っています。実は、国際法学者に

はそのような人が結構多いのです。国際法は憲法に優先する。集団的自衛権は、国際法学上世界的に言えば認めている人が多い。そうすると、日本国憲法のほうがおかしいのだから、憲法を合わせればいいのだ、というような考え方をしています。

私も国際法というのは大切なものだと思いますけれども、これは憲法学者と話をしていると非常にはっきりすることなのですが、憲法学者は国際法というのは法とは思っていません。法の一部かもしれないけれども、それを典型的な法というように考えていくと、国内法がとて荒されてしまいます。だから条約という言い方がいいのではないか。法ではなくて条約だと。つまり、憲法学者から見ると、憲法のほうが優先するというのです。

ここにもかなり根本的な対立があって、あまり一般的には知られていないと思いますが、憲法と国際法との対立というのがあります。これを今の政治の文脈でいうと、政治の側と国際法は結び付いています。安倍政権の主張というのは、国際法学者の方により親和性が高いだろうということです。少し話が細かくなりましたが、憲法の枠さえ外すということで、ある種の政治の絶対化ということが起こるわけです。

あるいは皆さん御承知のとおり、内閣法制局を外すべきということが言われています。内閣法制局というのは官僚ですから、政治主導ということから言いますと、官僚の意見に従う必要などないということになります。この内閣法制局を外すべきだということを最初に主張したのは松下圭一さんです。松下圭一さんは、法政大学の先輩ですが、日本の自治研究の中心人物です。松下さんは、あまりにも問題を鋭く見ていました。政治主導を実現していくためには、官僚が鍵になっていて、そこで日本において官僚的なものの中心は何かと考えると、内閣法制局にいきあたりました。ここところが、政治主導にとって最大のネックだと、これを1970年代ぐらいに既に指摘しています。

いずれにしてもこのような政治への集中、これを仮に言えば「決断主義」だと私は思います。政

治改革の中で非常に強調されたことですが、とにかく決めるんだと、決めたことが良かったかどうかは次の選挙で判断する。これを「事後規制」といいます。これまでの日本は事前に全部調整していました。派閥で調整する、国会対策委員会で調整する、あるいは政治家と官僚で調整するというのは全部事前調整なのです。それですと、そもそも決定自体が曖昧化しますし、時間がかかります。そうではなくてスパッと決めて、次の選挙で判断する。次の選挙までは、基本的にノイズは立てないということです。だから、いまの政権がやっていることにに対してノイズをたてるな、次の選挙で審判を下す。これが政治改革論以来のモデルですし、今の私たちの政治体制のかなりの部分がそのようにされてしまいました。

## ■選挙は景気や福祉で争われ、憲法は忘れられる

ただ問題が2つあります。1つは、なかなか次の選挙まで記憶が持続しないという問題です。これは持続しないのが悪いので、ただ持続させればいいのであると、政治改革論者はおっしゃいますが、人々はなかなか忙しいのです。例えば、秘密保護法の問題、あるいは集団的自衛権の問題では、かなりの人が反対していました。いまでも反対です。しかし、それがなかなか次の選挙まで持続しないのです。持続しないだけでなく、選挙の争点は限定的になります。あらゆる問題について、選挙で審判を下すことは大変難しいことです。国政でも自治体選挙でもどんな選挙でもそうだと思うのですが、人々の関心事はまず雇用と景気です。雇用、景気、福祉、教育です。それ以外の争点で、自分の主要な投票の決定をすることはとても難しいと思います。

もちろん基地のまちとか、原発のまちでは、それが争点になると思いますが、身近にそのようなものがないときに、原発問題を、まず自分の投票の決定要因にすることにはなかなかありません。やはり、それよりも景気と雇用です。そうすると、原発問題も選挙で決めればいいではないかというのは形式的には言えますけれども、現実には不可

能です。しかし、これは安倍政権にとっての悩みでもあります。安倍さんが、いかに憲法問題で選挙をやりたくても、そう簡単に人々は了解してくれません。それよりも景気だとなります。

今回、安倍さんは景気を争点にして政権を獲得したにもかかわらず、憲法改正の方向に動くというある種の、私どものほうから見れば詐欺的な手法を取ったのです。その限りではある程度実現できてしまいました。しかし、彼が今後正面から改憲を争点にして選挙をしようとするときに、それが争点になるかどうかについては、私は若干懐疑的です。ただ、これはできるという考え方もあり得ると思いますが、よほど何かパニック的な状況になっていない限り、人々は経済的な争点で投票します。

もう1つは、次の選挙で事後的に判定すればいいという言い方では取り返しの付かないことはどうするのかということです。例えば戦争を始められてしまったとします。それは、皆が反対しているのに始めてしまったとします。そうしたら、その政権は潰れますと北岡さんは言っています。そうかもしれませんが、その政権が潰れたところで戦争は始まってしまっているのです。一旦戦争を始めてしまったら、簡単に戦争を終わらせることはできません。一旦始めた戦争を終わらせるというのは大変なことです。どんなに選挙でその政権を倒しても、戦争はもう始まってしまっているのです。ということは、事後判定ということで全て対応するということは、結果的に政治に対して相当な白紙委任をするということを意味しています。ですから、政治家の重大な政治的決定について、基本的には白紙委任しなさいということを、この政治改革論は主張していると私は理解しています。

## ■権力の作法がない安倍政権

一般論を述べてきましたが、少し現実の問題にふれます。秘密保護法に関してです。これは、今年の前半において非常に大きな争点になりました。それについて詳しく申し上げることは避けます。秘密保護法については、何が最も問題だったかと

いうことで、いろいろな問題がありましたが、1つだけ申し上げます。私自身この問題では、権力を取り扱うときの作法をわきまえていない政権に対して、大いに不信感を持ちましたし、ショックを受けました。表現の自由非常に大きな影響を及ぼす権利に深く関わるおそれのある制度を作ろうとするのであれば、普通は慎重に行うのが当たり前です。慎重に行うという意味では、第三者機関とか、歯止めとなるものを設けます。これだけ設けたので大丈夫なのですよという形で出してくるものです。

限界もありますが、設置するのが作法です。原発だって、原子力行政だって、もちろん第三者機関的なものは種々ありました。ただ、それは第三者機関と言いながら、実際には業界の原子力村で占められてしまっています。というのは、原子力のことを知っている人はそのような人しかいません。東芝などの人しかいないわけですから、東芝の人が東大の教授になって、入ってきます。終わったらまた東芝に戻ります。これは、東大教授なのでから専門家ではありますが、元は東芝の人ですよ、というのが原発の問題だったのです。

同じようなことは、ほかでも起こると思います。ですから、第三者機関があれば万全だということはないのです。それでも普通はそのようなものを設けて、あるいは濫用防止規定を設けて、それで人々に示します。これは大事なことです。それは法を作る側が、取りあえずこれは危ないものですよということを認識していますという意思表示になるからです。危ないものなので、このぐらい安全装置を設けましたので認めてくださいというわけです。それで初めて議論が始まります。ところが、何も安全装置を設けないでいきなり出してきました。剥き身で出してきたわけです。これは、すこぶる粗雑なやり方、要するに人々が自分の権利の侵害等について不安を持つだろうということを見殺ししています。どうせ多数なのだから通るといような、言わば権力があまりにも統合されたことによる、正に暴走であると考えざるを得ません。

しかしながら、人々がそのような不安を抱くことに対して、勝手に感情的に思っているだけで意

味はない、根拠はない、妄想であるというような批判をしてきたわけです。これは、実際にたいへん多くの国民が不安を持ちましたが、結果的には法制化されました。その過程でいろいろな問題点が明らかになり、現在具体的な制度化が進んでいますが、様々な問題を孕んでいます。こういう粗雑な権力行使が行われたことによって、もちろんそれ自体が権利の侵害等を生み、あるいは政治に対するチェック機能の低下につながるという問題がありますが、同時に、もう1つあえて言えば、あまりにも「権力批判を再生産した」ということもあります。これは分かりにくい表現かもしれないので、これから若干時間を取って申し上げます。

## ■権力の暴走にどう対処するか

権力が暴走したことの問題がありますが、それに加えてあまりに権力を暴走させると、権力批判だけが広がって、これはこれでまた問題なのだという考え方を私は持っています。私は、政治権力というのは、基本的に必要なものだと思っています。政治権力は必要なものだけでも危ないものです。危ないけれども必要という、こういう二面性を持っているということです。このどちらかだけを言うのは比較的簡単なのですが、両方を言うのはとても難しいわけです。しかし、それが私たちの自由民主主義体制だろうと思います。

一方で自由主義体制、つまりこれは権利、自由主義、立憲主義の観点から、権力を警戒します。権力というのは危ないです、権力が登場してきたら基本的に警戒する、これは大事なことです。そのぐらいしていないと、すぐに暴走し始めます。しかし、他方で権力というのはどんどん小さくすれば良いか、権力は潰せば良いかといえば、そうもいきません。やはり、より良い政治にすることが大切です。これが分かりやすいのは福祉国家で、強力な権力を必要とします。福祉国家というのは強力な権力です。なぜならば、徴税しなければなりません。もちろん国家の介在なしに、市民社会的に福祉は実現できるという考え方もあるとは思いますが、しかし、少なくとも北欧諸国等は

そのようなやり方ではなく、政府が介在して税金をたくさん徴収しています。税金を徴収することは、政府権力に対する信頼がないとできません。税金を納めるということは権力を強めるわけですから、その強い権力を作ることによって良い政治を行ってもらい、福祉を拡充してもらい、という信用が得られない所では福祉国家は実現しないわけです。

この点については、日本でなぜ福祉国家が必ずしも十分な形で実現してこなかったのか。これも考え方の分かれるところでしょうが、私はあまりにも粗雑な権力が存在していることにより、権力への警戒心が市民の間に強いのではないかと思います。その結果、より良い権力を作ろうという発想に結び付かず、いわゆる反対野党しか育たないことになってくるわけです。このことが、日本政治を貧しくしている面があるのではないかとも思っています。

しかし、20世紀も末に至って、あるいは21世紀に入ってと言ってもいいのですが、ようやくそれなりに日本も自由民主主義体制の実践を積み重ねてきました。戦後60年以上を経て、もちろん一方で権力を警戒するのですが、政治参加もしていく、そして権力・政治も支えていく、という面が定着しつつあったときに、安倍政権のように、正に乱暴な権力行使をされると、対抗する側は、今度はこちら側が、それ見たことか国家権力なんか全部駄目なのだということになってしまいます。

それが本来の在り方で、とにかく国家権力を否定しよう、戦後的な正しい枠組みに戻ったという意見も一部にはあるかもしれませんが、けれども、私はそうではないと思います。それは、戦後の蓄積をある意味で奪っています。その責任は、政府に反対している側にあるのではなくて、安倍政権側にあるわけです。そのようなことをやられたので、こちら側としては、とにかく反権力に凝り固まるしかしようがないという問題です。

この問題について、最も鋭く指摘していたのは、先ほども申し上げた丸山さんです。丸山さんには、「現代における人間と政治」という短いエッセーがあります。これは60年安保の直後に書かれたも

のですが、そこで彼は何を言っているかといいますと、権力というのは体制派と反体制派を分ける、内側と外側を分ける作用がある。権力に従っている側とそれに反対している側、内側と外側。問題は、ただ内側と外側を分けて二分しているだけではない。外側の中にも、更に外側の中の内側と外側ができる。反体制派を分断するという、外側の中の中心と周縁の分離、という話をしています。要するに外側の中、反体制派の中で、あいつらは過激派であるというような形で分断が生じるわけです。

これとの関係で、ナチスドイツの問題に関して、これは丸山さんだけではなくて、いろいろな人が引用する、ドイツのカトリックの聖職者だったニーメラーという人の述懐があります。ナチスドイツの時代に何が起こったか。これは有名な話で、ナチスが共産主義者を襲ったときに自分は不安になったけれども、自分は共産主義者ではなかったので何もしなかった。ユダヤ人が攻撃されたときも、自分はユダヤ人ではないので何もしなかった。それから自分の教会を攻撃された。そこで初めて戦ったけれども、もう遅かった。そうニーメラーは言っています。

このニーメラーの回想はよく引用されますが、普通はここからどういう教訓を導き出すかといいますと、だから最初に共産主義者が襲われたときに、皆で抵抗すればよかったのだが遅い、と考えます。要するに、過激派が攻撃されたときに、皆で抵抗すべきだった、全部抵抗すべきだったというように普通は思うのです。ところが、丸山さんはそのように言っていない。ニーメラーのような人でさえ、同時代的にそんなことはできなかった。後から言えばそのように言える。後から言えば、なぜ最初に抵抗しなかったのだと言える。ニーメラーは、あれは違うよ、あれはおかしい人たちで、自分たちとは違う人たちで、自分たちとは関係ない問題だ、ああいうのは弾圧されていいのだと思っていたわけです。

それが、どんどん弾圧されてきたら、後から見ればその時にやっておけばよかったとなるのですけれども、しかしニーメラーでさえそのような判

断ができなかったということは、私たちにもできないということを言っているわけです。それを求めても仕方がありません。なぜかといいますと、人々は自分が外側の人間だと思いたくない、自分は内側の人間で、あれは例外であると思いたい、そのような形で、分断が進行していきます。しかも、それを簡単には防止できないということです。

もしも、最初に最も外側の部分が叩かれたときに、これではもう駄目だ、ファシズムだから今戦おうと言っても、誰も付いてきません、人々は付いてきません。知識人が脅かし屋として、これを英語でいうとアラームリスト（アラームを鳴らしている人）と言いますが、警鐘を乱打するわけです。警鐘を乱打しても、これはただ騒いでいるだけ、過剰に言っている。今はそんな状況ではないですよ、ファシズムなんてとんでもない、平和な時代ですよ、と人々は付いてきてくれません。これは2014年でもそうです。

先ほど言いましたけれども、日本は前夜だ、あるいはファシズムだと言ってもいいです。言っても、皆が付いてきてくれるわけではありません。それは、1930年代のドイツでもそうだったのです。こういう難しさがあります。その時に、人々は警鐘を乱打すればどんどん付いてきてくれると知識人は思いがちだけれども、そうはならないのだということを丸山さんは言っています。これは60年安保のときのことも踏まえて当然考えています。そんな簡単なものではありません。知識人が最も外側の部分に寄り添って、最も過激派の部分に寄り添って、最初に抵抗しようと言っても、それは非常に無力だと思っているわけです。それではどうすればいいのかというと、丸山さんにも答えはないのです。

しかし、この内側と外側を媒介する必要がある。その媒介をするためには、内側の人々の論理から出発しなければいけないと彼は言っています。これは戦後、丸山さんの後継者の知識人がいろいろおりますけれども、あまり指摘されていません。丸山さんは、戦後民主主義を語っている多くの人々が言っていることとちょっと違うことを述べています。多くの戦後民主主義派は、要するに

警鐘を乱打すればいいと言ってきましたけれども、それだけでは無理だということはかなり早くから言っています。内側から出発するというのは、丸山さんを批判したような人々、例えば吉本隆明という文芸評論家がいきましたが、彼は、丸山さんに対して粗雑な批判を様々行っています。

それから吉本さんの後継者、例えば加藤典洋さんという文芸評論家がいる、彼は吉本隆明の弟子を自ら任じている人です。このような人たちが、ずっと丸山批判を行ってきました。その中でいつも言っているのは、丸山は外から批判しているということです。しかし、そうではありません。もちろん丸山は外から批判していることもありますが、ここでは吉本さんとか加藤さんが言っている話と同じような話をしています。内側から出発しないと、人々は聞いてくれない。それでは、内側から出発するというのはどういうことなのか、これはとても難しいわけです。

## ■排外主義と朝日新聞批判

講演の最後にポピュリズムの話をするつもりなのですが、そこにつながってきますので、関連した話を先にします。今はヘイトスピーチという、排外的なことを述べるような人々、在日特権を許さない市民の会、在特会と言われている所ですが、大臣がそのような人たちと一緒に写っている写真が明らかになりました。昨日から本日にかけて、安倍さんもちゃんと一緒に写っていることが明らかになっていて、皆友達だということが分かりました。しかも、随分昔から友達だったということです。

こういう在特会系の人とかいろいろな人たちが、排外主義的なことを行っています。しかも、それだけの現象ではなくて、もう少し外側の、コアな排外主義者から広がりつつあります。これについては、当然、知識人側というか、そちら側からは反知性主義ということになるわけです。私もそのように言っていることもあります。反知性主義、あるいは理性がないとか、啓発されていないと幾ら言ってもなかなかなくならないという問題があ

ります。これをどうするのかというのが、いわゆる朝日新聞に対する今のバッシングです。

朝日新聞自体、いろいろな点で非常に大きな問題があったと私も思います。それをきっかけにして、言説構造そのものを変えようとしている今の動きはもちろん非常に大きな問題です。このようなことに対してどのように対抗していくのかということは、この内側と外側をどうつなぐかということ、つまり、より幅広い形で権力の暴走を止めるためには一部の人たちではなくて、かなり多くの人々を巻き込んでやっていかなければなりません、そのようなことはどのようにしたらできるのか。これは、50年前に丸山さんが提起しながら、彼自身も別に答えがあったわけではありませんが、私たちに残されている問題です。

先ほど述べましたように、とにかくただ権力を批判するという方向もあります。もちろんこれは役割分担として、そのような人がいてもいいわけです。とにかく、権力はすべて批判しますというのは必要なのですが、同時にそれだけではまずいというときに、どうやってより健全な政治権力の在り方につなげていくのかという問題です。それがどうすれば実現できるかということですが、今年問題になった幾つかの事柄について考えていきます。憲法解釈の変更、あるいは、安全保障問題一般、原発の問題について少し考えていきます。

憲法解釈の変更に関しては、ここで大きな鍵になっていたのが、先ほど申し上げた憲法と政治の関係、あるいは憲法と権力の問題です。政治に任せなさい、白紙委任しなさい、最終的には時の政府の判断に白紙委任して、そして問題があれば後で事後評価だけ、それが歯止めなのだというやり方です。結局のところ、安保法制懇に関してこれが出てきてから、私も何人かの憲法学者や政治学者を中心に、対抗的な言論を主張するような会を作っています。そのような中でそれなりに推進派の方々と論争を通じて明らかになったことは、そこところが争点だということです。要するに、安全保障問題というのは時の政府が一元的、一義的に判断する問題で、それ以外のものではないという考え方が一方にあります。

それに対して、権力をそのように一元化し、絶対化することは危険だという考え方があります。こちら側はその考え方です。これは、本来ある程度バランスの問題だと思います。これは秘密保護法についても私自身はそのように思います。例えば、国家機密とか、そのようなのではないほうがいいという考え方もあります。あるいは国家機密そのものを否定する考え方を持っている方もいると思うのですが、それはなかなか難しい。国家機密自体は一定程度必要でしょう。ただ、それをどうしたら暴走しないように、何でもかんでも国家機密にするとか、特に政府にとって都合の悪いことを恣意的に国家機密にするとか、そのようなことができにくいような構造をどう作るのか。これは、バランスの問題です。

それから安全保障に関しても、いわゆる軍事的な安全保障というのは、そのものを否定するという考え方もあります。これは別の言い方をすると、個別的自衛権も否定するということです。実際問題として、私と一緒にやっている憲法学者のほとんどの人は、本当のところは自衛隊違憲論なのです。そのように教科書にも書いてあります。憲法9条と自衛隊の存在は矛盾するということです。矛盾しないと言っているのは、私とたまに対談をしている長谷部さんぐらいです。長谷部恭男さん（早稲田大学教授）は、2006年ですから7、8年前に、ちくま新書で『憲法と平和を問いなおす』という本を書かれました。ここで、個別的自衛権と立憲主義は矛盾しないと言いました。立憲主義というのは、人々が共存することを目的としているので、そのためには安全保障そのものは立憲主義ととても深い関係があります。したがって最低限の、つまり1970年代以来の政府解釈の線での個別的自衛権、要するに自衛隊ということになりますが、これは立憲主義とは矛盾しないのだと。例えば、全く一切の軍備を否定するという考え方、自分は安全よりも不戦を重視するというパシフィズム的（絶対平和主義）な考え方は、特定の価値観であって、それを他人に押し付けるということは、立憲主義に反すると言っています。

これを、彼が2006年に書いたときにはかなり批

判されていました。ほとんどの憲法学者が、個別的自衛権否定論を立てているときに、これはかなり特殊な説でした。ただ今回、集団的自衛権という話が出てくると、それでは集団的自衛権を否定するときに、自衛隊も一切否定しますというところで聞えるのかということ。結局のところ、個別的自衛権は認めるという話の、その線のところで私たちも闘っているわけです。

私は、2006年に長谷部さんがそれを書いた頃から彼と付き合っていますが、私自身の立場は、個別的自衛権、自衛隊は違憲論の立場に立っていません。これは、先ほどの権力は一定程度認めるということとも関係しますが、権力を全否定しない。国家の存在そのものを否定するというような考え方に立ちません。いわゆる安全保障についての国家の役割を一定程度認めます。ただ、そのことは安保法制懇の人々が考えているような、拡大路線を認めることとは全く別な問題であるということです。

彼らの考え方の前提としている戦争観自体は、非常に古い戦争観です。要するに、海で外国の船と戦うみたいな、日本海海戦みたいな戦争観なのです。しかし、現在の安全保障問題というのは、サイバーテロ、あるいは国内でのテロ、最近もいろいろな話が出ていますが、このような形で戦争が行われる中では、全く時代遅れの認識に立った考え方です。軍事同盟を作れば安全が増すなどというのは、これは正に冷戦的な思考、軍事同盟というものが非常に強力に主張されていた冷戦期の考え方を引きずっています。そのようなことを批判しているわけです。

## ■安倍政権は粗雑に右にずらそうとしている

しかしながら、このような問題も、先ほどから申し上げているように、私たちは権力を警戒しなければいけないのですが、他方で権力を全否定できないという、私たちが自由民主主義体制を取っている以上、そのような難しい局面に置かれています。その中で、ある種のバランスをとって従来置かれてきたものを、安倍政権は全部粗雑な形で

その線をずらそうとしています。要するに国家主義的な方向に、あるいは権力一元化、治安主義的な方向にずらそうとしています。

そうすると、右へずらそうとされたら、対抗側としては左に張らなければならない、非常に分かりやすく言えばそのようなことになります。今までであった線を、向こうは右に行こうとするのなら、こっちはうんと左に振らなければなりません。そうすると、推進側から私たちの主張に対して、古めかしい主張だと言われます。戦後の左派の主張を繰り返しているという批判を一部の人をしています。そのように追いやったのは誰か。要するに、先ほどの問題と同じで、権力をあまりに粗雑に行使されれば、対抗上それに対しては反権力的な立場を取らざるを得ません。そのような所にある種追いやられていくのです。

そのような意味で、私は、この間かなりいろいろと居心地の悪い思いをしています。自分自身が思っている以上に、反権力的なことを言わざるを得ません。本当は、もうちょっと健全な権力を作りたいというのが私の立場なのです。しかし、向こうがあまりにひどいので、言っていることは、こちらも徐々に売り言葉に買い言葉になります。こういう居心地の悪い状況に置いたのは誰かといえば、それは安倍さんたちです。そのような不満を持っています。それは単なる不満というよりも、結局のところ、先ほど言いましたように、内側と外側の分断ということ、向こうは仕掛けてきているということで、これは極めて危険なことです。

原発の再稼働問題というのがとても大きな問題になってきています。先ほども申しあげましたように、丸山真男は、戦前の体制において誰がものを決めていくか分からない、このことを「無責任の体系」と表現いたしました。日本の戦前において、誰が開戦に至る決定をしたのか。この辺は最近昭和天皇の実録が出て、歴史家が今読んでいるところだと思います。これはいろいろ操作されたデータですけども、しかし読んでいくと、多分今までよりも分かること、昭和天皇がどこまで関与していたのか、あるいはしていなかったのかという問題が明らかになっていくと思います。しか

し、トータルとして日本の戦前は、ある種皆お互いに意思を付度し合いながら、自分自身は責任を取らないという曖昧な中で権力が暴走していくというような体制だったと丸山さんは鋭く指摘しました。

## ■原子力村のひとは過去にしがみついている

このような問題に関して、戦後はどうなのか、そこまでひどいのかと、私も最近まで思っていました。しかし、福島原発事故後に明らかになったことは、戦前の軍国主義体制に当たるものは戦後の原子力体制だったということです。このことをはっきり意識していなかったというのは忸怩たるものがあります。原子力体制というのは、もちろん電力体制ということですけども、戦前の軍事力と同じような意味で、戦後の日本の体制を動かす経済の駆動力としての電力を地域独占的に維持することは、言わば国体になっています。国家の存立に関わるイデオロギーと考えられているわけですから、これを絶対に守るというある種の戦前の国体を守ると同じぐらい、戦後の原子力体制を守りたいという、ものすごく強い体制があります。

この原子力体制の在り方についてはどのように考えていくか。私は、理科系の人たちと一緒に考えるような所にも動員されています。そのような所で見ていくと、これは名前を出してもいいと思いますが、例えば吉岡斉さんという九大の先生がいます。吉岡斉さんというのは、日本の原子力発電というか、電力の歴史について、『原子力の社会史』という非常に大きな本を書かれた方です。

彼は、原発廃止派なのですが、この間、原子力関係の委員会にずっと入ってきました。反対派のアリバイ的に入れられてきた方です。吉岡さんと話をしていると、原子力の科学者というのは大変に特殊で、普通の科学者とは違うといっています。

これは名前を出せませんが、日本の代表的な科学者と話をしたときに、彼も言っていました。普通、科学者というのは、新しいものが好きです。新しい技術を信用します。古い技術というの

は、科学者は普通嫌がります。ところが、原子力に携わる人だけは、50年前の技術にしがみついているのです。古い原子炉だったら新しくしましよ、こんな古いのは危ないからとか、失敗したら、これは駄目な技術だったのだから、もっと良い技術を作ろうとかいうのが、普通の科学者たちだと言うのです。しかし、原子力に携わる人たちは、そうではなく、50年前の技術が正しかったとか、別に間違っていなかったとか言っているそうです。これは、ちょっと科学とは違うのではないかと言っています。

別に原子力科学者たちを貶めているわけではなく、原子力というのは、日本の戦後体制の中で普通の科学とはちょっと違う所に置かれているということです。日本の国体を維持するということですから、そのためには嘘でもほめ称えます。一種のイデオロギー的な構造になってしまっています。日本が、これは問題点があるとちょっとでも指摘するとナショナリストがこれを批判してきます。自虐史観だとか言って、日本はこの点は反省すべきではないとか、植民地主義については、当然これは反省すべきだと言うと、それに対して自虐的とか、ちょっと間違えるとそこに突っ込んできます。

それと同じような態度を、原子力推進側は採ってきました。そこまで頑なになるのは、絶対に日本のような所では地理的条件でむずかしいにもかかわらず、これを守らないと日本の戦後体制は崩壊するというある種の強迫観念が強くあるからです。そこから逆算して、嘘でもいいからとにかく守るというように、科学とは全然違います。科学というのは、本来間違ったらすぐ改めるものです。

なぜそのような体制になってしまったのか。これはある人の意見ですが、やはり原子力などの巨大なエネルギーに関心を持って集まって来る人は、そもそも科学とは違う何らかの思いがある。資源のない日本において、こういう爆発的なエネルギーによって日本を豊かにする。ある種の経産官僚と同じような発想がもともとある。科学とはちょっと違うところ、日本の成長というところに関心があるのではないかと。

ですから、通常の科学技術の問題とはかなり違うわけです。そして原子力に関わる問題というのは、廃棄物の問題を取り出してみても、これは数百年どころか数十万年という時間を今また議論しなければなりません。そのような中にあるわけです。そうしますと、現在の私たちがこれをどうするかということ、結局数万年、数十万年後の人々の生活を左右してしまうというような非常に大きな問題だと思えるのです。しかしながら、こういう自覚をしないことが、現在の政治体制です。

原発の再稼働というのは、単に一つひとつの原発の再稼働というよりも、原子力体制、これまでのシステムそのものの再稼働というような意味を持っています。このエネルギーの集中は、権力の集中と非常に深く関係があって、これからも正に国策的に日本の経済を、中央集権的に維持していくという、ある種の意思表示の側面を持っているのではないかと考えています。

## ■安易に敵をつくるポピュリズム

最後は先ほども申しましたポピュリズムの問題について一言だけ触れます。ポピュリズムというのは、橋下さんがポピュリストなのではないかということです。安倍さんについても、ポピュリスト的なリーダーと批判する人もいます。その少し前には、小泉さんが、典型的なポピュリスト的なリーダーでした。ただ、ポピュリズムという言葉はとても難しい言葉なのです。1つは、いろいろな意味があって曖昧だということ。もう1つは、ポピュリズム批判というのは、ちょっと間違えるとすぐにデモクラシー批判になって、民主政治そのものを批判することになることです。ポピュリズム的な指導者はとにかく人気があります。

人気がある者が政治をやっているのはおかしいと言っていくと、それでは全然人気のない人が政治をやるのがいいのかといえば、それでは民主主義の否定になってしまいます。やはり、民主主義というのは、人気があればできません。ですから、ポピュリズム批判というのは、ちょっと間違えると本当のエリート主義になってしまうので注

意しなければいけません。他方で、民主政治だったら何でもいいのか、人気があれば何でもいいのか、皆が支持していれば何でもいいのかというと、そうではないと考えるとすれば、やはりポピュリズム批判は一応成り立つと私は思っています。

ポピュリズムには幾つかあります。アメリカのポピュリズムは特殊で、皆さん御存じのティーパーティーがあります。日本でもこれをすごく褒めている人もいますが、やはりこれはかなりいろいろな問題がある運動です。このティーパーティーにつながるような動きというのは、アメリカの伝統的なある種の反中央集権的、反独占的な考え方です。アメリカの連邦政府が悪い、大企業が悪いということは、地方は正しい、小企業は正しい、こういう考え方です。

そこから反中央集権的、反独占的な考え方で、こういう人たちが1920年代とかいろいろな時に出てきます。現在だとティーパーティーになります。こういう組織というのは、俺が俺がという人たちですから、余り特定のリーダーの所にはまとまりません。ティーパーティーというのは、特定のリーダーはよく分かりません。傑出したリーダーというよりも自分たち、私は普通の人で、その人が正しいのであり、大企業は間違っていると思っています。権力分散的ですが、しかし運動体であります。

一方、ラテンアメリカ型というのもあります。ラテンアメリカとかフィリピンでは、誰か人気のある人がいて、そこに集まってきます。ペロンとかです。このようなのはカリスマ的なリーダーがいて、この人に付いていこうということですから、ティーパーティー型とは違います。ただ、この人たちが人気取りの政策を取ると言われています。

現代では、小泉さんも郵政を民営化すれば全てうまくいくと言っておりましたが、ある種のラテンアメリカ型です。橋下さんの場合もそうかもしれません。サッチャーの場合には、労働組合はとにかく全部悪いという考え方でした。日本でポピュリズムというのは、この間は比較的公務員叩きという形で、

正に自治労を叩くというポピュリズムが盛んでした。1990年代ぐらいから、特に2000年代になって、橋下さんだけではなくて、各地において、公務員、教員を叩けば全部うまくいくと言われていますが、これは、日本型のポピュリズムです。

最近はこれに加えて、これは外国の模倣という側面がかなりあると思いますけれども、先ほどのヘイトスピーチみたいに、外国人排斥的なものが出てきています。これも、一時は相当孤立した運動でしたけれども、最近ではネット空間などが特にひどい状態です。外国人排斥的なポピュリズムがかなり広がっているかもしれません。こういうポピュリズムというのは一体どこにその本質があるのでしょうか。人気があればポピュリズムだとは言えません。ポピュリズムというのは、ここが悪い、ととても単純な議論をします。社会の特定のセクター、それは外国人が最も見えやすく、あいつらは悪い、あるいは、公務員は全部税金泥棒だ、というような形で、ある特定のセクターの問題だけに議論を集約してしまいます。そのような形で、あそこを叩けばいいのですよ、あそこを叩くために私を支持してください、あそこを叩く運動に参加してください、という形で動員するのがポピュリズムだと私は思っています。

それは、もちろんそのような「あそこ」に問題があるかもしれません。場合によってはそのような移民労働者の中に問題がある場合もあるかもしれません。あるいは、公務員の綱紀が乱れているとか、もちろんそのようなことはあるのですけれども、しかしそこに全ての問題があるわけではありません。一時期、橋下さんの勢いが非常にあつ



たときに、彼は大阪の問題は基本的に全部そのような公務員の問題だと整理していましたが、誰が考えても、そこだけに問題が集中しているはずはありません。もっと構造的な問題であるわけで、経済構造、社会構造の問題があるわけです。

## ■結局社会の構造を変えることが遠回りでも解決策

ところが、そのような構造的な問題を共有することは人々にとって大変に不愉快なことです。要するに、自分たちの社会構造を変えなければいけない、あるいは自分たちの経済構造を変えなければいけない、あるいは自分たちの経済構造自体に大きな問題があつて、簡単には解決しません。例えば、そのようなグローバル競争の中で、自分たちの地域が競争力を失って、グローバル競争そのものから離脱することも難しいというようなことがあつた場合に、この問題に直面しても、なかなか出口がないし、人々としては不愉快なのです。自分たちが行動様式を変えなければならないかもしれません。

それに対して、自分が悪いのではなくて、公務員が悪いとか、外国人が悪いということでしたら、自分は何も変えなくていいわけですから非常に楽なわけです。ですから、そのような答えを安易に求める傾向があります。これが最も典型的に起こつたのはヨーロッパにおけるユダヤ人迫害で、先ほどのナチズムの問題というのは、この最も典型でした。ユダヤ人の迫害というのは、ナチスだけが行つたわけではなくて、19世紀にはロシアでも繰り返し行われています。常に社会に経済危機とか、社会的にいろいろな矛盾が発生したときに、そのような特定の悪を指名するというのが、共同体にとっては構造的に最適な解決なのです。

これに対して、私たちは一方でけしからん、こういうことをやってはいけないのですよという教育をしていくことはもちろん必要ですが、それはなかなかありません。つまり、そのようなやり方を求める社会的なニーズがあります。そのことはニーズがあるから仕方ないと申し上げている

わけではもちろんなくて、そのぐらい根深い問題だということを踏まえて、私たちは考えていかなければいけないのではないかと考えているということです。

現在の安倍政権は、単に個別の政策において暴走しているだけではありません。先ほどから申し上げているように、正にヘイトスピーチ等を繰り返すような人々と人脈的にもつながっているような人たちが、現在政権を取っているという状況の中で、私たちとしてはどのように考えていけばいいのか。先ほどの丸山さんが出した、内側と外側をどうつなぐか。特に、人々が経済的、社会的な困難の中で、見えやすい答えというか、見えやすい敵みたいなのを求めています。そのような構造の中で、それとは違うオルタナティブを、違う見方をどのように出していくのか。私自身は、先ほどから申し上げているような、構造的な問題を直視するという愚直に説いていくしかないのではないかと、思うのです。

決して、分かりやすくマイノリティを排除すればいいとか、あるいは国家主義を強めればいいというような問題ではなくて、私たち自身の共有している問題、社会的、経済的な構造を変えていく。それは別な言い方をすると権力の在り方を変えていくということなのですが、そのような問題なのだという考え方を共有することが、結局迂遠なようでいて、近道ではないかと思っております。

あまりにもまとまりがない話で恐縮ですが、とりあえず私の話はこれで終わらせていただきます。

### 講師紹介

すぎ た あつし  
杉 田 敦 氏

法政大学 教授

＜略歴＞ 1982年東京大学法学部卒業 同大助手、新潟大学法学部助教授、法政大学法学部助教授を経て、1996年から現職。

＜専攻＞ 政治理論

＜著書＞『政治的思考』（岩波新書）、『デモクラシーの論じ方』（ちくま新書）、『これが憲法だ！』（共著、朝日新書）など多数。

2014年9月20日収録

## 第9回千葉県地方自治研究集会 パネルディスカッション

司会 宮崎 伸光 千葉県地方自治研究センター 理事長  
パネラー 杉田 敦 法政大学教授  
小西 洋之 参議員議員  
廣瀬 理夫 弁護士

◆廣瀬 理夫 (ひろせ よしお)  
弁護士。中央大法卒、総武法律事務所を経て現在、渚法律事務所所属、平成17年度千葉県弁護士会会長「戦争をしない1000人千葉委員会」の活動等を通じて憲法9条を守る行動を展開中。



◆小西 洋之 (こにし ひろゆき)  
1972年徳島市生まれ、東大教養学部卒、郵政省就職、2004年コロンビア大学国際・公共政策大学院修了、総務省等を経て、2010年参議院千葉選挙区で当選。予算委員会委員、憲法審査会理事、国会で安倍首相に立憲主義について鋭く追及。



大和久正 (総合司会) パネラーの方を紹介させていただきます。

初めに、先ほど講演いただきました杉田敦先生でございます。続きまして国会で安倍総理に鋭く立憲主義について厳しく迫っておられます小西洋之参議院議員です。千葉県内で憲法9条を守る活動を行っていらっしゃいます廣瀬理夫弁護士でございます。司会は千葉県地方自治研究センターの宮崎理事長をお願いしております。よろしくお願いいたします。

○宮崎 (司会) それでは、パネルディスカッションに移っていきたくと思います。先ほど杉田先生に講演をお願いしたわけですが、引き続きこの席にも残っていただき、コメントをいただくかと思っております。

杉田さんは、大学で同僚ということでお付き合いしていますが、普段は非常に温厚にしてリベラリズムの立場と言いますか、あらゆる主義主張に対して、一定の距離を置いて、非常に紳士的に物事を語る方なのですが、今日は熱く語っておいりましたね。中央のラインが右側に寄せられたら、対抗して左へ持っていくしかないだろうというお話もありました。ちょっと普段と違ったお話を聞けたかなと思っております。

今日、お招きしたお二方は、皆さん既に御存じのことと思います。杉田さんからは、このところの日本がすでに戦争状態に入っているかもしれないというお話がありましたが、平和問題、憲法の問題に非常に造詣が深く、様々な所で活躍されている方々です。杉田さんを交えてディスカッションをしていきたいと思っております。とはいえ、残された時間を見ますと、パネラー同士の議論を

十分に作る時間は取りにくいかと思いますが、進行につきましての御協力をよろしくお願いいたします。

では、まずは小西さんからお話をお願いしたいと思います。小西さんは、もともとはお医者さんを目指していた方と承っております。それでは、20分弱ぐらいでお話していただきたいと思っております。

○小西洋之 皆さん、本日はこうした貴重な機会にお招きいただきまして、ありがとうございます。常日頃、椎名委員長、宮崎理事長をはじめ、皆さんには大変お世話になっております。参議院議員の小西でございます。今20分ほどとおっしゃっていただきましたが、頑張って15分ほどで、お話をしたいと思っております。

私は、杉田先生と長谷部東大教授(早稲田大学に移られましたが)との朝日新聞での対談を欠かさず読んでおりました。今日はこのような機会をいただきましたので、国会図書館で過去の対談のコピーを全部取り寄せて目を通してみました。民主党政権の時代から杉田先生がおっしゃっていたことをキチンと民主党が守らせていけば、このような状況にはならなかったのではないかと昨今かみしめております。



私のほうは2点、杉田先生のお話を伺って、少し考えさせていただいたことと、杉田先生のテーマ「暴走する権力と民主主義」を踏まえて、安倍総理の暴走と、私がささやかながらどのように国政の場で闘ってきたかということについて報告させていただきたいと思います。

## ■安倍政権は実質的なクーデター

初めに、先生のお話でひたすら学ぶことばかりだったのですが、私は、今、安倍総理がやっていることは、本当にクーデターと言いますか、ファシズムそのものだと考えております。あとで何が起きているか説明させていただきたいと思います。

杉田先生がおっしゃっていたように、単に権力を警戒するだけではなくて、キチンとした権力を民主主義として育てなければいけない。まさに私もそのとおりだと思います。民主党が政治集団として政権を担い、また責任政党としてしっかり運営ができなかった、その原因を確認していかなければいけないと思います。

そうは言いつても、今の目の前の現実的な課題として、安倍政治がどのように日本の民主主義を壊してきたのか。例えば、昨年8月に小松法制局長官が就任しました。私はかつて霞ヶ関で働いていた人間ですが、法制局はいろいろな悪口を言われておりますが、私から申し上げれば、国の侍集団でした。内閣法制局に審査を緩めてもらって、いい加減な利益誘導の法律を作ってほしい、あるいは今回のような例ですが、内閣法制局に既存の法令の解釈をいい加減なものにしてほしいという圧力、誘惑は山のようにありました。そうしたものを決然とはね返して客観的な法令解釈を守るというのが、実は内閣法制局の役割です。私も総務省の職員時代、小泉総理、安倍官房長官の下で担当していた放送法について、正しい解釈をしますと、当時の安倍官房長官にとっては、都合の悪い解釈になってしまうのです。それを国会答弁で求められることになって、私は正しい解釈で作ったわけですが、私の上司たちが心配して、別のとんでもない解釈を言い出したのです。しょうがないので両論併記で内閣法制局へ持っていきま

したら、一言「お前らは、何、馬鹿なことを言っているんだ。正しい解釈はこれに決まっているだろう」ということになり、安倍内閣官房長官に非常に都合の悪い解釈を、当時の小泉総理大臣が衆議院の本会議場で読み上げたことがありました。NHKの従軍慰安婦等々に関するテーマの番組に政治介入があったという事件が今年ありましたが、その当事者の1人が安倍総理ではないかということでした。

今、私が思っておりますことは、安倍総理が行ってきた小松内閣法制局長官の任命あるいは特定秘密保護法の制定、そして、集団自衛権に関する解釈改憲に至るまでの、安倍政治によって壊されてきた日本の民主主義をしっかりと検証することです。そして、将来、安倍総理を倒したあとに、再びこのようなことが起こらないような様々な法改正をする必要があるのではないかと考えています。

それと同時に、民主党はじめ野党が、今回の7月1日の解釈改憲を、なぜ止められなかったのか。私たち野党に何が足りなかったのかということも、しっかりと検証しなければいけない。そのことをごく一部ですが、先生の話の中から考えさせていただきました。

## ■安倍総理の本質

7月1日の安倍総理による憲法9条の解釈の変更は、一体何なのか。それを行った安倍総理は、一体どういう人間で、どういう政治家なのか。その本質について、私が考えるところを少しお話しさせていただきます。

テーマは憲法13条という条文です。憲法には全部で100条の条文があります。細かいことを言うと、103の条文があるのですが、実はたった1つの条文の価値を実現するためだけに残りの99条の条文が存在するという構造になっています。その究極の条文は何かというと、憲法13条という条文で、「すべての国民は、個人として尊重される」というものです。つまり、戦前の天皇主権の国ではなくて、国民主権であるということです。私の父親は脳卒中で倒れて、右半身麻痺で、いわば寝たきりだったのですが、父親のように、身体に大

きな障害を持っている者であっても、私のようにお陰様で五体満足で元気に飛び回っている人も、人間としての価値はみんな同じである。そのかけがえのない尊厳というのは誰からも否定されない、守られなければならない。同時に、そういう尊厳を持った人は1度きりの人生を最大限幸せに生きられるように、幸福追求権という言葉で表現されていますが、その幸福追求権をきちんと調整しましょうということで、「公共の福祉」の原理という言葉が書かれています。一言でいいますと、憲法13条は憲法の目的そのもの、国民のかけがえのない一人ひとりの尊厳を守り抜く、それを守り抜きながらみんなで幸せに人生を全うする、というような社会を作ると書いてあるのです。

皆さんは御覧になっていると思いますが、自民党の憲法草案の第13条は「公共の福祉」という言葉を、「公益及び公の秩序」という言葉に取り替えています。結論だけ申し上げますと、国民の自由や権利あるいは尊厳よりも、公益又は公の秩序のほうを優先するということです。これは大日本帝国憲法と全く同じ憲法になってしまうのですが、実は安倍総理は今年に入って衆参の本会議場で、「私たち自民党は、このような21世紀にふさわしい憲法草案を作りました」と何度も宣言しております。

今から約1年半前には9条の解釈改憲を強行してくるとは思っておりませんでした。このように憲法の基本精神を蹂躪する政治が登場するという動きがありましたので、決意を持って安倍総理に予算委員会で襲い掛かったことがありました。

それは何かと申しますと、今、申し上げた憲法13条について、2013年2月に民主党の藤末議員が、安倍総理に質問したのです。なぜ公共の福祉という言葉が公の秩序と変えるのですか、なぜですかと聞きましたら、安倍総理が答弁に立って、なぜ変えたかって、そんなこと言われたって、長年、公共の福祉についてどのように議論されていたかはよく知らないけれど、憲法については、何ものにもとらわれず清らかに水が流れるかのように、我が国の大切な伝統文化のことも考えながら、自民党は新しい草案を作ったと言うのです。全く趣旨不明な、とんでもないことを言ったのです。

私はちょうど予算委員会で安倍総理の答弁を聞

いていて、「あっ、この人は憲法を何にも分かっていない。憲法で最も大切な13条についても、何も分かっていない」と思いまして、そこから1か月間準備をして、安倍総理に襲い掛かりました。安倍総理は端的に、憲法13条というのを本当に知っているのか。1か月前に彼は答弁しているわけですから、知っているだろうと思いますが。「個人の尊厳を尊重する条文は何条ですか」「知りません」。「幸福追求権を定めた条文は何条ですか」「知りません」。知らないのなら13条というのを教えてあげますと申し上げて、教えてあげました。内閣総理大臣として、あなたの言葉から13条の意味について国民に語ってくださいますとききましたが、何も語りませんでした。「じゃあ、13条の公共の福祉を、なぜ公の秩序と変えるのですか、説明してください」という質問にも何も答えられませんでした。

芦部信喜さん（東大名誉教授）という、憲法を学んだことのある人ならどなたでも知っている日本の戦後の憲法学を体系立てて作られた方がいらっしゃるのですが、「芦部信喜さんという憲法学者を御存じですか」と聞きましたら、にやにや笑いながら「知りません」。あと、現代の代表的な憲法学者のお名前を2人出したのですが、やはり知らないと答弁していました。つまり、安倍総理は憲法というのとは一体何であって、何のために存在するものかを全然知りません。しかも彼は20年間国会議員として活動していますが、20年間ずっと憲法改正を主張しながら、憲法について何も知らずに政治活動をやっているわけです。

## ■国民の幸福追求権を保障する憲法13条

そのことと同時に、実はこの1年半前のときに、私も分かっていなかったもう1つの恐ろしい事実が、この質疑によって明らかになっていたのです。何かと申しますと、憲法13条というのとは、日本の憲法の最も大切な条文であると同時に、先ほど杉田先生に少し御説明いただきましたが、戦争放棄と書いてある憲法9条から、ぎりぎり個別的自衛権だけは合憲とできる唯一の根拠条文です。つまり、憲法9条は戦争の放棄、戦力を保持しない、交戦権は認めないと書いてあります。普通に読む

と、日本は自衛隊すら違憲なのです。ただ、そうは言っても、日本国が無防備で、日本に攻めてくる国があったときに、日本国民を戦いに巻き込むことはおかしいのではないかと考えたときに、この憲法13条という条文があったのです。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」、つまり、国家は国民の命を守りなさいと憲法13条は書いてあるのです。そうしますと、戦争放棄を定めた憲法9条と、そうは言っても、本当に国民が死んでしまうとき、究極の場合、国家は国民を見捨ててはいけないと書いてある13条のギリギリの調和から、自衛隊だけは合憲とするわけです。つまり、日本の自衛隊は自分から絶対攻めないのです。日本に攻めてきた国があったときにそれを追い払う。これを行う自衛隊を持つことはギリギリ9条と13条の調和でできるだろうというのが、政府の解釈なのです。それは実は同時に、集団的自衛権が憲法の条文を変えない限りできない理由になります。つまり、憲法9条の下では、日本は自分から攻めることはできません。日本に攻めてきた国を追い払う、これだけはできるということです。

集団的自衛権というのは、国際法上の定義から言いますと、仮にアメリカと北朝鮮、あるいはアメリカとイランが戦っていて、イランも北朝鮮も日本を攻めていないとします。その際に、日本が攻められてもいない国を、アメリカのために日本がいきなり襲い掛かるといのが集団的自衛権にあたります。自衛隊は他衛隊ではありません。日本の国を守る自衛隊である理由は、同時に集団的自衛権が憲法違反になる理由なのです。つまり、憲法13条を安倍総理が知らないというのは、憲法9条の解釈を何も知らなかったということです。今回7月1日に彼は愚かなことを言っています。「憲法13条に書いてある国民の幸福追求権を守るために、私は解釈を変更したんだ」と彼は言っているのです。申し上げたいことは、今回の解釈改憲というのは、安倍総理が国民を守るとか、そういうことを考えてのものではないということです。かつ論理的な思考ではなく、ただ情念だけで動いているとしか思えません。これが今の安倍政治の実態です。

これは何かと申しますと、衆参両議院に憲法審査会という委員会があります。もし憲法改正があったときに、憲法改正案について議論をして、3分の2の同意を得て、国民の皆さんに合意を得るようにお願いすることになります。その国会での最初の議論をする委員会の役員を私は務めています。6月の通常国会で、国民投票法、つまり憲法改正の手続法の一部を改正する法律が成立しました。実は、私は党内で反対していました。安倍総理という恐ろしい人間と、とんでもない自民党のいるときに、憲法改正の手続法などを完成させるのは国民にとって恐ろしいことになりますので、これは優先事項ではないと反対していました。解釈改憲に反対するのであれば、解釈改憲ではなく憲法改正で勝負をしてきなさいと安倍総理を迫っていくことが必要であり、そのためには手続法がないと駄目だろうという、いろいろな意見がありまして、やむを得ずなのです。ただ、私はやる以上は安倍総理をとにかく打ち負かし、それと同時に自民党が進める恐ろしい政治を止めたいと考えています。正直な気持ちを申し上げれば、国民の皆さんを守るといふ思いで、改正国民投票法の付帯決議を、参議院憲法審査会において、自民党の反対していた人たちを説得して、成立させることができました。

この決議文にはいろいろなことを付けさせていたのですが、決議文の第6項に書いてあることは、一言でいうと、政府が憲法の解釈を変更するときに、政府だけで勝手に行うな。日本は議院内閣制の国だ。議院内閣制というのは、国会の監督の下に内閣が行政を行う。つまり、国会は60年間憲法9条の政府の解釈を国民の皆さんに代わって監督してきたのです。憲法9条は60年間、最も国会で議論された条文です。

国会審議は何をやっているかという、議院内

### 改正国民投票法附帯決議 第6項

2014年6月11日 参議院憲法審査会

六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

閣制の下で、国民の皆さんに代わって、我々国会議員が歴代の政府にも憲法解釈を確認して、確立し、それを維持してきました。それにもかかわらず、7月1日の解釈変更案は国会で1度も議論されていません。私も国民の皆さんと同じで7月1日に初めて見ました。この国は議院内閣制なので、国会のルールとして、そんなことは許さないというので、決議文は成立しました。成立させていただいたのですが、最後に「国会での審議を十分に踏まえる」と書いていますが、これだけ日本語として否定しようがないように書いたのですが、安倍総理は、これを無視して閣議決定を強行しました。

### ■参議院で自衛隊の海外派兵を禁ずる決議が存在する

もう1つは、1954年の話ですが、憲法の拡張解釈、憲法の解釈を変更して自衛隊を海外派兵することを禁ずるといふ参議院の本会議決議があります。1954年というのは、自衛隊法を作ったときですが、自衛隊という実力組織を日本で作るに当たって、過去の過ちを繰り返してはいけないので、当時の参議院が全会一致の本会議決議として、憲法の拡張解釈を許さない、自衛隊の海外出動を許さない、つまり集団的自衛権を許さないという本会議決議があります。私はこの決議を本年5月の本会議の壇上で読み上げて、安倍内閣に対して、このような本会議の決議文があるのに、参議院の中でこの本会議決議を無視して閣議決定で憲法解釈を変更することを答弁できるのかと迫ったのですが、結果的には本会議決議を無視して、7月1日の閣議決定を強行したのです。

時間がありませんので駆け足で話します。7月1日の閣議決定ですが、私は国会の閉会中に一生懸命研究しました。一言でいうと、事実のでっち上げです。安倍総理は、国民が死ぬことが想定されるので、その国民を守るために集団的自衛権を行使すると言っています。では、日本が攻められてもいないのに、どのようなときに国民が具体的に死ぬのか。実はその国民を安倍内閣は見付けられないのです。見付けていませんという国会答弁を内閣法制局長官は行ったのですが、そういう事案のでっち上げと、あと昔の憲法解釈、9条の解

### 自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議

昭和29年6月2日 参議院本会議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。  
右決議する。

釈と同じ基本的な論理で対応すると言っていますが、その最も大切な平和主義という論理を切り捨てて、この閣議決定を作っています。ですから、事実のでっち上げと論理のすり替えが、この7月1日の閣議決定の本質です。これを9月29日からの臨時国会で争点化して、とにかく閣議決定を撤回させない限り、来年の春には法律が作られて、戦争ができる国になってしまうという危機感を持ちながら、この臨時国会には、私も決意を持って臨んでまいりますので、皆さんの御指導をよろしくお願いいたします。

○宮崎（司会）ありがとうございました。続きまして、廣瀬弁護士にお願いいたします。廣瀬さんは以前、千葉県の弁護士会の会長をされていたことがあります。千葉県の弁護士会は、この間、集団自衛権行使反対のデモをやりましたね。社会運動に取り組む闘う弁護士会です。それでは、よろしくお願いいたします。

### ■弁護士会で集団自衛権反対の手作りデモ

○廣瀬理夫（弁護士）只今、御紹介いただきました弁護士の廣瀬でございます。千葉で35年ほど弁護士として活動しています。今日のお話で、杉田先生から「暴走する権力と民主主義」というテーマで、現在の政治状況について、詳細な経緯を含めたお話を伺いました。私は、実務的に千葉で弁護士活動をする中で、自治労の皆さんと一緒に、憲法講座などを年に1回開催していた時期もあります。今日の参加者の中では、私が1番年長ではないかという思いもあって、少し思い出話も含めながら、お話をさせていただきたいと思っています。

私は大阪で生まれたのですが、大阪という場所は、皆さん御存じのように、被差別部落あるいは

在日外国人の人権に関する差別など、多くの問題を抱えていました。私は、小さい頃から地域でそのような問題が発生していて、考える機会もありました。

その中で、憲法との関わりでいいますと、中学3年生の社会科の勉強をしたときに憲法を初めて知り、そして教師が非常に熱弁を奮って憲法の説明してくれました。私は15歳で単純なものですから感激いたしまして、憲法というものをそらんじるということで、非常に感銘を受けた時期がありました。

ちょうど私が学生の頃は、全共闘世代といえますか、学園紛争で全国が非常に騒々しくなっていた時期でした。その中で、将来を考え、職業として弁護士を選んだということがあります。

弁護士になってから千葉で開業して活動を始めたのですが、その当時から自治労の千葉市職の方々、今、自治労の活動に深く、また強く関わりを持っていらっしゃる皆さんと交流を深めて、憲法記念日近辺で年に一度の憲法集会を全県的な規模で行っていた時期もあります。そのような憲法あるいは自治労の皆さんとのつながりを今も保っていただいております。今日、またこういう機会を与えていただいたことについて、本当に感謝申し上げます。

前置きはこれぐらいにしておきます。先ほど現在の憲法がおかれている状況については、杉田先生からお話がありましたし、また憲法13条の問題については、小西先生からありました。実は小西先生といえますと、この間の弁護士会の活動を通じて、感銘を受けた出来事があります。弁護士会も先ほど紹介いただきましたようにデモ行進を先日行いました。それをを行うに当たって、今回の集団的自衛権の行使容認の閣議決定に対して、撤回を求める運動を強く進めるということが、会長宣言あるいは年1回の総会での決議として挙げられたこともあって、国会議員の先生方に弁護士会の意向を伝えて理解していただくために、議員会館を訪問して要請活動を行っています。小西先生の所にも弁護士会の憲法問題特別委員会に所属する若手の弁護士がお伺いしてお願いをしようとしたところ、反対に小西先生のほうから先ほどの詳細

な憲法の話をしていただいて、非常に感銘を受けて帰ってきました。自分は法学部で弁護士になって、憲法を勉強したはずだが、小西先生の憲法に対する造詣の深いお話を伺って非常に感銘を受けたので、是非、小西先生とは、今後とも引き続いてお話を伺いたいということが委員会で発表されるというようなことがありました。

先ほど明快に先生からお話がありました。もしかしたら個々には異論のある方もあるかもしれませんが、弁護士会の若手が感銘を受けたことによって、この運動をより積極的に担っていこうという発言が出てきたことは、非常にうれしく思っています。また、先生の深く勉強していく姿勢と熱意あるいは現在の政治状況に対する思いというものは、何となく伝わってきたように思っています。

私自身は35年以上、千葉で弁護士として、いろいろな活動をしてきました。ここ1、2年、特に安倍政権になってからは、本当に目まぐるしく動いているように思います。安倍政権が成立した2012年12月以降だけを見ても、皆さん御存じのように、安保法制懇という私的な委員会を2013（平成25）年2月に再開し、その中で集団的自衛権の問題を議論させ始めましたし、去年は国家安全保障会議設置法を成立させ、そして年末には特定秘密保護法を成立させるというように、矢継ぎ早にいろいろな懸案事項を処理してきました。最も大きな問題は、今年の7月1日の集団的自衛権の容認の閣議決定だと思います。これによって戦争をする国、戦争ができる国を作る、あるいはそれができる国民にしていこうという強い決意の現れだとも思っています。戦後の憲法体制といえますか、平和憲法を守ってきた運動に対する最後の大きな挑戦ではないかと思っています。

集団的自衛権の容認の閣議決定を受けて、安倍政権としては、来年度には、それに関連する法案を提出し、成立を図る予定でいることは、皆さん御存じだと思います。これから来年の通常国会にかけて、大きく政権側が動いてしまうのではないかという危惧もあります。今年度内がこの平和憲法の下での政治を続けるのかどうかということの大きな分かれ道になると思っています。

その意味で弁護士会も、今までにない覚悟で活

動したいということで、先ほどお話ししましたように、今週、17日には何十年ぶりかのパレード、デモを行いました。千葉県弁護士会では、20年ぐらい前にも1度デモを行ったことがあります。しかし、今の若い弁護士をはじめ、初めて経験する会員が多く、見よう見真似で自分たちの手でやるデモ行進も初めてで、申請から警察との交渉から全て初めての体験でしたが、やり切ろうということで頑張りました。

それから先ほど申し上げた国会議員の先生方への要請活動を、各議員の事務所にお伺いをし、直接面談をし、意見を伺い、弁護士会の意向を伝えるという活動を行っています。これからもその活動は続けますし、今また憲法の出前講座ということで、憲法問題について講師派遣の依頼をあちこちに呼び掛けております。もし、講師派遣の依頼があれば、弁護士を派遣し、弁護士会の考え方についての理解を求めるといった活動を行っていきたいと思っています。

## ■戦争する国には貧困の問題もある

以上、申し上げましたが、大きく平和憲法の9条の問題が今クローズアップされていますが、実は憲法9条だけの問題では決してないということ。これは戦争のできる国にするには9条だけの問題ではないということだと思います。先ほど小西先生のお話にもありましたように、13条の問題、それから25条の生存権の問題と深く関わっているのではないかと思います。

やはり戦争ができるということは理屈ではありませんし、それを支持する国民が一定程度いなければ、現実の問題としては動かないということだと思います。戦争に行く人、いわば死んでもいい、死ぬかもしれないという戦場に行くかどうかということを決めるときに、理屈では決して決まらないのだろうと思います。多く言われているのは、やはり貧困といいますか、経済的な困窮を原因とし、いわば軍人として戦争に参加していく、あるいは行かざるを得ないという状況に追い込んでいくという政策が一方であるのだろうと思います。

日本も社会福祉の後退、生活保護の切り捨ては、



ここ数年着々と続いています。じわじわとですが、マスコミにも大きく取り上げられないので目立ちませんが、社会福祉の切り捨てによる生活保護者の増加、あるいは生活保護を受けられない生活困窮者は非常に増えてきていると思います。現実には弁護士会でも、生活保護受給について、申請に同行していくという活動を進めています。

国民が、窓口に行っても生活保護を受給することが困難な状況に追い込まれているという現実もあるということです。60年安保の頃にありました総資本と総労働というような、ある意味で分かりやすい構図ではなくて、今は組織された労働組合に入っておられる労働者だけではなく労働予備軍といえますか、労働の能力はあるし、意欲もあるけれども、労働現場に就けない人たち、あるいは市民の総体が、生活の上で様々な問題を抱えています。多くの人々は、このような憲法問題などを冷静に考えて対応すること、あるいは余裕を持って生きようとするのが、なかなか困難な状況に一方では追い込まれているのではないかと思います。

その意味で、今後の運動として弁護士会が考えているのは、皆さんにできるだけ現実を知っていただくという意味で、いろいろ勉強していただく集会、こちらから出掛けていく訪問会議のようなものを多く作っていきたくと思っています。その中で、いろいろな国民、市民あるいは仲間がどういう状況に今おかれているのかということを知ること、そして共感することによって連帯も生まれるのではないかと思います。運動を続けていく上で、理論的な勉強、学習の面ももちろん大事ですが、実際に現場を知る、相手の置かれた立場を正確に把握することも、極めて重要な問題ではないかと思います。

生活全般にわたっていわば分断され、あるいは困窮の度合いを増しているという状況の中で、そ

れを突破して、弱い者が仲間を増やし、共感をし、同じ方向で頑張り、意欲が湧き出るような日常を作り出していく必要があります。そのために、相手の立場を思いやるという機会を、少しでも多く作り、思いを共有していただく取り組みを進めていきたいし、そのことの大切さを皆さんと共有したいと思っています。

## ■戦争をさせない千葉1000人委員会を結成

時間がなくなってきたようですが、先日、非常にうれしかったことを申し上げます。千葉県で、再び戦争をさせない千葉1000人委員会を発足させるべく、記念の講演会を開きました。実は、会場を探したときに、千葉は300人、500人以上の大きな会場は、半年ぐらい前から予約が一杯で、なかなか空いている所がないのです。当初は準備の時間も余りないので、そんなに集まらないのではないかとということもあり、当日は140人ぐらいの定員の会場で開催しました。宣伝も余りしなかったにもかかわらず、マスコミが一部取り上げてくれたこともあって、400人ぐらい参加をしていただきました。会場が狭くて、中に入れなくて途中で帰られた人も多くて、非常に御迷惑をかけてしまいました。その意味では申し訳ありませんでしたが、お忙しい中、週末の夜、お仕事や家事を終えられてから、わざわざ千葉の集会に参加して下さった方が、こんなに多くいらしたことに感激しました。そして、今の状況が、やはり皆さんも心配であるし、何とかしたいという思いが強いのだなと思いました。

先ほど申し上げたように、今年一杯が1つの大きな山場になるだろうと思っています。もちろんこの運動はまだですが、この年末は最大決戦だとは言っても、それで終わるわけではありません。権力の構造として、徐々に外堀を埋めていこうとしますから、1度の決戦で終わるわけではありません。運動はまだですが、今や非常に重要な時期に差し掛かっているということは間違いないだろうと思っています。そういう意味で、今後とも皆さんと一緒に、千葉県内で大きな運動を作る中で、安倍政権とその政権を支える

政治勢力との対決に勝利していかなければいけないと思っています。

皆さんの御協力と御支援をお願いし、そして一緒に闘いましょうというメッセージを申し上げて、私からのお話にさせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎 ありがとうございます。それでは、杉田さんコメントをお願いします。

○杉田 お2人から大変興味深いというか、重要な話を頂きました。私から先ほど雑ばくな話をしましたが、補足的に少しだけお時間を頂戴します。特に廣瀬先生から、一般の方々が非常に強くこの問題に関心を示されて、私どもも憲法関係の集会等をこの間やっておりますが、常に予想以上の方にお集まりいただいていますし、非常にたくさんの方が心配しておられるということはあると思います。

## ■9条に反対する世論があっても安心できない

この間、いろいろなことがありましたが、基本的に憲法9条に対する人々の意見というのは、3分の2以上の方が、調査にもよりますが、あるいはそれ以上の方が、このまま維持すべきだという、いわゆる9条護憲的な世論は非常に底堅いところがあると思います。だからこそ、これを変えたい側、政権側は、皆さん御記憶のとおり、当初96条、憲法の改正規定を緩めるという形で、しかもそのときには皆さんに頻繁に国民投票をお願いする、国民の民意をしょっちゅう聞くようにします、そちらのほうが民主的でしょうというような、ある種の民主的な改革であるかのような偽装さえ主張していたわけです。

96条の改正を言っていたときは、憲法9条というのは正面から変えない限り何もできない、集団的自衛権を言うことはできないと言っていたわけです。ところが、96条の改正が結構ハードルが高いということが分かると、今度は急に、いやいや、よく考えてみると解釈で変更できますということ、改正の必要がないかのような、先ほど小西先



よって外交力が得られると思っっているわけです。実際にはそうではないと思いますが、いざとなると軍隊を出すぞという形で外交はうまくいくと考えています。つまり、正に文民主導で軍事化が進行しています。そうしますと、これはいわゆるシベリアン・コントロールだけでは駄目ということになります。

とは言っても、もちろん軍人に任せるわけにもいきません。そうしますと、これもまた非常に難しい問題で、かつては民衆が戦争を嫌うから、軍隊だけ暴走しないようにすれば大丈夫といわれたのですが、そう簡単なものでもありません。まだ基本的には日本人々は、大きな意味で変わってないと思いますが、しかし徐々に好戦的とまでは言いませんが、軍事的なものを容認するような社会になっているのではないか、いわば人々が一定程度戦争を望むといえますか、そういう民主的にむしろ戦争を起こされてしまうような、あるいは外国での戦争に関与してしまうというような危険性がかなり出てきています。これもまた民主政治との関係で戦争を考えると、非常に重大な問題ではないかと思えます。

## ■憲法13条の生存権をもっと伝えていかなくは

そのことを考えていく上で、小西先生が提起された非常に大きな問題で、憲法13条のことを、もっと一般の人々に伝えていかなければいけないと思います。憲法9条というのは何を目指しているのかということです。それは正に生命、安全、生活を維持するということです。このところに根本があります。先ほど廣瀬先生がおっしゃった、戦争というのは一方で生命を維持する、しかし、そのためには軍隊の人たちは死んでもらいますと。生きる人と死ぬ人を分断する論理です。このところは非常にネックです。これは今、外務省、防衛省問題と関係してきますが、この間、集団的自衛権の問題に対して、実は自衛隊員の間はかなり不安が広がっています。今、自衛隊にいる方はほとんど戦争に行くことを想定していません。日本にもし攻められた場合には、それは戦いますが、外国に行くということは想定しないで入隊しています。

ところが、その点が変わられるとしますと、非常に不安だけれど、今辞めるのは裏切りの的に見られてしまう、そのような不安を持っているという話がありました。これはかなり報道もされました。しかし一方で、一般の人々の間で、警察官や消防職員だって危ないし火事で消防士も亡くなることがあるから自衛隊員も亡くなるのは仕方ないのではないか、という形の議論になっていくと、外国で自衛隊の方が何人か死ぬということを受け入れるような世論にだんだん変わっていつてしまう。戦争をやりやすい社会になってしまうのです。

そういう一つひとつは小さな意識の変化ですが、それが重なっていくことで社会のあり方が根本的に変わってしまうような、私たちは今、その岐路に立っているということです。ですから、憲法問題にしろ、憲法以外の部分も含めて、よく見ていかないと、憲法だけを守っていても、ほかの所でどんどん崩されていくみたいな気配もちょっと感じているということも補足させていただきます。

○宮崎 どうもありがとうございました。

実は、今回の地方自治研究集会では、憲法に係るテーマを設定することに少し心配もありました。しかし、改憲に向けて突っ走る安倍政権には、一方では、アベノミクスと名付けられた経済政策でリーマンショック以来の株価の上昇を導いたとして、支持する者もいるわけです。実際に戦地に行かざるを得ない人々がいなければ進まない、とすれば貧困の状態からそこに追い込まれる人が出てくるのではないか、というお話もありました。さまざまな観点から多くの問題が提起されたと思います。

あらためて申しあげるまでもなく、対人行政サービスの最前線は自治体です。きょうのお話を日頃の実践活動に結び付けていただけると有り難いと思います。

時間が少々超過してしまいましたが、これにてパネルディスカッションは閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

◆補注◆ 当日は、ここに再録した登壇者の発言のほか、会場の参加者からの発言やそれを受けたディスカッションがあったが、紙幅の都合から集会の後半部分を大幅に割愛せざるを得なかった。

公共の担い手

# 「NPO 法人 成年後見サポートアイ」 設立



「NPO 法人成年後見サポートアイ」設立準備会代表 **東出 健治**

## 1. 「NPO法人成年後見サポートアイ」 設立経緯

年間行方不明者4万人のうち、約2万人が認知症高齢者と言われています（警察関係資料）。

深刻な問題ですが、こうした認知症高齢者、知的障害や精神的な障害により判断能力が不十分な方々の権利擁護と成年後見制度利用支援そして裁判所からの後見人の受任による財産保全と身上監護を事業目的とした「NPO法人」設立の準備を進めてきました。

幸いにも、連合千葉や自治労千葉県本部とその退職会等の関係者のご理解とご協力を頂き、去る10月22日「NPO法人 成年後見サポートアイ」設立総会を開催し、関係行政機関に法人認証申請書を提出・受理され、3ヶ月の告示期間を経て認可・法人登記の運びとなります。現在、桜咲く4月に事業開始が出来る様に、会員獲得を基本とする事業基盤強化に努めています。

## 2 「成年後見制度」利用について

### (1) 「成年後見制度」の歩み

「黒子」という言葉をご存知かと思います。日本の伝統芸能である能や狂言そして歌舞伎の舞台上、黒い衣装を身にまとい演技者の後方に控えながら演技者を世話する人を「後見」と呼

ばれています。この後見の存在なくして演技者が「いよっ…千両役者」とはやし立てられることはないとも言われる重要な存在です。この後見という言葉が私達の暮らしに「成年後見制度」として登場したのは平成12年4月でした。

### (2) 「成年後見制度」「介護保険制度」の同時発足と「社会福祉法」「民法一部」改正

平成12年4月、わが国の福祉制度が大転嫁されました。従来、福祉制度・各種の行政サービスを利用する場合は役所に利用申請を行い、役所が許認可の行政処分を行うという「措置制度」が見直され、個人が自ら各種サービスを選択しサービス提供事業者と契約で利用する制度に転換されました。つまり、社会保障制度は、公費負担による社会扶助制度から保険料を主たる財源にする社会保険への移行でした。

### (3) 契約行為不能な方々の制度利用の問題性

堅い話ですが、民法の契約原理によれば、サービス利用者（契約者）が自分の契約行為の内容や結果を判断することが出来ない契約行為は無効となります。つまり、判断能力が不十分又は出来ない人は、その人の生命や生活に関わる福祉制度・各種の福祉サービス利用が出来ないこととなりますので、この不十分な判断能力・契約能力を補う制度として「成年後見制度」が「介護保険制度」と同時発足し今日に至っています。

また「措置制度から契約制度」に伴い社会福

祉法一部改正と民法の「禁治産制度」も改正されました。従来の「禁治産者」という差別的な名称を「後見」「補佐」という名称に改め「補助」の制度も導入されました。この改正は、本人の自己決定権を尊重するノーマライゼーションの理念と調和が図られ、登記によって、禁治産者と記載された戸籍から記載のない戸籍が新たに作成されます。

### 3. 「私のことは私が決める」 成年後見制度の充実に向けて

憲法改正・改悪がとり沙汰されていますが、憲法第13条（個人の尊厳と幸福の追求権）第22条（移動・居住権）第25条（生存権）で、国民は性別や年齢、障害の有無に関わらず自分らしく生きる権利が保障されています。この「私のことは私が決める」という自己決定権は「世界人権宣言（1948年）」等の国際人権諸原則でも明記されています。つまり、判断能力が低下した或いは喪失した人を

社会から排除するのではなく、ご本人の残存能力と自己決定権を調和させ、その人らしく生きることを支える制度として充実させることが課題です。

#### <結びに>

団塊の世代特に女性に「終活講座セミナー」に参加する等の「終活ブーム」が盛んだそうです。団塊の世代は「親を看取る最後の世代で子供に看取られない最初の世代」と言われ、女性は男性よりも寿命が長く「お一人様」になってしまう場合が多く、人生の最後の課題である尊厳死、葬儀の形態、墓地の問題、死後事務として、生命保険や年金、預金の整理等をどうするか？考え「終活講座セミナー」に参加しておられるようです。しかしこの課題は女性だけでなく男性の課題でもあります。そして社会全体で対応する課題です。最後を託せる仲間づくりと成年後見制度の利用をお勧めいたします。



**NPO法人 成年後見サポートアイ**

事務所 千葉市緑区あすみが丘1-31-1

電話番号 043-295-2359

当面は東出の携帯・090-6795-9989 連絡を

連載⑬

# 数字で掴む自治体の姿

## 歳出の状況(4) 充当一般財源



千葉県地方自治研究センター理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光

### ●目的別歳出と性質別歳出の関係

自治体の歳出について、支出によって実現しようとする政策等の目的に照らして「何に対して」支払われたかによる目的別歳出と、支出がいかなる名目によって「どのように」支払われたかによる性質別歳出の2面それぞれから把握することがわかると、当然のことながら、次はその両者の関係を知りたくなります。すなわち、たとえば民生費と土木費のそれぞれについて、人件費の占める割合はどれほど違うのだろうか、といった比較分析をしたくなります。

もちろん、それは自治体の姿を掴むうえでたいへん有効な着眼点です。自治体の財政分析を志す方には、是非とも着手していただきたいと思います。ただ、残念なことに、決算カードにその情報はありません。決算カードが、総務省による「地方財政状況調査」の主要項目を抜粋して作成されることは本連載の冒頭にも記しましたが、目的別と性質別の両分類をクロスさせた集計は、その「地方財政状況調査」の第09表～第13表にあります。市町村の財政課には必ずありますので、個々の自治体の財政分析を行う際には入手してください。

また、個々の自治体についての統計ではありませんが、全国レベルであれば、自治体の区別（指定市、中核市、特例市、その他一般市、町村等）ごとに集計した状況等を「地方財政統計年報」で見ることができます。2003（平成15）年度以降の「地方財政統計年報」は、総務省のウェブサイトに公開されています。

### ●詳細分析の手がかりとしての「充当一般財源等」

歳入の源、つまり財源の種類とその額を知り、歳出の区分とその執行額を知れば、この両者の関係を明らかにしたくなります。というか、歳入と歳出の関係は、まさに財政の肝とも言うべき核心に他なりません。個々の自治体が抱える政策課題の解決に向けて、最も効率よく財源が配分され執行されているかどうかを見極めることは、自治体財政分析の究極の目標かもしれません。

もちろん、それは容易なことではありません。決算カードから読みとり得ることは限られています。とはいえ、さらに詳細な分析に進むための手がかりはいくつも記載されています。歳出状況の欄にある「充当一般財源等」の項目は、その1つに他なりません。

充当一般財源等については、この連載の⑩と⑫（本誌第13号・第15号）においても、予め用途の定めがない一般財源等からそれぞれの目的別ないし性質別に振り分けられて支出された金額のことであると簡単に触れました。この「充当一般財源等」は、「地方財政状況調査」第14表では「臨時経費充当一般財源」と「経常経費充当一般財源」に分けて記載されていますが、それを合算したものです。当然のことながら、歳出合計額に対する目的別と性質別それぞれの「充当一般財源等」の金額は一致します。

一般財源は、用途に制限がなく自治体が自由に使うことができる財源ですから、その遣い方を見れば、当該自治体の金銭面から見た政策実施の特

徴を把握することができそうです。しかし、ことはそう単純ではありません。

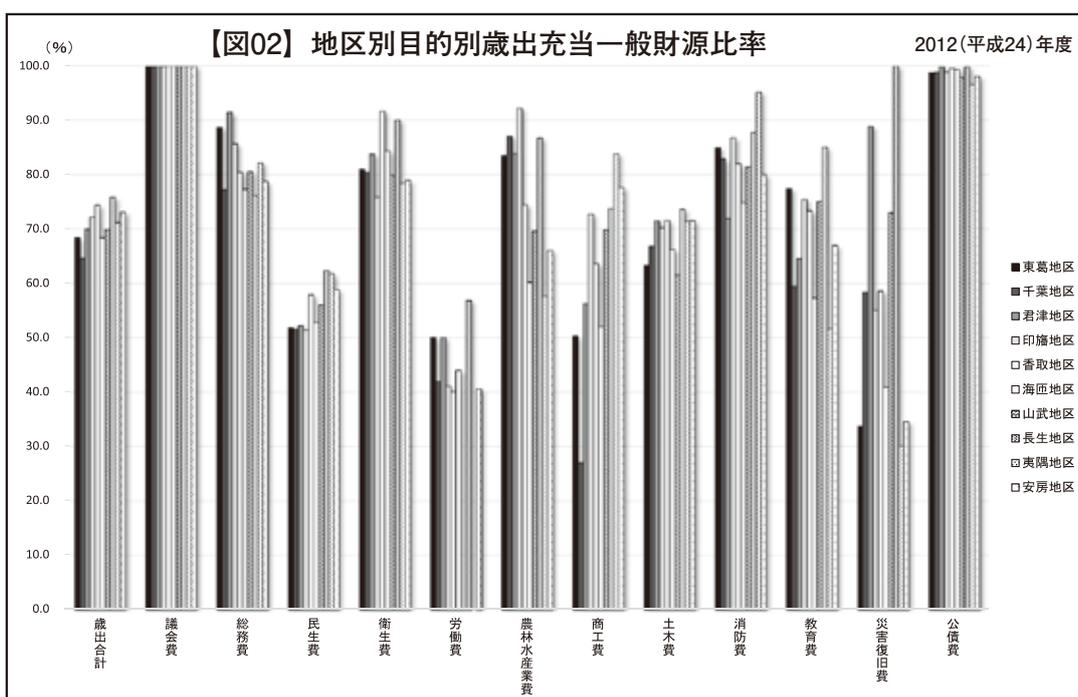
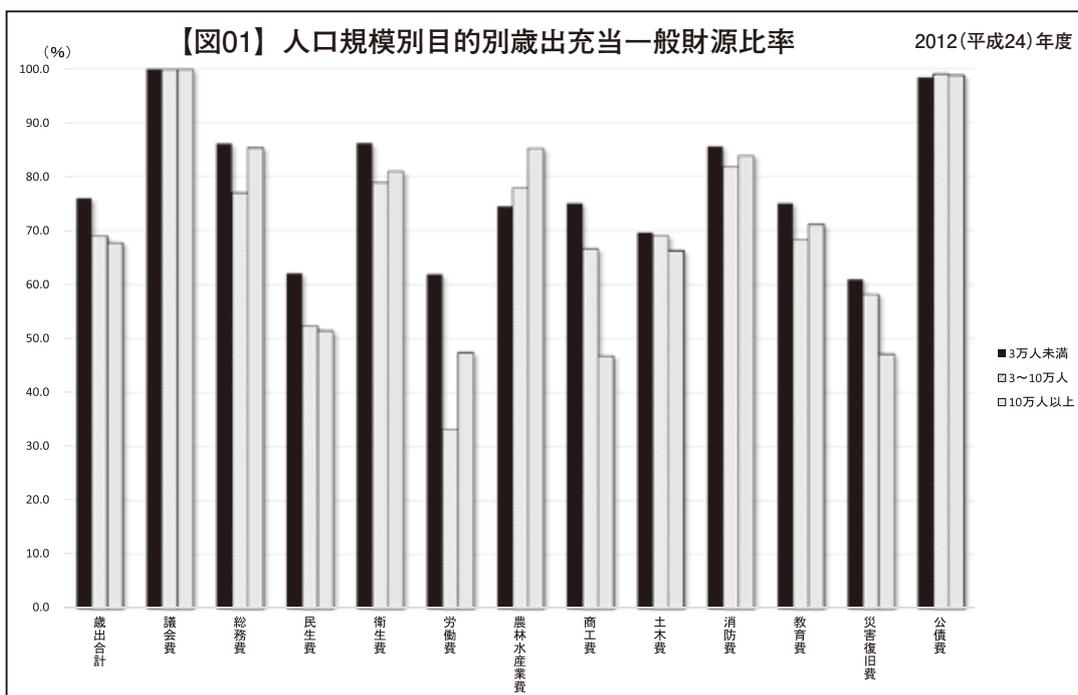
予め特定された目的以外に使うことができない国庫支出金・都道府県支出金や地方債などの特定財源は、極めて僅かの例外を除き、一般に市町村の負担を伴います。それが裏負担と呼ばれることや、それに関連した政府間財政関係の問題点については、この連載の⑧（本誌第10号）に述べましたのでここでは繰り返しません。一般財源とはいえ、国の各省庁が自治体の手を借りず独自に実施することができない諸政策に、多くを振り向けざるを得ない状況に自治体は置かれ続けてきました。依存財源に振り回される自治体の姿は重大な問題です。さはさりながら、そればかりを一方的に批判するだけでは劇的な改善は望めないとも思います。

## ●千葉県内市町村における一般財源の使途

一般財源の使途は、すでに触れたように全く自由とは言えず、制度上あるいは事実上、自治体はある程度拘束されます。とはいえ、やはり自治体によって個性は現れます。そこで、複数の自治体データを合算したり、その平均値

を検討することには馴染みにくいことは確かです。しかし、個々の自治体の財政分析を行う際には、他の自治体との比較検討が有効です。それぞれの自治体が置かれている環境の影響を受けて一定の傾向を示すことも否定できません。そこで、本稿では、幾つかの図表を用いて千葉県内市町村の様相を示しますが、あえて詳細にわたる分析には踏み込まないことにします。あくまで「手がかり」と位置付け、個々の自治体の詳細な財政分析に進む際の問題意識に資することを狙います。

【図01】は、人口規模別に見た目的別歳出の各

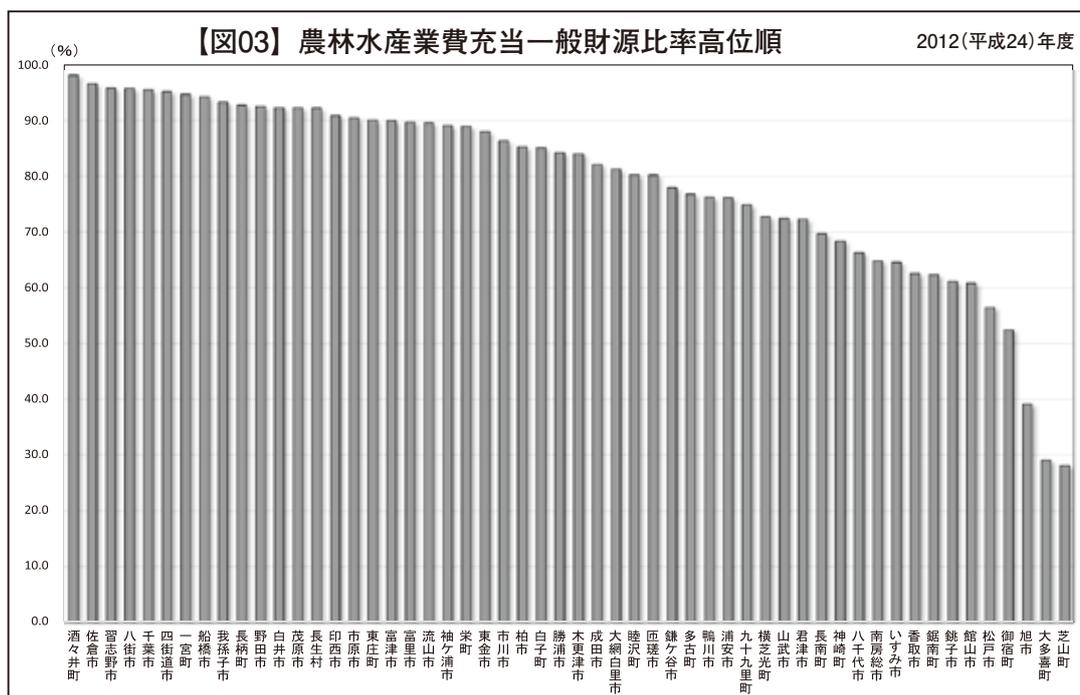


区分における充当一般財源比率です。2012（平成24）年度の決算カードから「充当一般財源等」の目的別金額を拾い、それぞれの決算額に占める割合を計算して充当一般財源比率とし、人口規模別にその平均値を算出してグラフにまとめたものです。「労働費」の区分は、該当数、金額共に少ないので迷いましたが、一応グラフ化の対象に含めました。一方、極端に実例が少ない「諸支出費」は省きました。また、「前年度繰上充用金」はこの年度の千葉県内にはありません。

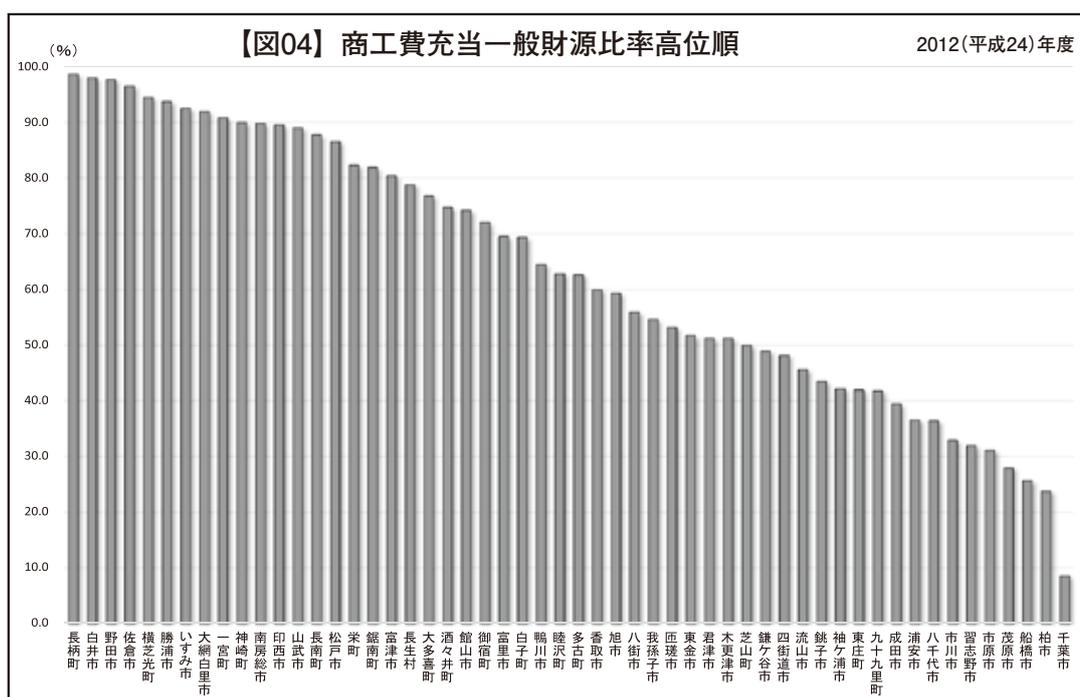
議会費と公債費は、事柄の性質上ほぼ全額が一

般財源によって賄われています。一方、人口規模が大きくなると比率が増す農林水産業費と逆に比率を下げる商工費が好対照を示しています。災害復旧費も商工費と同様の傾向が見られるようですが、東日本大震災の翌年（地震は03月11日に発生したため、正確には翌々年度決算）に支出された額が多くを占めるため、むしろ被災の有無やその規模等の影響を大きく受けていることが考えられます。また、労働費は上に述べた理由により検討の対象から外します。

【図02】は、10地区別に平均値を算出してグラフ



にまとめたものです。かなり見にくいものになってしまいましたが、よく見ると【図01】でみた特徴のほかに、教育費のバラツキが大きいようです。また、災害復旧費については極端に値の差違が激しく、やはり東日本大震災の被災状況の影響が窺えます。



そこで、農林水産業費、商工費、教育費および災害復旧費のそれぞれについて、各市町村の充当一般財源比率を高位から順に並べグラフにまとめてみました。

農林水産業費は、もともと歳出に占める割合が小さいため、このグラフに一般的な意味がどれほどあるかは

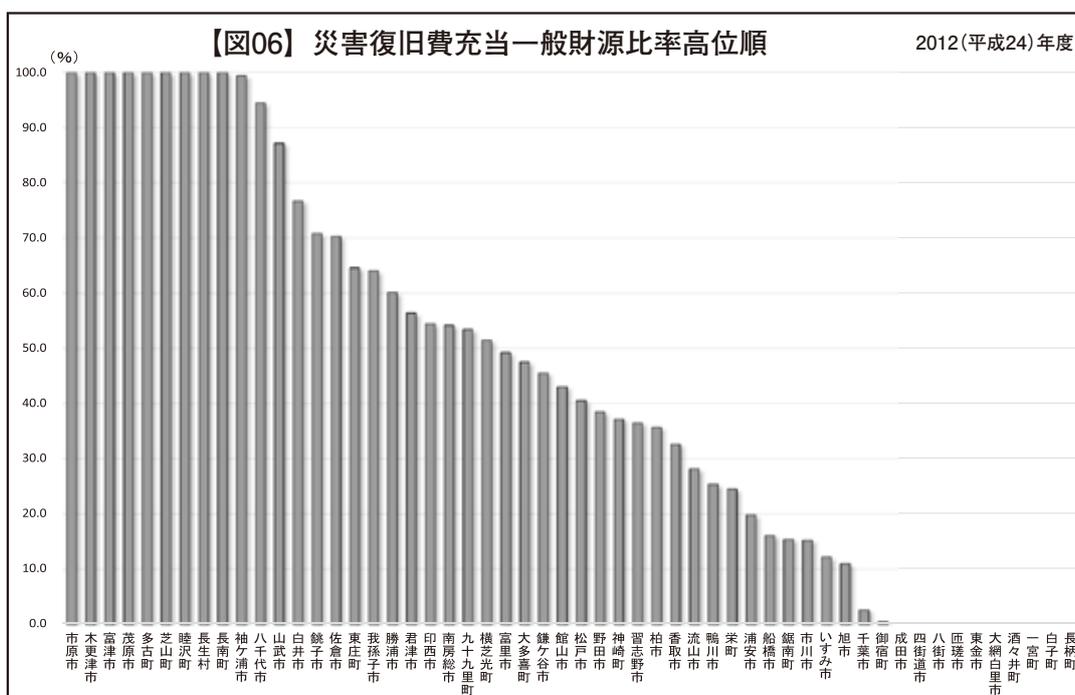
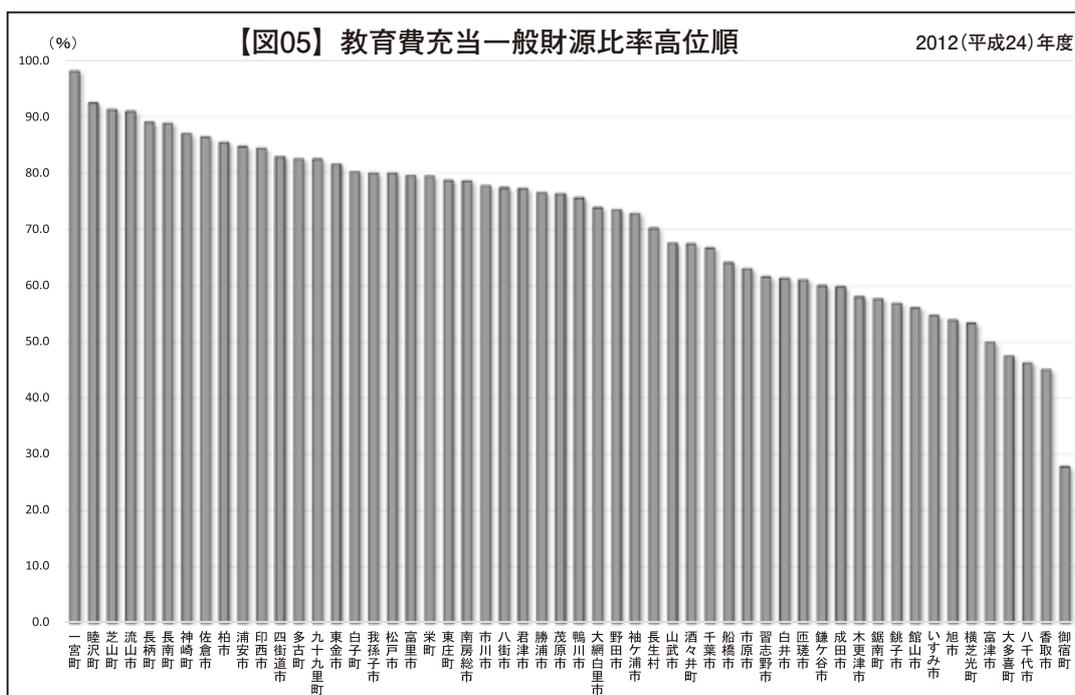
わかりません。しかし、特定の自治体に着目し、経年変化を見れば、特別な事業を実施した年度などの特徴が現れると思います。

商工費について、自治体間にこれだけの差があることは予想外でした。ただ、充当一般財源比率の高い自治体が独自の商工政策に熱心で、低いところは特定財源に頼るばかりで不熱心とは断じ得ません。商工費が歳出に占める割合は数パーセント程度ですから、財政規模と併せて見るなど、個々の自治体における政策実施を細かく検討する必要があるようです。

教育費について

は、バラツキの大きさ、個々の自治体の位置等々を見ても、うまく説明が付きません。そこで、事実を示すことに止め、内容の検討は先に送りたいと思います。

【図06】の成田市から右は、そもそも災害復旧費の支出自体がないところ。グラフで個々の自治体の位置を見ると、東日本大震災による被災と復旧に係る事業の多様性が垣間見えるような気もしますが、それはおそらく他の情報による予断のせいでしょう。このグラフのみからは、コメントが難しく感じます。

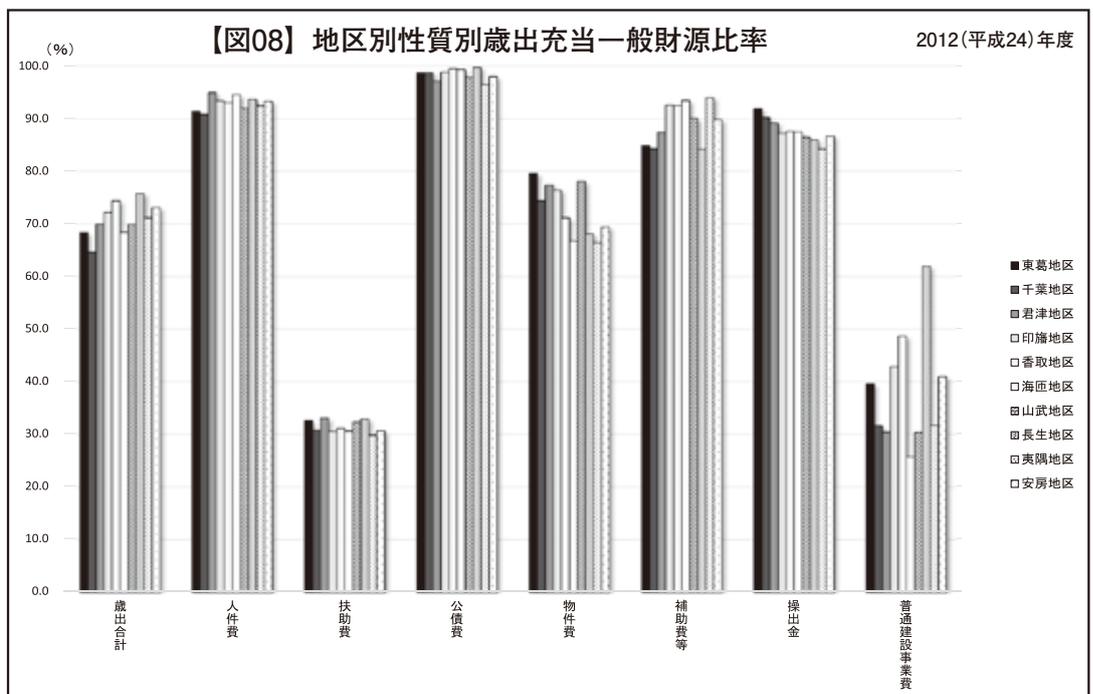
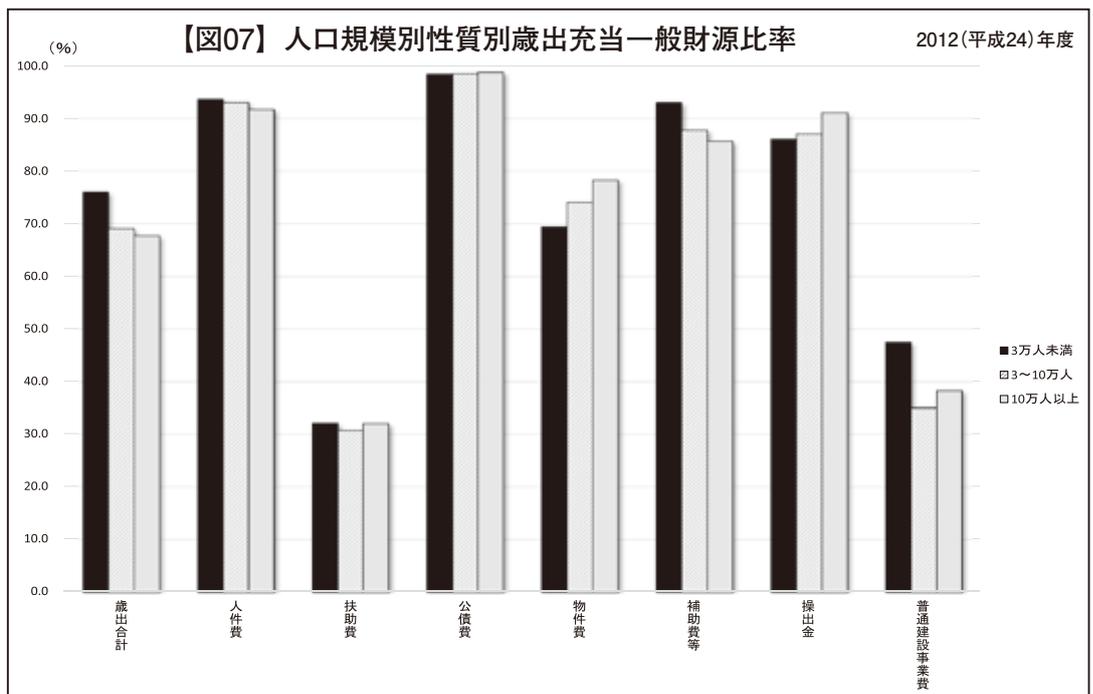


次に、性質別歳出についても見てみましょう。

【図07】は、人口規模別に見た性質別歳出の各区分における充当一般財源比率です。目的別歳出と同様の方法で算出した各値をグラフにまとめました。ただし、グラフ化にあたっては対象区分を主な7つに絞りました。

これを見ると、まず扶助費に特徴が明確に現れています。扶助費に分類される支出にナショナルミニマムの保障に係るものが単に多いだけであるならば、これほどまでに充当一般財源の比率が低く、逆に特定財源による支出割合が高くなるとは

限りませんが、国の政府が用途を特定して財源を移転し、自治体に執行させることで自らの責任を果たしているとする仕組みによってかような割合になっています。しかし、これからの福祉の分野では、一般財源化が進むことが見込まれます。一部には、一般財源化が進むことで扶助費に回るべき予算が他へ流れてしまうのではないかと危惧する声もあるようですが、逆に流れを導くこともできない話ではありません。このグラフを見ても自治体の規模別ではあまり格差がないようですが、それがいつまで続くかはわかりません。



グラフからは、物件費と補助費等に対照的な傾向を看取することができます。物件費には自治体が外部委託によって事業等の実施を行うときの委託料が含まれます。また一方、補助費等には一部事務組合への負担金が含まれます。それぞれの事務事業執行方式と関係があるかもしれませんが、このグラフだけからは何とも言えません。

【図08】は、10地区別に平均値を算出してグラフにまとめたものです。目的別歳出をみた【図02】と同様に見にくいものになってしまいましたが、物件費と補助費等の他に普通建設事業費のバ

ラツキが大きいようです。

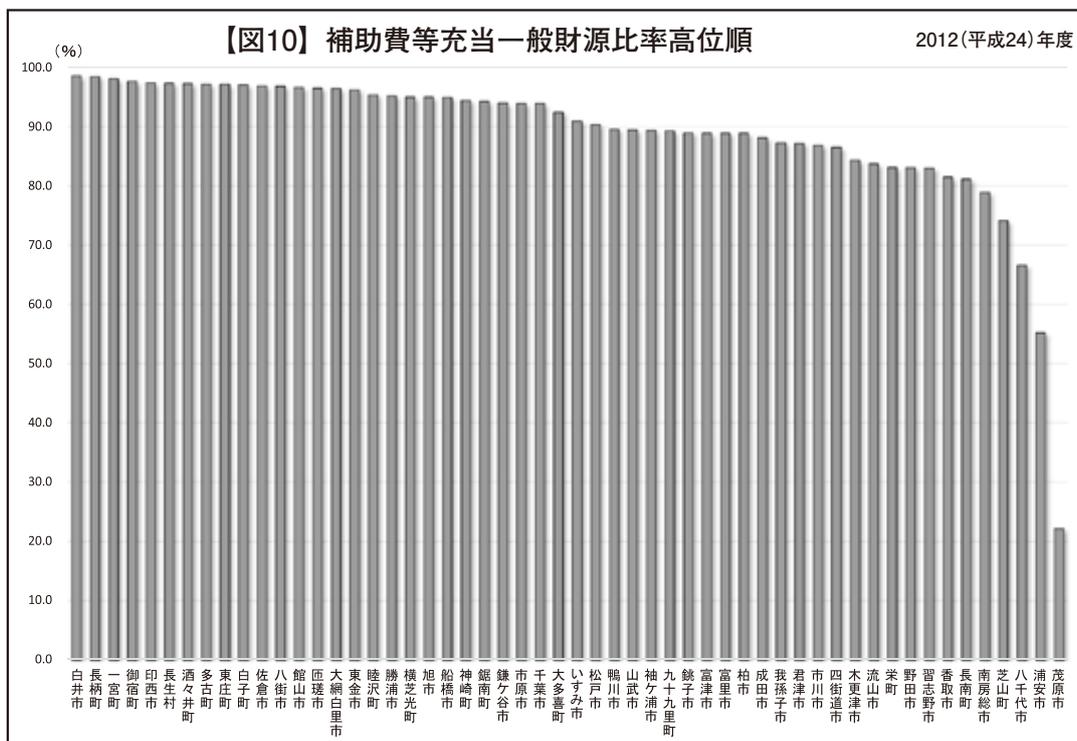
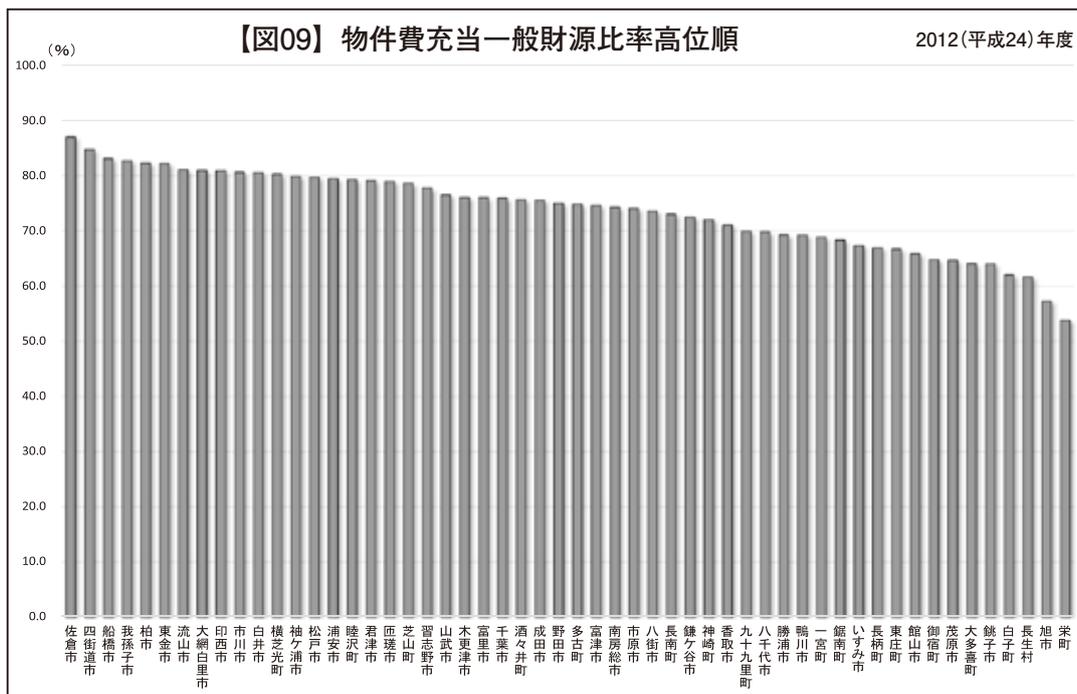
そこで、物件費、補助費等および普通建設事業費のそれぞれについて、各市町村の充当一般財源比率を高位から順に並べグラフにまとめてみました。

ここでは、【図10】の茂原市の値が目を引きます。これはこの連載の前号でも指摘しましたが、同市の補助費等が、2012(平成24)年度に前年度の39億6,200万円からその4倍余りの168億9,400万円へと一挙に増えたことに関係があるようです。

いずれのグラフもそれだけからではなんとも

いがたいのですが、  
 茂原市の例もある  
 ように特定の自治  
 体に着目して推移  
 やそのときどきの  
 出来事と併せてみ  
 るとさまざまな発  
 見に繋がるかもし  
 れません。とくに  
 財政規模の小さな  
 自治体では、特定  
 の事務事業の余波  
 が思わぬところの  
 財政事情に影響を  
 及ぼすこともあり  
 得ます。

繰り返しになり  
 ますが、たとえ一  
 般財源に分類され  
 る資金であっても、  
 その具体的な用途  
 は全く自由という  
 わけではなく、そ  
 の地に即した政策  
 選択に積極的に向  
 かうとは限りませ  
 ん。自治体の財政  
 分析では、視野を  
 広く構えて考察す  
 ることが大切です。

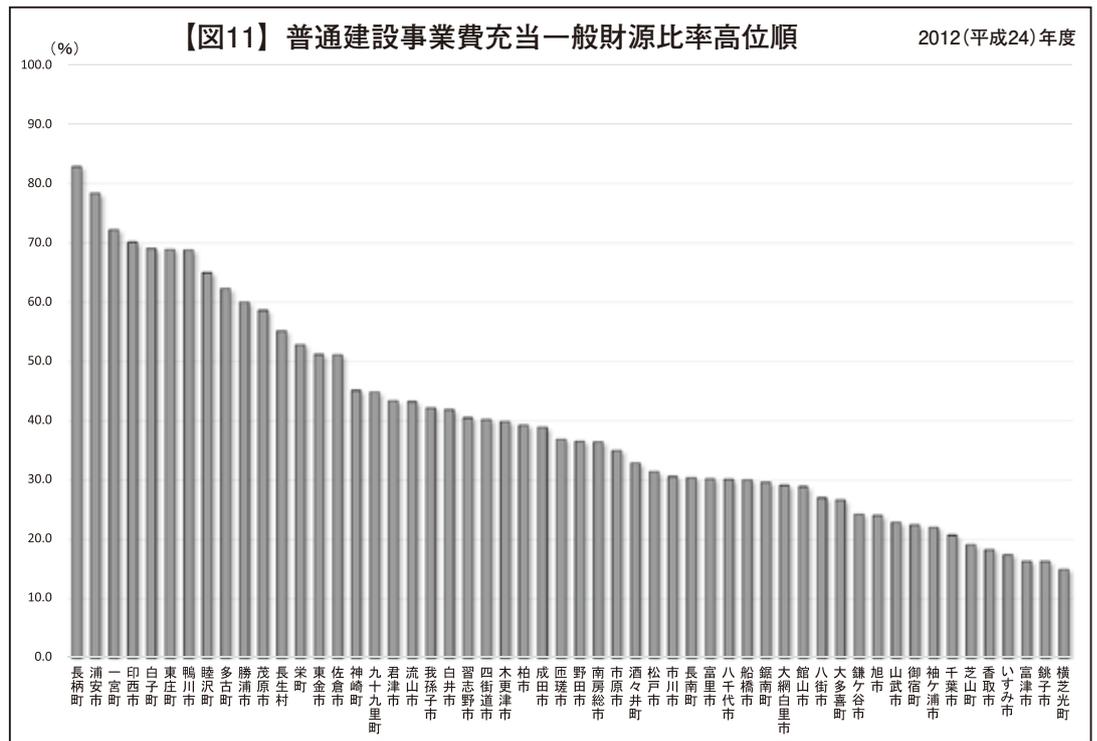


末尾に【表01】～【表09】を掲げます。

【表01】 目的別歳出充当一般財源比率は、【図01】 および【図02】 を作図する際に用いたデータです。また【表02】 性質別歳出充当一般財源比率は、【図07】 および【図08】 を作図する際に用いたデータです。

【表03】 農林水産業費充当一般財源比率、【表04】 商工費充当一般財源比率、【表05】 農林水産業費充当一般財源比率、【表06】 災害復旧費充当一般財源比率は、目的別のそれぞれの区分につ

いて、【表07】 物件費充当一般財源比率、【表08】 補助費等充当一般財源比率、【表09】 普通建設事業費充当一般財源比率は、性質別のそれぞれの区分について、この連載の⑪（本誌第14号、47ページ）で用いた10地域区分と2010（平成22）年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分による平面分類に各自治体を位置付けました。各表それぞれの自治体の値を降順に整序すると【図03】～【図06】 および【図09】～【図11】の作図基データになります。



**【表 01】 目的別歳出充当一般財源比率** 2012(平成 24)年度

|        | 歳出合計 | 議会費   | 総務費  | 民生費  | 衛生費  | 労働費  | 農林水産業費 | 商工費  | 土木費  | 消防費  | 教育費  | 災害復旧費 | 公債費  |
|--------|------|-------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|-------|------|
| 3万人未満  | 76.1 | 100.0 | 86.2 | 62.2 | 86.3 | 62.1 | 74.6   | 75.1 | 69.7 | 85.7 | 75.1 | 61.1  | 98.5 |
| 3~10万人 | 69.1 | 100.0 | 77.1 | 52.4 | 79.0 | 33.3 | 78.0   | 66.7 | 69.2 | 81.9 | 68.4 | 58.2  | 99.1 |
| 10万人以上 | 67.8 | 100.0 | 85.4 | 51.5 | 81.0 | 47.5 | 85.2   | 46.8 | 66.3 | 84.0 | 71.2 | 47.2  | 98.9 |
| 東葛地区   | 68.4 | 100.0 | 88.8 | 51.9 | 81.1 | 50.1 | 83.6   | 50.3 | 63.4 | 85.0 | 77.5 | 33.8  | 98.8 |
| 千葉地区   | 64.7 | 100.0 | 77.3 | 51.6 | 80.5 | 42.0 | 87.1   | 27.1 | 66.9 | 83.0 | 59.5 | 58.4  | 98.9 |
| 君津地区   | 70.0 | 100.0 | 91.5 | 52.3 | 83.8 | 50.0 | 83.9   | 56.3 | 71.5 | 72.0 | 64.6 | 89.0  | 99.8 |
| 印旛地区   | 72.2 | 99.9  | 85.8 | 51.5 | 75.9 | 41.1 | 92.3   | 72.8 | 70.3 | 86.8 | 75.5 | 55.1  | 98.9 |
| 香取地区   | 74.5 | 100.0 | 80.5 | 57.9 | 91.7 | 40.1 | 74.5   | 63.7 | 71.7 | 82.1 | 73.4 | 58.7  | 99.6 |
| 海匝地区   | 68.5 | 100.0 | 77.3 | 52.8 | 84.4 | 44.1 | 60.2   | 52.1 | 66.3 | 74.9 | 57.3 | 40.9  | 99.4 |
| 山武地区   | 69.9 | 100.0 | 80.6 | 56.1 | 79.9 | 0.0  | 69.6   | 69.9 | 61.5 | 81.5 | 75.1 | 73.1  | 98.0 |
| 長生地区   | 75.9 | 100.0 | 76.2 | 62.4 | 90.1 | 56.9 | 86.8   | 73.8 | 73.7 | 87.8 | 85.1 | 100.0 | 99.8 |
| 夷隅地区   | 71.2 | 100.0 | 82.2 | 61.8 | 78.5 | -    | 57.6   | 83.8 | 71.5 | 95.2 | 51.7 | 30.1  | 96.6 |
| 安房地区   | 73.2 | 100.0 | 78.8 | 58.9 | 79.0 | 40.6 | 66.1   | 77.7 | 71.6 | 80.1 | 67.0 | 34.6  | 98.1 |
| 全市町村   | 71.0 | 100.0 | 82.6 | 55.4 | 82.0 | 44.6 | 79.0   | 63.6 | 68.5 | 83.8 | 71.5 | 55.4  | 98.8 |

**【表 02】 性質別歳出充当一般財源比率** 2012(平成 24)年度

|        | 歳出合計 | 人件費  | 扶助費  | 公債費  | 物件費  | 補助費等 | 操出金  | 普通建設事業費 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|---------|
| 3万人未満  | 76.1 | 93.7 | 32.2 | 98.5 | 69.5 | 93.1 | 86.1 | 47.5    |
| 3~10万人 | 69.1 | 93.1 | 30.8 | 98.6 | 74.2 | 87.9 | 87.1 | 35.1    |
| 10万人以上 | 67.8 | 91.8 | 32.1 | 98.9 | 78.4 | 85.7 | 91.2 | 38.3    |
| 東葛地区   | 68.4 | 91.5 | 32.6 | 98.8 | 79.7 | 85.0 | 91.9 | 39.6    |
| 千葉地区   | 64.7 | 91.0 | 30.8 | 98.9 | 74.5 | 84.4 | 90.3 | 31.7    |
| 君津地区   | 70.0 | 95.1 | 33.1 | 97.2 | 77.5 | 87.5 | 89.3 | 30.5    |
| 印旛地区   | 72.2 | 93.5 | 30.6 | 98.9 | 76.5 | 92.7 | 87.3 | 42.9    |
| 香取地区   | 74.5 | 93.1 | 31.2 | 99.6 | 71.2 | 92.6 | 87.7 | 48.7    |
| 海匝地区   | 68.5 | 94.6 | 30.7 | 99.4 | 66.8 | 93.5 | 87.6 | 25.8    |
| 山武地区   | 69.9 | 92.0 | 32.4 | 98.0 | 78.2 | 90.1 | 86.5 | 30.4    |
| 長生地区   | 75.9 | 93.8 | 33.0 | 99.8 | 68.1 | 84.3 | 86.1 | 62.0    |
| 夷隅地区   | 71.2 | 92.6 | 29.9 | 96.6 | 66.4 | 94.1 | 84.3 | 31.7    |
| 安房地区   | 73.2 | 93.4 | 30.7 | 98.1 | 69.5 | 89.9 | 86.8 | 41.0    |
| 全市町村   | 71.0 | 92.9 | 31.7 | 98.6 | 73.9 | 89.0 | 88.0 | 40.2    |

【表03】農林水産業費充当一般財源比率

10地域区分および2010(平成22)年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分  
2012(平成24)年度(%)

|                | 3万人未満<br>(18自治体)   | 3万人以上10万人未満<br>(20自治体)                                    | 10万人以上<br>(16自治体)   |
|----------------|--|---|---|
| 東葛地区<br>(9自治体) |  |   | 船橋市 94.3<br>我孫子市 93.3<br>野田市 92.6<br>流山市 89.7<br>市川市 86.4<br>柏市 85.3<br>鎌ヶ谷市 78.1<br>浦安市 76.2<br>松戸市 56.5 |
| 千葉地区<br>(4自治体) |  |   | 習志野市 95.9<br>千葉市 95.6<br>市原市 90.6<br>八千代市 66.4  |
| 君津地区<br>(4自治体) |  | 富津市 90.0<br>袖ヶ浦市 89.2<br>君津市 72.4                         | 木更津市 84.1   |
| 印旛地区<br>(9自治体) | 酒々井町 98.2<br>栄町 89.0   | 八街市 95.8<br>四街道市 95.3<br>白井市 92.4<br>印西市 90.9<br>富里市 89.8 | 佐倉市 96.7<br>成田市 82.2  |
| 香取地区<br>(4自治体) | 東庄町 90.1<br>多古町 76.8<br>神崎町 68.4                                     | 香取市 62.6  |   |
| 海匝地区<br>(3自治体) |  | 匝瑳市 80.3<br>銚子市 61.2<br>旭市 39.2                           |   |
| 山武地区<br>(6自治体) | 九十九里町 74.9<br>横芝光町 72.8<br>芝山町 28.2                                  | 東金市 88.1<br>大網白里市 81.4<br>山武市 72.5                        |   |
| 長生地区<br>(7自治体) | 一宮町 94.8<br>長柄町 92.8<br>長生村 92.3<br>白子町 85.2<br>睦沢町 80.3<br>長南町 69.8 | 茂原市 92.4  |   |
| 夷隅地区<br>(4自治体) | 勝浦市 84.3<br>御宿町 52.5<br>大多喜町 29.1                                    | いすみ市 64.6   |   |
| 安房地区<br>(4自治体) | 鋸南町 62.4   | 鴨川市 76.3<br>南房総市 64.9<br>館山市 60.9                         |   |

【表05】教育費充当一般財源比率

10地域区分および2010(平成22)年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分  
2012(平成24)年度(%)

|                | 3万人未満<br>(18自治体)   | 3万人以上10万人未満<br>(20自治体)                                    | 10万人以上<br>(16自治体)   |
|----------------|--|---|---|
| 東葛地区<br>(9自治体) |  |   | 流山市 91.1<br>柏市 85.5<br>浦安市 84.8<br>我孫子市 80.1<br>松戸市 80.1<br>市川市 77.8<br>野田市 73.6<br>船橋市 64.2<br>鎌ヶ谷市 60.1 |
| 千葉地区<br>(4自治体) |  |   | 千葉市 66.8<br>市原市 63.1<br>習志野市 61.7<br>八千代市 46.4  |
| 君津地区<br>(4自治体) |  | 君津市 77.3<br>袖ヶ浦市 72.9<br>富津市 50.0                         | 木更津市 58.1   |
| 印旛地区<br>(9自治体) | 栄町 79.5<br>酒々井町 67.5   | 印西市 84.5<br>四街道市 83.0<br>富里市 79.6<br>八街市 77.5<br>白井市 61.4 | 佐倉市 86.5<br>成田市 59.9  |
| 香取地区<br>(4自治体) | 神崎町 87.1<br>多古町 82.6<br>東庄町 78.8                                     | 香取市 45.2  |   |
| 海匝地区<br>(3自治体) |  | 匝瑳市 61.1<br>銚子市 56.9<br>旭市 53.9                           |   |
| 山武地区<br>(6自治体) | 芝山町 91.4<br>九十九里町 82.6<br>横芝光町 53.4                                  | 東金市 81.7<br>大網白里市 73.9<br>山武市 67.6                        |   |
| 長生地区<br>(7自治体) | 一宮町 98.3<br>睦沢町 92.6<br>長柄町 89.1<br>長南町 88.9<br>白子町 80.3<br>長生村 70.3 | 茂原市 76.4  |   |
| 夷隅地区<br>(4自治体) | 勝浦市 76.7<br>大多喜町 47.6<br>御宿町 27.9                                    | いすみ市 54.8   |   |
| 安房地区<br>(4自治体) | 鋸南町 57.7   | 南房総市 78.7<br>鴨川市 75.7<br>館山市 56.1                         |   |

【表04】商工費充当一般財源比率

10地域区分および2010(平成22)年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分  
2012(平成24)年度(%)

|                | 3万人未満<br>(18自治体)   | 3万人以上10万人未満<br>(20自治体)                                    | 10万人以上<br>(16自治体)   |
|----------------|--|---|---|
| 東葛地区<br>(9自治体) |  |   | 野田市 97.7<br>松戸市 86.6<br>我孫子市 54.7<br>鎌ヶ谷市 49.0<br>流山市 45.7<br>浦安市 36.7<br>市川市 33.0<br>船橋市 25.8<br>柏市 23.8 |
| 千葉地区<br>(4自治体) |  |   | 八千代市 36.5<br>習志野市 32.0<br>市原市 31.2<br>千葉市 8.6   |
| 君津地区<br>(4自治体) |  | 富津市 80.5<br>君津市 51.3<br>袖ヶ浦市 42.3                         | 木更津市 51.3   |
| 印旛地区<br>(9自治体) | 栄町 82.4<br>酒々井町 74.8   | 白井市 98.1<br>印西市 89.6<br>富里市 69.6<br>八街市 56.0<br>四街道市 48.2 | 佐倉市 96.6<br>成田市 39.5  |
| 香取地区<br>(4自治体) | 神崎町 90.0<br>多古町 62.7<br>東庄町 42.0                                     | 香取市 60.0  |   |
| 海匝地区<br>(3自治体) |  | 旭市 59.4<br>匝瑳市 53.3<br>銚子市 43.6                           |   |
| 山武地区<br>(6自治体) | 横芝光町 94.6<br>芝山町 50.0<br>九十九里町 41.9                                  | 大網白里市 92.0<br>山武市 89.1<br>東金市 51.8                        |   |
| 長生地区<br>(7自治体) | 長柄町 98.7<br>一宮町 90.9<br>長南町 87.9<br>長生村 78.9<br>白子町 69.4<br>睦沢町 62.9 | 茂原市 28.0  |   |
| 夷隅地区<br>(4自治体) | 勝浦市 93.8<br>大多喜町 76.9<br>御宿町 72.1                                    | いすみ市 92.6   |   |
| 安房地区<br>(4自治体) | 鋸南町 82.0   | 南房総市 89.9<br>館山市 74.3<br>鴨川市 64.5                         |   |

【表06】災害復旧費充当一般財源比率

10地域区分および2010(平成22)年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分  
2012(平成24)年度(%)

|                | 3万人未満<br>(18自治体)   | 3万人以上10万人未満<br>(20自治体)                                | 10万人以上<br>(16自治体)   |
|----------------|--|---|---|
| 東葛地区<br>(9自治体) |  |   | 我孫子市 64.1<br>鎌ヶ谷市 45.6<br>松戸市 40.6<br>野田市 38.5<br>柏市 35.8<br>流山市 28.2<br>浦安市 19.9<br>船橋市 16.1<br>市川市 15.3 |
| 千葉地区<br>(4自治体) |  |   | 市原市 100.0<br>八千代市 94.5<br>習志野市 36.5<br>千葉市 2.7  |
| 君津地区<br>(4自治体) |  | 富津市 100.0<br>袖ヶ浦市 99.4<br>君津市 56.5                    | 木更津市 100.0  |
| 印旛地区<br>(9自治体) | 栄町 24.6<br>酒々井町 -  | 白井市 76.7<br>印西市 54.5<br>富里市 49.3<br>四街道市 0.0<br>八街市 - | 佐倉市 70.3<br>成田市 -   |
| 香取地区<br>(4自治体) | 多古町 100.0<br>東庄町 64.7<br>神崎町 37.2                              | 香取市 32.7  |   |
| 海匝地区<br>(3自治体) |  | 銚子市 70.8<br>旭市 11.0<br>匝瑳市 -                          |   |
| 山武地区<br>(6自治体) | 芝山町 100.0<br>九十九里町 53.5<br>横芝光町 51.6                           | 山武市 87.2<br>東金市 -<br>大網白里市 -                          |   |
| 長生地区<br>(7自治体) | 睦沢町 100.0<br>長生村 100.0<br>長南町 100.0<br>一宮町 -<br>白子町 -<br>長柄町 - | 茂原市 100.0   |   |
| 夷隅地区<br>(4自治体) | 勝浦市 60.1<br>大多喜町 47.6<br>御宿町 0.5                               | いすみ市 12.3   |   |
| 安房地区<br>(4自治体) | 鋸南町 15.5   | 南房総市 54.2<br>館山市 43.1<br>鴨川市 25.4                     |   |

【表07】 物件費充当一般財源比率

10地域区分および2010(平成22)年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分  
2012(平成24)年度 (%)

|                | 3万人未満<br>(18自治体)   | 3万人以上10万人未満<br>(20自治体)                                    | 10万人以上<br>(16自治体)   |
|----------------|--|---|---|
| 東葛地区<br>(9自治体) |  |   | 船橋市 83.2<br>我孫子市 82.8<br>柏市 82.4<br>流山市 81.1<br>市川市 80.7<br>松戸市 79.8<br>浦安市 79.6<br>野田市 75.1<br>鎌ヶ谷市 72.6 |
| 千葉地区<br>(4自治体) |  |   | 習志野市 77.8<br>千葉市 76.0<br>市原市 74.1<br>八千代市 69.9  |
| 君津地区<br>(4自治体) |  | 袖ヶ浦市 80.0<br>君津市 79.2<br>富津市 74.7                         | 木更津市 76.1   |
| 印旛地区<br>(9自治体) | 酒々井町 75.7<br>栄町 53.9   | 四街道市 84.9<br>印西市 81.0<br>白井市 80.6<br>富里市 76.1<br>八街市 73.7 | 佐倉市 87.1<br>成田市 75.6  |
| 香取地区<br>(4自治体) | 多古町 74.9<br>神崎町 72.1<br>東庄町 66.8                                     | 香取市 71.1  |   |
| 海匝地区<br>(3自治体) |  | 匝瑺市 79.0<br>銚子市 64.1<br>旭市 57.3                           |   |
| 山武地区<br>(6自治体) | 横芝光町 80.4<br>芝山町 78.7<br>九十九里町 70.0                                  | 東金市 82.3<br>大網白里市 81.1<br>山武市 76.6                        |   |
| 長生地区<br>(7自治体) | 睦沢町 79.4<br>長南町 73.1<br>一宮町 69.0<br>長柄町 67.0<br>白子町 62.1<br>長生村 61.7 | 茂原市 64.7  |   |
| 夷隅地区<br>(4自治体) | 勝浦市 69.4<br>御宿町 64.8<br>大多喜町 64.1                                    | いすみ市 67.4   |   |
| 安房地区<br>(4自治体) | 鋸南町 68.4   | 南房総市 74.4<br>鴨川市 69.3<br>館山市 65.9                         |   |

【表09】 普通建設事業費充当一般財源比率

10地域区分および2010(平成22)年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分  
2012(平成24)年度 (%)

|                | 3万人未満<br>(18自治体)   | 3万人以上10万人未満<br>(20自治体)                                    | 10万人以上<br>(16自治体)   |
|----------------|--|---|---|
| 東葛地区<br>(9自治体) |  |   | 浦安市 78.4<br>流山市 43.3<br>我孫子市 42.3<br>柏市 39.4<br>野田市 36.6<br>松戸市 31.5<br>市川市 30.7<br>船橋市 30.2<br>鎌ヶ谷市 24.3 |
| 千葉地区<br>(4自治体) |  |   | 習志野市 40.6<br>市原市 35.1<br>八千代市 30.2<br>千葉市 20.8  |
| 君津地区<br>(4自治体) |  | 君津市 43.5<br>袖ヶ浦市 22.1<br>富津市 16.4                         | 木更津市 40.0   |
| 印旛地区<br>(9自治体) | 栄町 52.9<br>酒々井町 32.9   | 印西市 70.2<br>白井市 42.0<br>四街道市 40.3<br>富里市 30.3<br>八街市 27.1 | 佐倉市 51.2<br>成田市 39.0  |
| 香取地区<br>(4自治体) | 東庄町 69.0<br>多古町 62.4<br>神崎町 45.2                                     | 香取市 18.4  |   |
| 海匝地区<br>(3自治体) |  | 匝瑺市 37.0<br>旭市 24.1<br>銚子市 16.4                           |   |
| 山武地区<br>(6自治体) | 九十九里町 44.9<br>芝山町 19.2<br>横芝光町 15.1                                  | 東金市 51.3<br>大網白里市 29.2<br>山武市 22.9                        |   |
| 長生地区<br>(7自治体) | 長柄町 82.9<br>一宮町 72.3<br>白子町 69.1<br>睦沢町 65.1<br>長生村 55.2<br>長南町 30.5 | 茂原市 58.7  |   |
| 夷隅地区<br>(4自治体) | 勝浦市 60.1<br>大多喜町 26.7<br>御宿町 22.6                                    | いすみ市 17.5   |   |
| 安房地区<br>(4自治体) | 鋸南町 29.7   | 勝浦市 60.1<br>大多喜町 26.7<br>御宿町 22.6                         |   |

【表08】 補助費等充当一般財源比率

10地域区分および2010(平成22)年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分  
2012(平成24)年度 (%)

|                | 3万人未満<br>(18自治体)   | 3万人以上10万人未満<br>(20自治体)                                    | 10万人以上<br>(16自治体)   |
|----------------|--|---|---|
| 東葛地区<br>(9自治体) |  |   | 船橋市 95.0<br>鎌ヶ谷市 94.0<br>松戸市 90.4<br>柏市 89.0<br>我孫子市 87.3<br>市川市 86.9<br>流山市 83.8<br>野田市 83.1<br>浦安市 55.3 |
| 千葉地区<br>(4自治体) |  |   | 市原市 94.0<br>千葉市 93.9<br>習志野市 83.0<br>八千代市 66.7  |
| 君津地区<br>(4自治体) |  | 袖ヶ浦市 89.4<br>富津市 89.0<br>君津市 87.2                         | 木更津市 84.4   |
| 印旛地区<br>(9自治体) | 酒々井町 97.3<br>栄町 83.2   | 白井市 98.6<br>印西市 97.4<br>八街市 96.9<br>富里市 89.0<br>四街道市 86.6 | 佐倉市 97.0<br>成田市 88.2  |
| 香取地区<br>(4自治体) | 多古町 97.2<br>東庄町 97.2<br>神崎町 94.5                                     | 香取市 81.5  |   |
| 海匝地区<br>(3自治体) |  | 匝瑺市 96.6<br>旭市 95.0<br>銚子市 89.0                           |   |
| 山武地区<br>(6自治体) | 横芝光町 95.0<br>九十九里町 89.3<br>芝山町 74.1                                  | 大網白里市 96.5<br>東金市 96.3<br>山武市 89.6                        |   |
| 長生地区<br>(7自治体) | 長柄町 98.5<br>一宮町 98.1<br>長生村 97.4<br>白子町 97.1<br>睦沢町 95.4<br>長南町 81.2 | 茂原市 22.2  |   |
| 夷隅地区<br>(4自治体) | 御宿町 97.7<br>勝浦市 95.3<br>大多喜町 92.5                                    | いすみ市 91.0   |   |
| 安房地区<br>(4自治体) | 鋸南町 94.4   | 館山市 96.7<br>鴨川市 89.6<br>南房総市 78.9                         |   |

◆お詫びと訂正◆

前号の連載⑫28ページ右段の見出し「●「目的別歳出の状況」欄の記載事項」は「●「性質別歳出の状況」欄の記載事項」の誤りです。

筆者の原稿そのものが間違っていました。何度も読み返し、校正も重ねたのですが、気がつきませんでした。お詫びして訂正いたします。

(続く)

# 自治体政策形成のキーワード ICTを活用する自治へ

千葉県地方自治研究センター 主任研究員 **申 龍徹**  
(法政大学大学院公共政策研究科客員教授)



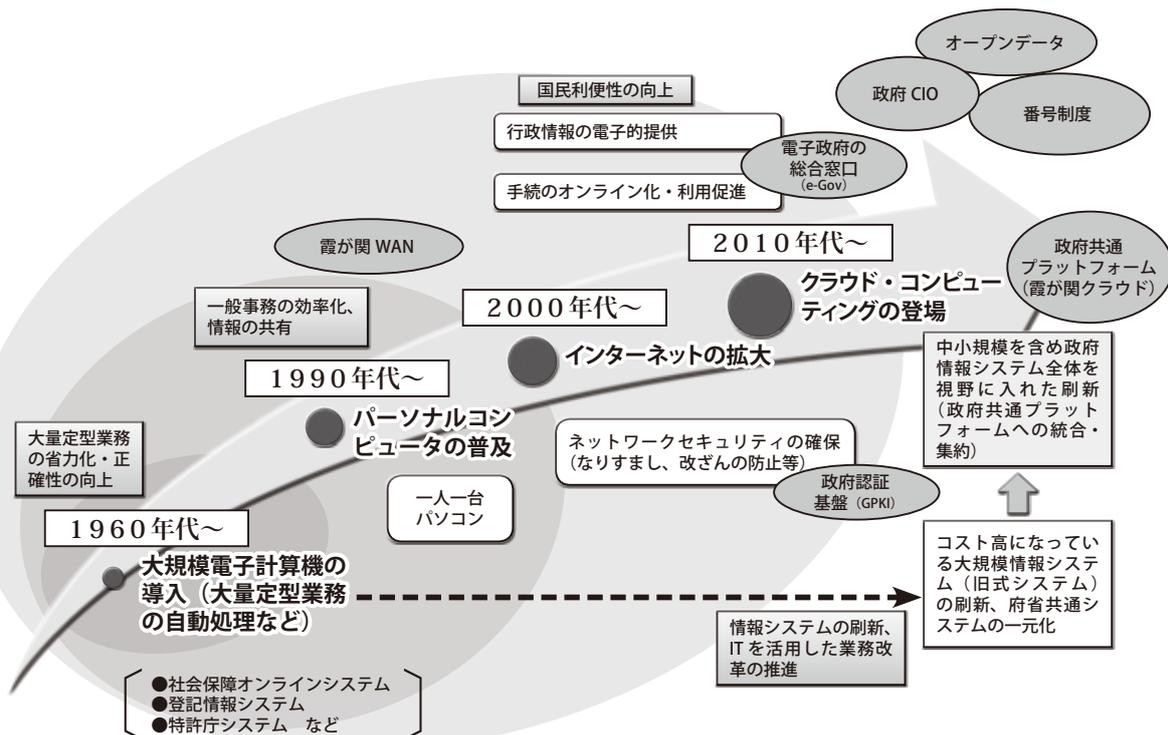
引っ越しの後、転入手続きのために役所を訪問した経験がある人なら誰もが感じるものの一つに、「役所の手続きは1回でできないのか」という疑問である。転居届には申請者本人を含め、家族全員分の必要内容を掲載してあるにもかかわらず、住所変更、児童手当、幼児医療証、健康保険、障害手当等々を個別に変更手続きをしなければならず、そのほかに運転免許、郵便転送、銀行、パスポートなども住所変更の手続きをすることになる。

今のような「情報化社会」の中で、誰もが携帯電話やパソコンでインターネットを利用し、海外旅行の手配までが自宅のパソコンで済ませる時代なのに、なぜ引っ越しに伴う各種手続きは1回の申請(ワンストップ)でできないのか、また、健康

保険、運転免許、年金など、約90種類ともいわれる各種の個別番号を覚えないといけないのか、不思議でしかない。

パソコンや情報ネットワークに代表される情報通信技術の進歩は、現代社会をアナログの世界からデジタルの世界へと変え、日常生活においてペンと紙に代わって携帯電話やパソコンへの依存度が益々高まっている。ICTとは、Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、すでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT(情報技術)に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉である(図、総務省HP)。

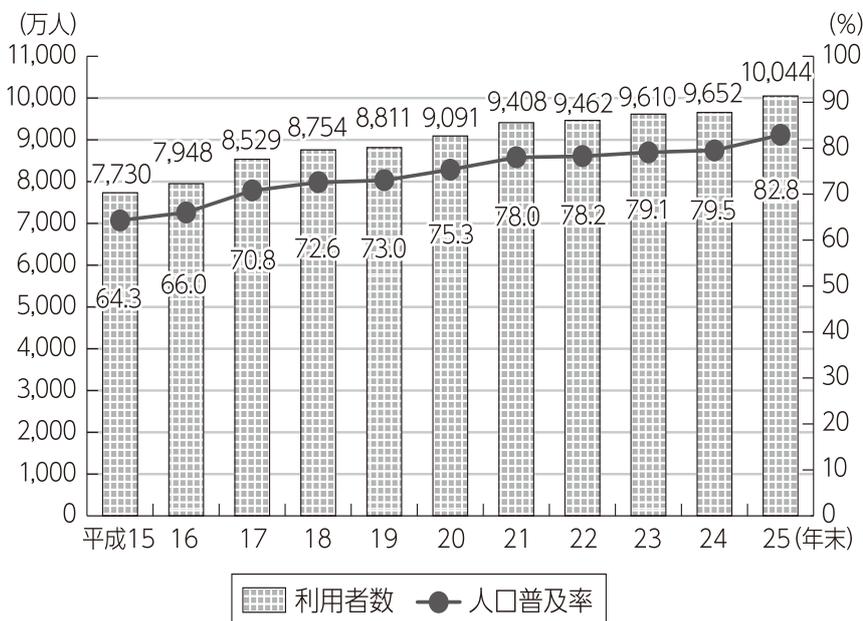
大型の情報処理機械が登場した1960年代から始



まった情報化の推進は、1990年代の大容量のデータ通信を可能とするパソコンの普及とあいまって、飛躍的に発展し、2000年代には各種の行政手続きをオンライン上で処理するところまで来ている。また、2010年代には、「仮想化技術」（実際に存在する1台のコンピュータ上に、ソフトウェアの働きにより、何台もの仮想のコンピュータがあるかのような働きをさせることができる技術）を活用したクラウドサービスが開始されたが、このクラウドサービスとは、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもので、利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる（図、情報通信白書、2015）。

この情報通信技術の著しい発展に伴い、電子政府や電子自治体の推進が政府政策の重要課題となり、「電子政府ランキング」や「電子自治体ランキング」、「e-都市自治体ランキング」などが国や自治体の情報化政策の進捗状況を示すバロメーターとして活用されている。

総務省が毎年発表している「情報通信白書」（H26年版）によれば、2013（平成25）年末のインターネット利用者数は、2012（平成24）年末より392万人増加して10,044万人（前年比4.1%増）、



人口普及率は82.8%（前年差3.3ポイント増）となった（図、総務省HP）。

また、端末別インターネット利用状況をみると、「自宅のパソコン」が58.4%と最も多く、次いで「スマートフォン」(42.4%)、「自宅以外のパソコン」(27.9%)となっている。

このICTの整備に関する政策的対応として、2001（平成13）年に高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）が制定され、その後5年以内に世界最先端のIT国家を目指した「e-japan戦略」（2001）、「IT新改革戦略-ITによる日本の改革」（2006）、「新しい情報通信技術戦略」（2010）、「電子行政推進に関する基本方針」（2011）が続いた。

また、地方自治体に関しては、2000（平成12）年に「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」、「電子政府・電子自治体推進プログラム」(2001)、「電子自治体推進指針」（2003）、「新電子自治体推進指針」（2007）が策定され、自治体の電子化を推し進めることとなった。

そして、2013（平成25）年には「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、2020年までに世界最高水準のIT利活用社会の実現が目標として掲げられた。その中では、共通番号制度である「社会保障・税番号制度」（通称、マイ

ナンバー制度）の実現が取り上げられ、2013（平成25）年5月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称、番号法またはマイナンバー法）及び関連する3つの法律が成立・公布された。

このマイナンバー制度は、国・地方の行政機関等による正確かつ迅速な国民個人情報確認（名寄せ）を可能にする「マイナンバー」、社会生活やオンラインの本人確認手段となる「個人番号カード」、そして自己情報の閲覧等を可能と

し、利便性の高い官民のオンラインサービス提供等も視野に入れた「マイポータル」によって構成されている。

このマイナンバー制度は、2015（平成27）年の10月から自治体によるマイナンバー等の付番とその通知、2016（平成28）年1月からは住民の申請に基づき市町村から個人番号カードの交付及び利用開始、2017（平成29）年1月からはマイポータルの運用開始が予定されているが、自治体が関与する行政手続のついての規定が多いことから、システム改修や業務運用の見直しなど、自治体においてはその対応が急がれている（図、総務省HP）。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する社会基盤として位置づけられ、社会保障・税・災害対策分野の行政手続、例えば、年金、雇用保険、医療保険、生活保護や福祉の給付、確定申告などの手続で利用することになっている。また、民間事業者でも、社会保険・源泉徴収事務などにおいて法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取

り扱うことができる。マイナンバー法施行令では、個人番号、特定個人情報の提供について、次のように規定している。

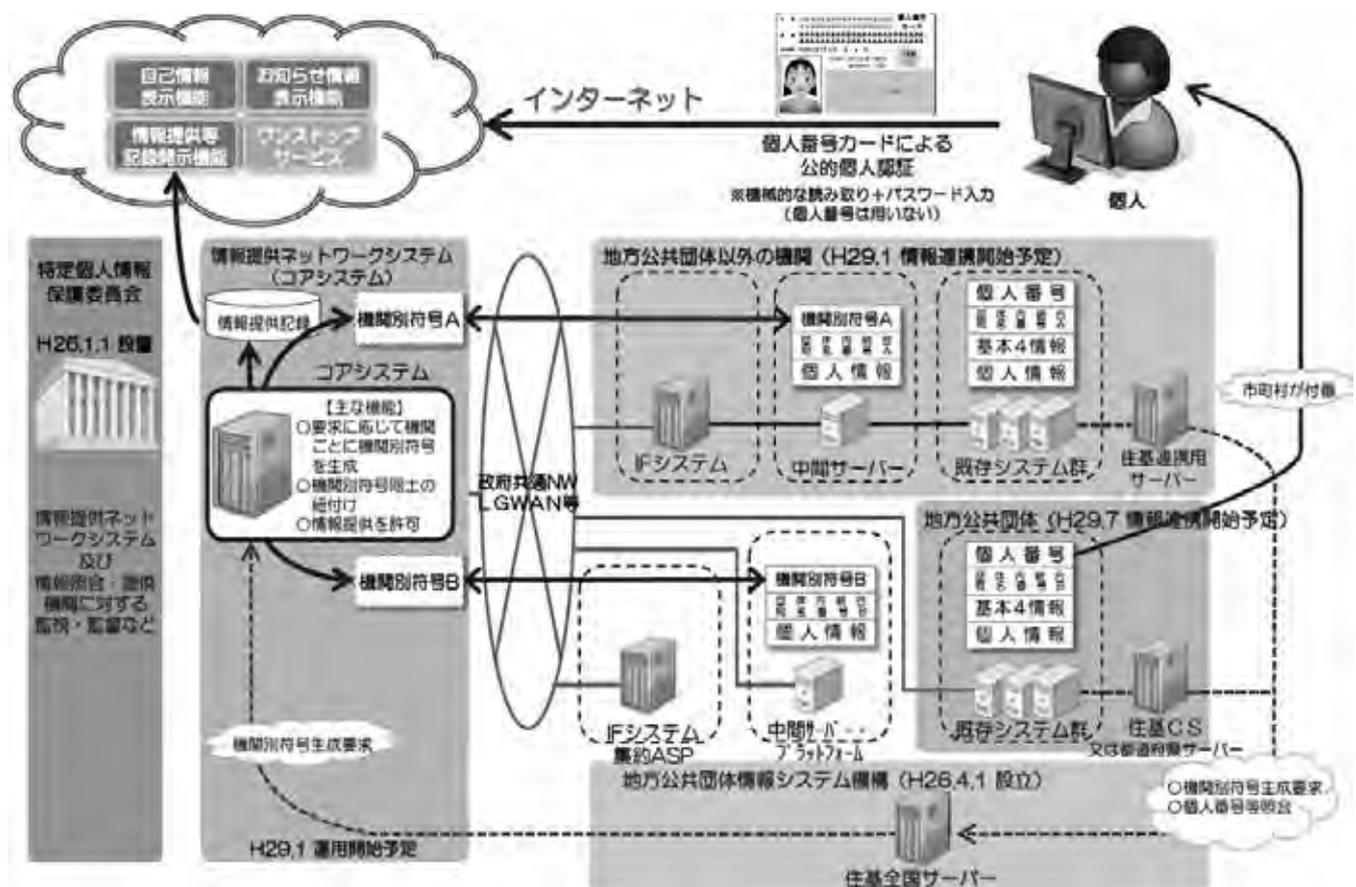
## <個人番号関係>

### 1. 個人番号

- 個人番号は、郵便又は信書便により通知カードを送付する方法により通知。（法第2条）
- 番号変更が必要な理由等を記載した請求書、又は疎明資料の市町村長への提出等、個人番号の変更手続を規定。（法第3条、4条）
- 個人番号は、住民票コードを変換した11桁の番号＋1桁の検査用数字の12桁の番号。（法第8条）

### 2. 通知カード、個人番号カード

- 通知カードは、個人番号の変更等により市町村長から返納を求められたとき等に返納しなければならない。（法第5条）
- 基本4情報以外の個人番号カード記載事項は、個人番号カードの有効期間、通称とする。（法第1条）
- 個人番号カードの交付手続として、写真を添付した交付申請書の市町村長への提出、窓口における交付、通知カードの返納等について規定。（法第13条）



- 個人番号カードは、国外に転出したとき、死亡したとき、個人番号を変更したとき等に失効する。(法第14条)
- 個人番号カードは、有効期間満了や失効等により返納しなければならない。(法第15条)
- 個人番号カードのICチップ領域を利用できる者は、①国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関等、②行政サービスを受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方公共団体・地方独法とする。(法第18条)

### 3. 本人確認の措置 (法第12条)

- 以下のア及びイの書類の提示を受けること等の措置とする。
  - ア) 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - イ) 写真の表示等により本人を特定できる書類
- 代理人による場合は、以下のアからウまでの書類の提示を受けること等の措置とする。
  - ア) 委任状等の代理権を明らかにする書類
  - イ) 写真の表示等により代理人を特定できる書類
  - ウ) 個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類

## <特定個人情報の提供>

### 1. 特定個人情報の提供

- 特定個人情報を提供できる政令で定める公益上の必要があるときは、金融商品取引法及び独禁法による犯則

事件の調査、地方自治法による地方議会による調査、租税に関する法律の規定による質問等が行われるとき等とする。(法第26条・別表)

### 2. 安全確保措置

- 地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置は、提供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を記録すること等の措置とする。(法第23条、25条)

### 3. 情報提供ネットワークシステム

- 情報照会者又は情報提供者は、符号を取得することができるなど、情報連携の手続を規定。(法第20条、21条、27条、28条)
- 情報提供等記録の保存は7年とする。(法第29条)

このマイナンバー法では、行政機関・地方自治体などが行う事務を「個人番号利用事務」、金融機関を含む民間企業などが行う事務を「個人番号関係事務」として区別しており、個人番号利用事務は別表第1(法第9条関係)において97事務、個人番号関係事務は別表2において119事務を規定している。特に、別表2は、各行政機関間にそれぞれ管理している同一人の情報を「情報連携」の形で相互に活用するための仕組みであり、自治体が保有する地方税関係情報(所得、課税情報など)を他の自治体に提供できるようにしたものである。

|                  |                         |   |
|------------------|-------------------------|---|
| 社会<br>保障<br>分野   | 年金<br>分野                | <b>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校職員共済組合法による年金で給付の支給に関する事務</li> <li>確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</li> <li>独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付に関する事務 等</li> </ul>   |
|                  | 労働<br>分野                | <b>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用、ハロワーク等の事務等に利用</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</li> <li>労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進事業等の実施に関する事務 等</li> </ul>   |
|                  | 福祉・<br>医療・<br>その他<br>分野 | <b>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者対策の事務等に利用</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</li> <li>母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</li> <li>障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</li> <li>生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</li> <li>介護保険法による保険給付の実施、保険料の徴収に関する事務</li> <li>健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</li> <li>公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</li> </ul> |
| 税<br>分<br>野      |                         | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載、当局の内部事務等に利用  |
| 災<br>害<br>分<br>野 |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用</li> <li>災害者台帳の作成に関する事務に利用</li> </ul>  |

(注) 上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって、「地方自治団体が条例で定める事務」に利用

マイナンバー法で定められた利用範囲であるが、税務分野での利用を目的として議論されてきた「納税者番号」とは異なり、税務のみならず年金、労働、福祉、医療などの社会保障分野や災害分野などの行政事務にも利用が拡大されている。しかも、マイナンバー制度のより有効な利活用の方法を検討している「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会」の中間とりまとめ（2014年5月）においては、更なるメリットが期待できる分野として、①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務などを取り上げ、個人情報の利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討が進められている。

マイナンバー法の別表第1、別表第2に規定された各事務の中で、自治体（主に基礎自治体）関連の事務は、行政機関における「マイナンバー利用と本人確認」を主な対象とする別表第1では97の事務のうち46の事務、各行政機関間での「情報連携」を主な対象とする別表第2の事務では119の事務のうち101の事務となり、対応範囲は非常に広範囲になっている。下表は、「マイナンバー利用」、「情報連携」で自治体側の対応が必要となる業務一覧であるが、従来の住民基本台帳法の導入事例に比べ、適用範囲が広く、今後の利用範囲の拡大などを考慮すれば、自治体側の責務は非常に重いといえる。しかし、従来からの情報システムへの依存度が高く、膨大な予算を必要とする新

しい情報システムの構築に踏み込めないのが現状である。

その上、マイナンバー法では、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置として、「特定個人情報保護委員会」の設置（2014年1月）を定めた。この委員会は、委員長を含む7人の委員による合議制委員会であり、任期5年で国会同意を必要としており、独立性の高い（3条委員会）委員会である。監視・監督、特定個人情報保護の評価に関すること、広報・啓発、国際協力、苦情処理、内閣総理大臣に対する意見具申を主な任務とする。

このマイナンバー制度の運用にあたっては、市町村の担う役割が多く、行政全般にわたって従来とは異なる運用システムを構築する必要があることから、関連する民間企業では、クラウドを活用する電子市役所の構築に向けたシステムの導入を促すため、情報システム等を無料で提供するサービスを始めるところも出てきた。

## ◆自治体電子化の現状

他方、2013年に総務省が行った「新たな電子自治体推進のための情報化調査」の結果では、クラウドに代表される情報システムの導入は、全国の自治体（1,742団体）のうち、約10%の174団体に過ぎず、検討さえ行われていない自治体が全体の

| No | 業 務       | 番号 |    | 情報連携 |    | No          | 業 務 | 番号 |    | 情報連携 |   |
|----|-----------|----|----|------|----|-------------|-----|----|----|------|---|
|    |           | 利用 | 照会 | 提供   | 提供 |             |     | 利用 | 照会 | 提供   |   |
| 1  | 介護保険      | ○  | ○  | ○    | 16 | 助産          | ○   |    |    |      |   |
| 2  | 感染症患者等医療費 | ○  | ○  |      | 17 | 障害者福祉       | ○   | ○  | ○  |      |   |
| 3  | 共済年金      | ○  |    |      | 18 | 生活保護        | ○   | ○  | ○  |      |   |
| 4  | 健康管理      | ○  |    |      | 19 | 地方税         | ○   | ○  | ○  |      |   |
| 5  | 健康増進      | ○  |    |      | 20 | 中国残留邦人      | ○   | ○  | ○  |      |   |
| 6  | 原子爆弾被爆者援護 | ○  | ○  | ○    | 21 | 特別児童扶養手当    | ○   | ○  |    |      |   |
| 7  | 後期高齢者医療   | ○  | ○  | ○    | 22 | 被災者支援       | ○   | ○  |    |      |   |
| 8  | 公営住宅      | ○  | ○  |      | 23 | 保育所保育料      | ○   | ○  |    |      |   |
| 9  | 公務災害補償    |    |    | ○    | 24 | 母子家庭自立支援    | ○   | ○  | ○  |      |   |
| 10 | 国民健康保険    | ○  | ○  | ○    | 25 | 母子家庭等日常生活支援 | ○   | ○  |    |      |   |
| 11 | 子育て支援     | ○  | ○  |      | 26 | 母子生活支援施設    |     |    |    | ○    |   |
| 12 | 児童手当      | ○  | ○  | ○    | 27 | 未熟児養育医療     | ○   | ○  | ○  |      |   |
| 13 | 児童扶養手当    | ○  | ○  | ○    | 28 | 予防接種管理      | ○   | ○  |    |      |   |
| 14 | 就学援助      | ○  | ○  | ○    | 29 | 老人福祉        | ○   | ○  |    |      |   |
| 15 | 住民基本台帳    |    |    | ○    | -  | -           | -   | -  | -  | -    | - |

（出典）日立コンサルティング HP（<http://www.hitachiconsulting.co.jp/column/number/01/index.html>）より。

31%を占めていることが分かった。そのため、総務省の中に設けられている「電子自治体の取組みを加速するための検討会」（第3回会議、2013年12月）では、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を提案しており、その内容は次のとおりである。

- 個人番号制度の導入と併せた自治体クラウドの導入
- 大規模な自治体における既存システムのオープン化・クラウド化等の徹底
- 都道府県における域内市区町村の自治体クラウドの取組み加速
- 地域の実情に応じた自治体クラウド実施体制の選択及び自治体クラウド導入を見据えた人材育成・確保
- パッケージシステム機能と照合した業務フローの棚卸し・業務標準化によるシステムカスタマイズの抑制
- 明確なSLA（Service Level Agreement、サービス品質の保証項目やそれらが実現できなかった場合の利用料金の減額に関する規定などを契約に含めること。）の締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討
- オープンデータの推進に向けて、自治体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備
- ICTの利活用による更なる住民満足度向上の実現
- CISO（Chief Information Security Officer、組織内の情報セキュリティーを担当する最高情報セキュリティー担当者のこと。）機能の明確化等、情報セキュリティーに関する人材・体制の強化
- チェックリストを活用した強力なPDCAの構築

また、全国の都道府県のうち約93.5%にあたる44の団体では、域内の市区町村の電子自治体施策を推進するために協議会などを設置しているが、その担い手であるIT人材を採用している団体は都道府県において55%、市区町村においては10%弱であり、新しいシステム構築の大半を自治体の外部に依存していることが分かる（2013総務省調査）。

その上、情報化計画については、都道府県で78%、市区町村で42%、情報化に不可欠なIT人材の育成計画については、都道府県で23%、市区町村においては9%しか策定されておらず、情報化推進の掛け声の割には具体的な行動計画に欠けているのが現状である。

上述したように、マイナンバー制度では、2017（平成29）年の1月から国の機関間での情報連携、同年7月から自治体も含めた情報連携が始まる予定であり、自治体においては、①既存住基システムの改修、②カード発行機器・鍵ペア生成措置の設置、③クラウド化の推進などマイナンバー制度の導入をきっかけに電子自治体の推進が本格化していく必要がある。

千葉県をはじめ県内の市町村においては、マイナンバー制度の導入に対応した情報システムの再構築が急激に進められている。市川市や流山市など、いち早く電子自治体の構築を開始したところではポータルサイトを通じて様々な行政サービスが提供されており、自治体議会の会場においてもIT機材による採決を行うなど、多様な場面で活用されている。

日経BP社が行った調査「日経パソコン・都市ランキング2007」の結果では、千葉県内の市町村の情報化への取組みのランクは表のとおりである。ちなみに、調査項目は、インターネットでの情報・

| 指数区分   | 該当する市  | 該当数 | 評価<br>ランク |
|--------|--|-----|-----------|
| 80点以上  | 市川市 (94.2点)、浦安市 (87.0)   | 2   | A         |
| 80～70点 | 松戸市 (79.3)、千葉市 (77.6)、流山市 (76.2)、我孫子市 (75.1)、佐倉市 (72.8)、市原市 (71.9)、四街道市 (70.3)、船橋市 (70.1)                      | 8   | B         |
| 70～60点 | 柏市 (67.1)、袖ヶ浦市 (66.6)、習志野市 (66.3)、成田市 (62.5)   | 4   | C         |
| 60～50点 | 東金市 (59.7)、君津市 (59.0)、銚子市 (58.1)、印西市 (56.8)、南房総市 (56.8)、香取市 (56.6)、木更津市 (56.5)、旭市 (55.2)、館山市 (53.3)、野田市 (50.1) | 10  | D         |
| 50点未満  | 茂原市 (48.7)、山武市 (48.3)、富津市 (46.3)、いすみ市 (43.6)、匝瑳市 (43.1)、白井市 (40.1)、鴨川市 (37.7)、八街市 (31.6)                       | 8   | E         |
| 合計     | 千葉県32市平均 (60.2点)   | 32  |           |

サービスの提供（40点）、webページのアクセシビリティの確保（10点）、庁内の情報インフラの整備、業務の情報化（15点）とし、各市の総得点（満点100点）である。千葉県内では、市川市がもっとも高い評価を得ており、浦安市、松戸市、千葉市、流山市、我孫子市の順になっている。

## ◆千葉県の取組み

千葉県では、2013年の10月に総合企画部政策企画課を事務局とした「社会保障・税番号制度挿入のためのプロジェクトチーム」を設置し、その中に、「番号制度活用ワーキンググループ」、「特定個人情報保護ワーキンググループ」、「情報システム整備ワーキンググループ」を立ち上げ、マイナンバー制度への対応を開始した（月刊J-LIS、2014年6月号）。

情報システムの整備に向けては、2013年12月に庁内のポータルシステムを活用し、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）を利用し、業務担当課レベルでの情報を求め、11部門から26件の回答を得た。すなわち、①マイナンバー法の別表に記載があるが、過去に事務の実施がないもの（2件）、②事務は市町村が実施し、県が

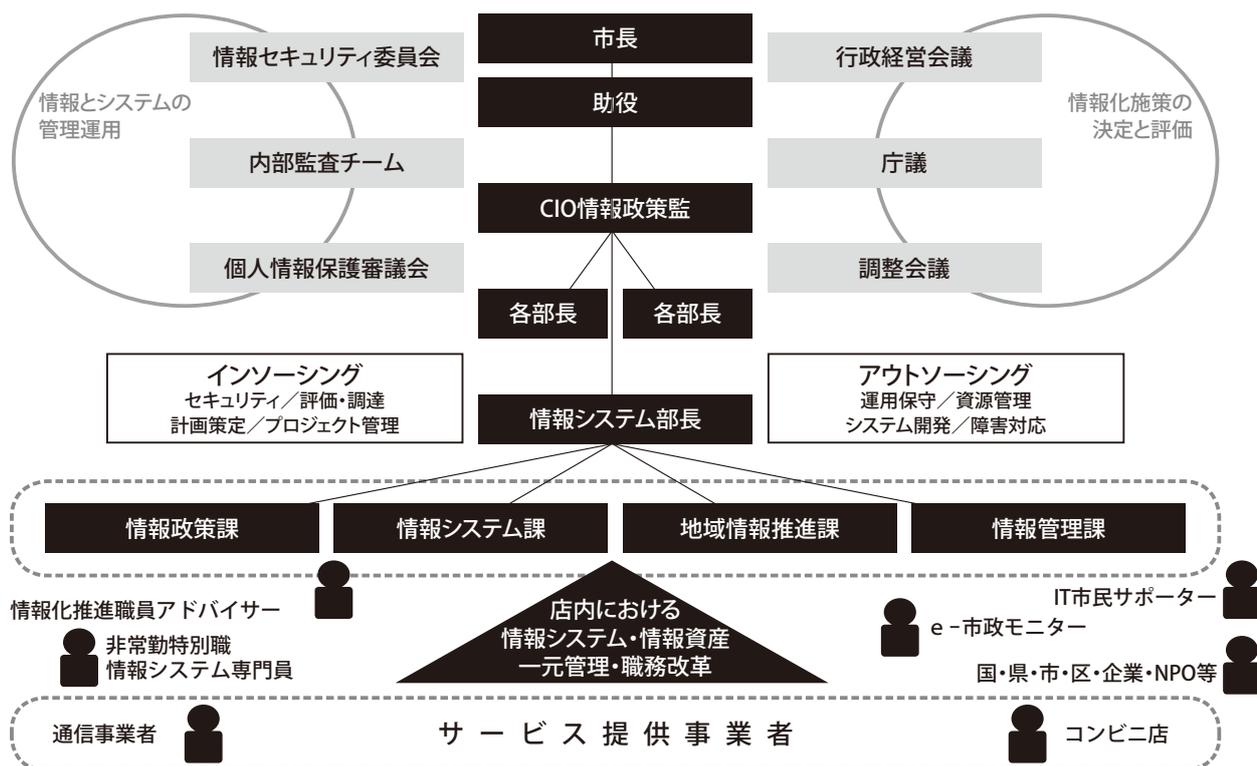
事務を実施していないもの（2件）、③県が実施しているもので、国が提供するシステムを利用するもの（3件）、④県が実施しているもので、県が開発したシステムを利用するもの（10件）、⑤県が実施しているもので、外部の者がシステムを利用するもの（3件）、⑥県が実施しているもので、システムがない（10件）の内容であった。

また、2014年の1月から3月にかけて、マイナンバー法別表1に該当する12部門の32業務に対し、業務の流れやデータの件数、システムの仕組みなどについてのヒアリングを行い、その状況把握を進めた。

その上、源泉徴収や支払調書の提出などの「個人番号関係事務実施者」としての事務に関しても、給与や財務システムの担当部門と調整を進めている段階である。

## ◆市川市の取組み

市川市では、1998（平成10）年度から「電子自治体」を推進するため人材育成と活用について、積極的な環境づくりに取り組んできたが、2005（平成17）年4月からは、下図のように、新しい組織体制により電子自治体を推進してきた（法律文化、



2005、6月号)。すなわち、市川市では、2005年の段階から首長部局の下に、CIO情報政策監をトップとする情報化推進の仕組みを構築し、政策過程に情報化を対応させる取り組みを進めてきた。

2014年の現在では、下図が示しているように、簡単・便利・スピーディをモットーに進められている市川市の電子市役所を構築している。電子市役所は、①証明書の交付（市内の証明書等自動交付機やコンビニの活用）、②市公式Webサイト（利用者の視点に立った「見やすく、分かりやすく、検索しやすく」を基本とする情報発信、ネット施設予約システム）、③情報インフラ整備（公共Wi-Fiスポットの設置場所を拡大）、④情報化と人材育成（いちかわTMO＝タウン・マネジメント・オフィサー講座、産学連携によるリーダーの育成）、⑤情報セキュリティー（市役所全部署及び市立小学校・中学校・特別支援学校全校においてISO27001の認証を取得）などが主な内容である（市川市HP）。

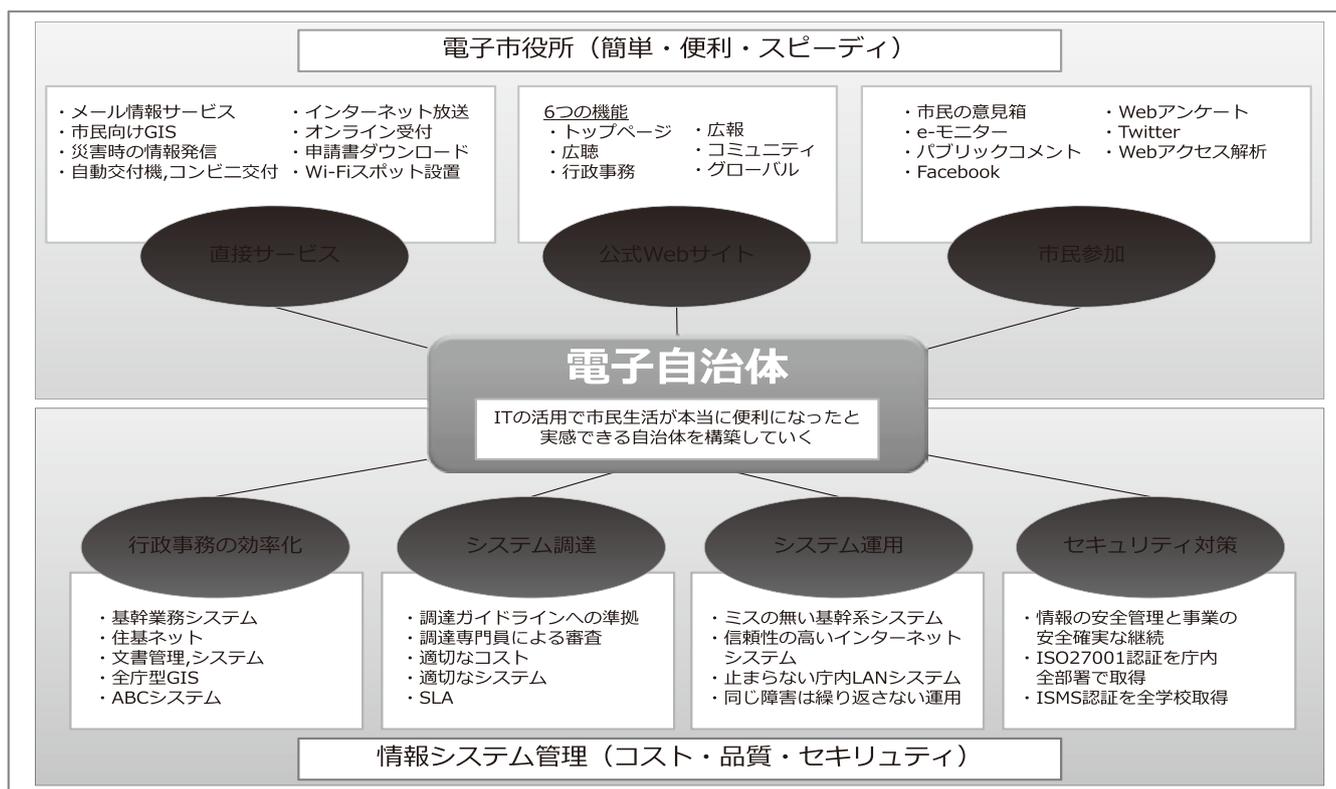
電子市役所による行政サービスの提供は、情報公開にも関連しており、開かれた市政を実現するために市が保有する情報の公開等について情報提供制度、個人情報保護制度、市長の資産等公開制度、行政手続制度、公文書公開制度及び審議会等の会議公開制度を定め、これらを「統合的情報公開制度」と位置づけ、行政の透明性の向上や公正

の確保努力が電子化連動させている点において高い評価を得ている。

## ◆千葉市の対応

他方、マイナンバーの導入に先立って、2014年の6月から約2,000の事務処理における印鑑不要の行政手続を開始した千葉市では、業務の簡素化にとどまらず、マイナンバー形式の個人カードを使った独自の市民サービスを模索しており、図書館の利用カードや印鑑登録証、市民病院の診察券などの機能を1枚にまとめて利便性を高めるとともに、将来的には、予防接種や過去に処方された薬など母子手帳やおくすり手帳の情報を確認できる機能を加えることも検討している。

千葉市では、先進レベルの電子市役所の実現を掲げ、民間ではあたりまえとなっているICTを活用した快適なサービスを自治体でも提供するため、以下の3つのアプローチで、市民一人ひとりに向き合う電子市役所の実現を目指した取り組みを開始した。すなわち、①新たな仕組みの導入（情報の縦割りを解消し、市民の顧客IDとしての可能性を示してくれたマイナンバーや本市固有の個人番号の活用）、②情報シス



テム基盤の整備（クラウド・コンピューティングや仮想化技術などの新しいICT技術を活用）、③業務プロセス改革（ICTを最大限に活用し、全体最適の視点から個々の業務を抜本的に見直す業務プロセス改革を進め、その結果生み出された財源や人員を新たな市民サービスに再配分）がそれである。

千葉市は、こうした先進レベルの電子市役所の実現により市民サービスの向上と事務処理の効率化・合理化を図るため、「住民情報系システム」及び「財務会計システム」を運用・管理を行っているが、そのうち、市民サービスの中核をなす住民情報系システム（介護保険、税務、福祉、住民記録、国民健康保険の基幹5業務のシステムを指す。）は、1970（昭和45）年に自庁舎内に設置したホストコンピュータによるバッチ処理（大量一括処理）を第一歩とし、その後、昭和60年代には各業務のオンライン処理（即時処理）化を推進するなどして現在に至っているが、従来のレガシーシステムは維持管理に膨大なコストがかかるなどの弊害が出ているため、マイナンバー制度に対応する形での新しいシステムの入れ替えが進んでいる。

## ◆自治形成の道具としての電子化

改めて言うまでもなく、1990年代以降の情報通信技術の進歩は目まぐるしい。小学生から高齢者まで誰もが簡単にパソコンを所有し、ネットに繋げるだけで、文書編集やメール交換はもちろん、ネットショッピングなどが可能となり、通常の携帯電話さえあれば、日常生活に大きな不便の生じない時代となった。

地方自治の現場においても、情報の提供や意見収斂、一部の手続きはネット上で行われ、自治体選挙にもネット選挙運動が制度化され、議会ではタッチパネルで議決が行われるなど電子化・情報化の影響は自治体政策の現場にまで深く浸透している。

長い間、文書など紙媒体により進められてきた行政事務においても、ペーパーレス化や電子決済の影響を受け、作成・連絡・記録・保管に電子媒体が多用されるようになった。個人情報などが

入っているUSBを無くし、処分を受ける事例が新聞の記事になることもしばしばであり、行政事務の多くがこうした電子媒体を活用していることがわかる。

利便性の向上と効率化のために進められている電子化政策は、従来の「申請主義」によって発生する問題、例えば、繁文縟礼といわれる煩雑な申請書類の作成や提出から解放し、「プッシュ型」（理解が難しいさまざまなサービスについて、市民が市役所に問い合わせるのではなく、市役所が対象となる方を把握し、個別にお知らせすることで、サービスの受給漏れを防ぐことが可能）により充実した住民の福利厚生に大きく寄与するが期待されている。

しかし、電子化による弊害もないわけではない。不慣れやミスによる記録の消失や落雷による故障、ネットワークの寸断はもちろん、初期投資や維持管理のコストの高さに加え、音声ガイダンスなど情報システムの「ワンオペ」化による画一的な対応等々、発生する問題を数えると切りがない。

情報化や知識社会など、情報化を進める時代的・社会的要請は高まる一方で、情報化への対応は避けられない。過去に「行政の文化化」という言葉があり、住民の政治的文化水準にあうように行政組織の文化革新を経験したように、今は情報化の進行にあわせた行政や自治の革新を進めていくことが必要である。マイナンバーや電子市役所などの情報化の推進に対し、「食わず嫌い」のような対応も、過剰な信望も避け、ICTの言葉に含まれている住民と会話（コミュニケーション）を自治のツール（道具）として活用していくことが求められているといえよう。

（続く）



- 人口：175,575人  
(2014年3月31日現在)
- 世帯：73,314世帯
- 市の木：桜
- 市の花：花菖蒲

## 歴史と文化

# 一年を通じて花の咲くまち

### 佐倉市企画政策課

#### ■利便性と良好な自然環境に恵まれた住宅都市

佐倉市は、面積103.59平方km、人口17万5千人余りで、東京から西へ約40km、成田国際空港から約15kmの距離にあり、京成電鉄本線、JR総武本線・成田線が市の東西を貫き、最短で、都心まで約40分、成田空港と千葉市中心部へはそれぞれ約15分という距離にあります。市の南部に東関東自動車道と、国道51号が走り、東京と成田を結ぶほか、国道296号が市を東西に横断しています。

都心近郊にありながら、行政面積の8割近くを市街化調整区域とした緑豊かな住宅都市の顔を持つ一方、米、野菜などの農業も盛んで、商業、工業なども程よく調和した魅力あるまちです。

#### ■歴史と文化のまち

北総台地のほぼ中央に位置するこの地は、旧石器時代の石器群が数多く発見され、縄文時代、弥生時代の遺跡や古墳時代から奈良・平安時代に至る遺構も多く、印旛沼とその周辺の河川がもたらす水利の良さなどにより古くから文化が栄えていたことが分かります。

中世においては千葉氏一族の統治する下総の拠点であり、上杉謙信の臼井城攻めなどの逸話も残っています。天正18年（1590）江戸に入った徳川家康は江戸を守る要衝として佐倉を選び、慶長15年に土井利勝を藩主として移封させます。命を受けた利勝は、翌年から築城にとりかかり、6年後に佐倉城が完成します。以後、佐倉は幕府の有力者が藩主を務める城下町として繁栄しました。

幕末に藩主堀田正睦（まさよし）が、医学、英学、蘭学などの学問に力を注いだことから、明治

にかけてわが国の近代化の礎を築いた人たちが佐倉の地から輩出されます。特に、正睦に招かれた佐藤泰然が天保14年（1843）に開設した医院兼医学塾の順天堂では泰然とその跡継ぎである佐藤尚中により、当時においては最先端の西洋医学による治療が行われ、門下からは日本医学の近代化に貢献した人材が多数出るなど、「日新の医学、佐倉の林中より生ず」と謳われるほどであったと言われています。順天堂の一部は、現在佐倉順天堂記念館として公開されています。また、佐倉藩校の流れを汲む佐倉高等学校には明治時代からの木造校舎が残り、蘭学書などの貴重な資料や同校出身の長嶋茂雄氏ゆかりの品などが正門横の地域交流施設で公開されています。

明治7年に佐倉城跡に歩兵連隊が置かれると、終戦まで佐倉は連隊の町として栄えました。現在、城跡は佐倉城址公園となり、日本100名城にも選ばれています。公園の北側には国立歴史民俗博物館が置かれ、市内には国の重要文化財である旧堀田邸と庭園、武家屋敷などがあり、歴史と文化のまちとして知られています。



## ■子育て支援、福祉の充実したまち

佐倉市は、子育て支援や教育を充実させるとともに、誰もが安心してくらするように保健・福祉・医療を充実させることで、定住人口の維持を図っていく施策に力を入れて進めています。

特に、地域の小児科医と総合病院が協力して運営する小児初期急病診療所は、高い評価を得ています。保育園は待機児童ゼロをめざして、公立保育園の定員拡大や民間保育園の誘致を進めており、学童保育所は全学校区に設置済みです。

教育面では、佐倉の歴史や文化などを学ぶ佐倉学を推進しているほか、小中学校全校で自校式の学校給食を実施し、競って食育活動を展開しています。

## ■1年を通じて花が咲くまちに

印旛沼畔にあるオランダ風車がシンボルの佐倉ふるさと広場周辺では、春はチューリップ、夏にはひまわりが咲き、そして2尺玉花火を目玉とする関東有数の市民花火大会が行われます。秋にはコスモスも咲く、市民憩いの広場となっています。佐倉城址公園の桜と花菖蒲、秋と春に貴重な原種のバラが開花する佐倉草ぶえの丘バラ園など、年間を通じた花の名所である佐倉市を更に多くのかたに知っていただければと思います。

## ■スポーツを楽しめるまち

平成25年に佐倉市出身の長嶋茂雄氏が国民栄誉



賞を受賞しました。それを機に、長嶋氏に市民栄誉賞を贈呈し、岩名運動公園の野球場を長嶋茂雄記念岩名球場と命名しました。隣接する陸上競技場は、当時高橋尚子選手、有森裕子選手などが練習を重ねた場所であり、毎年3月には佐倉朝日健康マラソン大会が開催され、全国からランナーが集います。市内には、2人のメダリストの練習コースを体験できる金メダルジョギングロードが設定されています。また、岩名運動公園内をめぐるクロスカントリーコースがトップ選手のトレーニング場所として注目されています。更に、球技場では、イタリアACミランのサッカースクールが開催され、サッカーでも注目される場所となっています。

## ■そして、選ばれるまちをめざして

第4期佐倉市総合計画では、歴史、自然、文化という強みを生かし、未来の市民に選ばれるまちを目指すとしています。

佐倉市は、子育て支援や教育の充実、保健・福祉、防災対策の推進により暮らしの安心を確保し、産業振興による雇用の拡大を図り、印旛沼周辺の自然や城下町の史跡、花の名所や、スポーツイベント等も活用することで、住み続けたい、訪れてみたい、住んでみたい、選ばれるまち、未来に希望の持てる「ふるさと佐倉」の創造を目指していきます。

# 千葉県在宅医療等研究会を 立ち上げました！

千葉県地方自治研究センター

連合千葉議員団会議及び千葉県地方自治研究センターでは、昨年の6月に人口減少社会における高齢者医療体制の強化の一環として、喫緊の課題である「在宅医療」を中心テーマとする共同研究事業（2014～2016年度）である「千葉県在宅医療等研究会」を立ち上げました。

これまで、千葉県地方自治研究センターでは、連合千葉の議員団会議との連携の下、「地域医療と少子化対策」（2013）や高齢者介護をめぐる講演会（2014）などの開催を通じて、地域医療や高齢者介護などの課題解決に向けた提言など積極的な発信を行ってきました。この度、こうした活動の成果を踏まえ、より安全・安心な地域社会の実現に向けた研究活動をめざし、3年にわたる共同研究をスタートさせることになりました。

この千葉県在宅医療等研究会は、千葉県議会議員の天野行雄さんを代表（主査）として、連合千葉議員団会議の皆さんのご参加の下、一般社団法人千葉県地方自治研究センターが委託を受ける形で、当センターの理事である宮崎伸光さん（法政大学法学部教授）のほか、当センターの専門人材が参加しています。

この千葉県在宅医療等研究会では、コアメンバーによる「全体推進会議」を置く一方、より多くの議員の参加をめざし、メインの「在宅医療分科会」のほか、防災など地域災害に対応した「防災分科会」、そして子育て支援による「地域活性化分科会」を設け、それぞれの分科会には学識経験をもつ研究者がアドバイザーとして参加しています。

まず、「在宅医療分科会」は、研究会の代表である天野行雄さんを座長に、研究者としては鏡諭さん（淑徳大学コミュニティ政策学科教授）、「防災分科会」には矢崎堅太郎さん（千葉県議会議員）を座長に、当センター理事長の宮崎伸光さん（法政大学法学部教授）、そして「地域活性化分科会」には網中肇さん（千葉県議会議員）を座長に、当センターの主任研究員である申龍徹さん（法政大学公共政策大学院客員教授）がそれぞれ担当することになりました。

これまでなかった3年間にわたる計画を持って取り組むこの在宅医療等研究会では、昨年9月には研究会や分科会の参加者全員によるキックオフ集会を開催し、研究計画の共有と進行スケジュール

## ◆千葉県在宅医療等研究会の全体推進会議の構成

|       |       |                                      |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 主査    | 天野 行雄 | （千葉県議会、在宅医療分科会座長）                    |
| 副主査   | 岡部 順一 | （君津市議会、在宅医療分科会）                      |
| 同     | 宮崎 伸光 | （当センター理事長、法政大学法学部教授、防災分科会研究者）        |
| 事務局長  | 滝本 明良 | （連合千葉議員団会議副幹事長）                      |
| 事務局次長 | 宮原 一夫 | （当センター事務局長）（～2014.12、高橋秀雄副理事長が代行）    |
| 委員    | 矢崎堅太郎 | （千葉県議会、防災分科会座長）                      |
| 委員    | 網中 肇  | （千葉県議会、地域活性化分科会座長）                   |
| 委員    | 高橋 秀雄 | （当センター副理事長、防災分科会事務局）                 |
| 委員    | 佐藤 晴邦 | （当センター副理事長、在宅医療分科会事務局）               |
| 委員    | 鏡 諭   | （淑徳大学コミュニティ政策学科教授、在宅医療分科会研究者）        |
| 委員    | 申 龍徹  | （当センター主任研究員、法政大学大学院客員教授、地域活性化分科会研究者） |

ルなどの確認を行いました。

また、今年2月には、在宅医療活動において全国的に知名度の高い秋山正子さん（NPO法人白十字ボランティアの会会長・東京女子大学非常勤講師）や千葉県医師会副会長の土橋正彦さんらを招いた講演会・シンポジウムを開催する一方、実態調査などを踏まえ、千葉県の在宅医療問題についての積極的な提言などに取り組み予定でいます。

研究会における具体的な研究計画として、まず「在宅医療分科会」では、講演会やシンポジウムなどの開催のほか、千葉県内の54の市町村に対し、在宅医療の現状と課題についてのアンケート調査の実施や自治体への実態調査などを踏まえ、2016年の秋により充実した在宅医療のあり方についての提言を行う予定でいます。

#### ◆在宅医療分科会の構成

天野 行雄（座長・千葉県議会）・岡部 順一（君津市議会）・湯浅 止子（市川市議会）・帯包 文雄（習志野市議会）・油田 清（成田市議会）・白坂 英義（木更津市議会）・広瀬 義積（四街道市議会）・段木 和彦（千葉市議会）・田畑 直子（千葉市議会）・鈴木 陽介（四街道市議会）・石原 義則（市川市議会）・三瓶 輝枝（千葉市議会）・石井 宏子（千葉県議会）、鏡論（研究者・淑徳大学コミュニティ政策学科教授）

3・11以降の地域防災への関心の高まりを受け、震災や自然災害などへの対策を考える「防災分科会」では、高齢化する地域社会の実情を踏まえながら、近年において地域課題として浮上してきた空き家問題にも目を配り、安全・安心の地域防災のあり方を模索する予定である。調査研究では、建前の計画論ではなく、担い手の不足などより地域の実情を反映した形での地域防災のあり方を検討し、提言することになっています。

#### ◆防災分科会の構成

矢崎 堅太郎（座長・千葉県議会）・佐々木 久



昭（千葉市議会）・湯浅 和子（千葉県議会）・捧仁滋（市原市議会）・石原 義雄（野田市議会）・早川 真（我孫子市議会）・川島 邦彦（酒々井町議会）・宮崎 伸光（研究者、当センター理事長・法政大学法学部教授）

他方、人口減少社会の処方箋として注目を集めている子ども・子育て支援の強化に着目し、子育て支援による地域活性化をメインテーマとする「地域活性化分科会」では、千葉県内の市町村における子育て支援策の現状と課題を比較分析するとともに、自治体間の格差の問題、同一自治体内における格差などを複数の自治体への現地調査を通じて、より充実した子育て支援策のあり方を提案する予定でいます。

#### ◆地域活性化分科会の構成

網中 肇（座長・千葉県議会）・斉藤 誠（船橋市議会）・伊藤 隆司（銚子市議会）・横堀 喜一郎（千葉県議会）・宮間 文夫（大網白里市議会）・鴨下 四十八（君津市議会）・印南 宏（我孫子市議会）・申 龍徹（研究者、当センター主任研究員・法政大学大学院客員教授）

千葉県在宅医療等研究会での議論内容は、当センターのホームページ・講演会・シンポジウムの開催のほか、2016年の秋には実践的な提言を含めた報告書の刊行を通じて、広く公開される予定です。皆様のご関心とご声援をよろしく願います。

# 新聞の切り抜き記事から

研究員 鶴岡 美宏



当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

## □第22分冊 (2014年8月19日～11月6日)

### 県人口3年ぶり増 震災以降の減少傾向脱す

千葉県がまとめた住民基本台帳に基づく今年4月1日現在の県人口は624万4,455人となり、3年ぶりに増加した。県は東日本大震災後の減少傾向から脱したとみている。(読売8/19)

### 地方議員使い切り体質 政務活動費 全国調査

地方議員の調査研究に使われるはずの政務活動費で、不適切な使われ方が相次いで明らかになっている。以前から議員への「第2の報酬」と言われてきたが、昨年度の支出について各地の議員に聞くと、支給された政活費を何とか使い切ろうとする「体質」が浮かび上がった。(朝日8/24)

### 千葉市財政指数やや改善 昨年度決算

千葉市は27日、2013年度決算を発表した。財政指数はやや改善したものの、市によると、「政令指定都市のなかで最悪の状況」にあり、厳しい状態が続く見込みだという。(朝日8/28)

### 県の「天下り」54人 課長級以上退職者の56%

千葉県は29日、2013年度で退職した職員のうち、外郭団体などに再就職する天下りが54人だったと公表した。同年度の退職者全体の約56%に上る。今回から公表の範囲を「部長級以上」から「課長級以上」に拡大した。(毎日8/30)

### 地方議員発 崩せ1強 戦う野党めざす

旗印「集団的自衛権に反対」

野党がふがない。なんとか安倍政権に対峙できないのか…。そんな思いで地方議員が政党の枠を超えて連携し始めた。(朝日8/31)

### 富津市、経営改革に着手へ 貯金底突き「破綻寸前」

富津市は、2015～19年度までの5年間で約28億円の財源不足が生じるとする中期収支見込みを発表した。市の貯金にあたる財政調整基金が底をつき、このままだと18年度には、実質赤字比率が20%を超え、財政破綻した夕張市と同様に国の管理下で財政再生に取り組む「財政再生団体」に転落する見通し。(千葉日報9/5)

### 県議会 定数、区割り 来春は「現行通り」

千葉県議会の定数や区割り見直しに関する議員定数等検討委員会が9月11日開かれ、自民党はすでに提示していた2案を撤回し、次回の選挙は定数などを現行通りとする案を提案した。(毎日9/12)

### 歳入歳入とも最高更新 5年連続 全市町村の昨年度決算

千葉県は19日、県内54市町村の2013年度普通会計決算のまとめを発表した。歳入総額は2兆1,029億円、歳出総額は2兆1,411億円で、いずれも過去最高。最高の更新は歳入歳出とも5年連続。

(読売9/20)

### 八千代市議会 市内への斎場建設発議可決

八千代市議会は定例議会最終日の9月26日、本会議を開き、船橋、習志野、八千代、鎌ヶ谷の4市共同で検討している第2斎場の建設に関して、八千代市内への建設実現に向け用地選定委員会の

設置などを市長に求める議員発議案を可決した。

(千葉日報9/27)

#### 千葉県議会一般質問 答弁要旨

民主党の天野行雄議員は工業用水の老朽化、耐震性の状況などについて質問した。吉田企業庁長は「施設更新耐震化計画」の策定にむけ、昨年度実施した老朽化・耐震診断の結果を報告した。

(千葉日報10/2)

#### 印西市議会 2年連続決算不認定 市長への問責決議可決

印西市議会は10月3日、2013年度一般会計決算を賛成少数で認定せず、12年度決算に続く2年連続の不認定とした。一方、議員発議の板倉市長に対する問責決議案も提出され、賛成多数で可決した。(千葉日報10/5)

#### 市図書館の今後、市民が議論

八千代市の中央図書館(来夏完成予定)と既存4図書館の運営、サービスの在り方を議論する「図書館ワークショップ」が10月4日、同市の八千代台東南公共センターで始まった。市側は既存図書館の休館、職員削減などを組み合わせた7案を提示。無作為抽出と公募で集まった市民27人が案について検討し、新たなアイデアや意見を出し合った。(千葉日報10/6)

#### 県職員 ボーナス7年ぶり増 景気回復で人事委勧告

千葉県人事委員会は10月10日、県職員の月額給与を0.25%引き上げるよう、森田知事と阿部県議会議長に勧告した。月給の引き上げ勧告は2年連続。期末・勤勉手当はプラス0.15か月で、2007年以来、7年ぶりに引き上げを求めた。景気回復傾向を受けた民間企業の賃上げの動きを反映させた形だ。(千葉日報10/11)

#### 松戸市立病院 建て替え総額268億円

松戸市議会の臨時会が20日開かれ、同市立病院の建て替えにかかる建設工事費約193億6,661万円

の補正予算案を賛成多数で可決した。

市の昨年の見込み額に比べて約57億円増の大幅な補正で、建て替え事業の総額は約268億円に上ることになった。(千葉日報10/21)

#### 大阪都構想を否決 市・府議会 橋下市長、再提案へ

大阪市を廃止し5つの特別区に再編する大阪都構想の協定書議案を審議していた大阪府議会と大阪市議会は、10月27日の本会議で、いずれも野党の反対多数で否決した。橋下市長は再提案する方針を表明した。(毎日10/28)

#### 浦安市長 松崎氏5選

浦安市長選は10月26日、投票が行われ、現職の松崎秀樹氏(64)が2人の新人を破り5選を果たした。投票率はこれまでで最低の40.56%(前回は45.06%)。(読売10/27)

#### 君津市長に鈴木氏3選

君津市長選は10月26日、投開票が行われ、現職の鈴木洋邦氏(73)が新人2人を破り3選を果たした。投票率は53.41%だった。(読売10/27)

#### 42事業を初の仕分け あすから八千代市

八千代市は市初の事業仕分けを11月1日から2日間にわたって実施する。42事業を対象に、有識者と市民で構成する仕分け人が評価。市民判定人が最終票決を行い、仕分け結果を参考に来年度予算の編成に着手する。(千葉日報10/31)

#### 議会基本条例制定へ 館山で市民との意見交換会

館山市議会は10月31日、議会基本条例案を市民に説明する意見交換会を開いた。条例案は12月議会に提案し、来年4月施行を目指す。議会基本条例は議会の理念や活動の在り方などの原則を示す。県内では松戸、流山市など7議会が制定している。

(千葉日報11/1)

<以下次号へ>

## 今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。  
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

| 入 手 資 料                                | 著 者  | 発 行 元          | 種 類 | 日 付        |
|--|------|----------------|-----|------------|
| 市政研究 14夏号 年表橋下市政                       |      | 大阪市政調査会        | 情報誌 | 2014. 9. 1 |
| 月刊自治研9月号 毎日の仕事が帰る、わがまちの未来              |      | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2014. 9. 9 |
| 信州自治研9月号 長野県における平成の合併                  |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014. 9. 9 |
| 自治研おかやま7 新基準の原子力防災・避難計画                |      | 自治研究センターおかやま   | 情報誌 | 2014. 9.16 |
| 分権・合併・行革で中津市の行財政はどうなったか                |      | 中津市自治研究センター    | 報告書 | 2014. 9.19 |
| 地方自治京都フォーラムvol.122 自治体政策と職員に期待すること     |      | 京都地方自治総合研究所    | 情報誌 | 2014. 9.19 |
| とちぎ地方自治と住民VOL.498 子どもの貧困、そして虐待、その連鎖を絶つ |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014. 9.19 |
| 埼玉自治研no.42 これからの保育と自治体の役割              |      | 埼玉県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.10. 1 |
| 北海道自治研究548 非正規公務員問題                    |      | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2014.10. 1 |
| 自治総研9月号 2014年地方自治法改正の制定過程と論点           |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2014.10. 7 |
| 自治研静岡 初秋号 東海・東南海・南海地震と津波対策             |      | 静岡地方自治研究センター   | 情報誌 | 2014.10. 7 |
| 自治研とやまNO.90 10月 日中間の環境協力               |      | 富山県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.10.20 |
| 信州自治研10月号 伝統工芸品の継承をめぐる課題と方向            |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.10.20 |
| 月刊自治研10月号 認知症を地域で考える                   |      | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2014.10.20 |
| 自治研いわて第48号 2014いわて自治研集会                |      | いわて地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.10.20 |
| とちぎ地方自治と住民VOL.499 新しい参加と協同を考える         |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.10.27 |
| みやぎき研究所だより76 原水禁運動「長崎平和集会に参加して」        |      | 宮崎県地方自治問題研究所   | 情報誌 | 2014.10.27 |
| 自治総研10月号 憲法上の「地方自治体」とは何か               |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2014.10.28 |
| かながわ自治研月報10 地方分権改革の現段階と課題              |      | 神奈川県地方自治研究センター | 情報誌 | 2014.10.31 |
| 自治研ぎふ110号 安倍政権と教育委員会制度の改悪              |      | 岐阜県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.10.31 |
| 北海道自治研究549 人口減少の下で地域の未来を考える            |      | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2014.11. 4 |
| 廃棄物処理先進都市大阪の挑戦                         |      | 環境安全センター       | 報告書 | 2014.11.10 |
| 新潟自治61 安倍政権が地方にもたらすもの                  |      | 新潟県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.11.10 |
| 月刊自治研11月号 民生委員さんは今                     |      | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2014.11.10 |
| 自治研究ふくしま101号 原発事故が及ぼした須賀川市での影響と反原発運動   |      | 福島地方自治研究所      | 情報誌 | 2014.11.10 |
| 信州自治研11月号 日本の針路と国民の暮らし                 |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.11.10 |
| 自治研かごしま10月 原発事故からの教訓消費税の経済的影響について      |      | 鹿児島県地方自治研究所    | 情報誌 | 2014.11.10 |
| ながさき自治研no.61 長崎原爆をどう語るか                |      | 長崎県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.11.17 |
| とちぎ地方自治と住民VOL.500 戦後地方自治の回顧と展望         |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.11.25 |
| 自治研なら112号 人口減少社会で生きる                   |      | 奈良県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.11.25 |
| 北海道自治研究550 札幌市における臨時・非常勤職員の任用          |      | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2014.11.28 |
| 自治総研11月号 釧路市の生活保護自立支援プログラムの特徴と意義       |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2014.11.28 |
| とうきょうの自治no.94 支え合いの地域づくり               |      | 東京自治研究センター     | 情報誌 | 2014.11.28 |
| るびゅ・さあんとる 首都圏の指定都市・中核市の課題              |      | 東京自治研究センター     | 情報誌 | 2014.11.28 |
| 市政研究14秋号 平和の構築と地方自治                    |      | 大阪市政調査会        | 情報誌 | 2014.12. 1 |
| 信州自治研12月号 人口減少時代の集落自治をどう支えるか           |      | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.12. 8 |
| ぐんま自治研ニュース121号 非正規職員組織化・運動推進のてびき       |      | 群馬県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.12. 8 |
| 自治研やまぐちNO.82 自然エネルギーの可能性を探る            |      | 山口県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.12.15 |
| 市民自治講座前編                               | 金子匡良 | 自治総研ブックス       | 単行本 | 2014.12.22 |
| 自治に人あり⑤釧路市の生活保護行政と                     | 櫛部武俊 | 自治総研ブックレット17   | 単行本 | 2014.12.22 |
| とちぎ地方自治と住民VOL.501 2013年度市町村普通会計決算概観    |      | 栃木県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2014.12.22 |
| 北海道自治研究551 議会改革はどこまですすんだか              |      | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2014.12.26 |
| かながわ自治研月報12 人口減少化の「まちづくり」を調査           |      | 神奈川県地方自治研究センター | 情報誌 | 2014.12.26 |
| 自治総研12月号 アメリカ合衆国の広域地方政府                |      | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2014.12.26 |

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

# 編集後記

12月の衆議院選挙で又もや自公が圧勝し、安倍政権が当分続くことになり、何かもやもやした気分です。70年安保の時代に学生生活を送り、市役所に就職した後も自治労運動に参加し、「平和と民主主義」を絶対的な価値観としてきた年代には昨今の安倍首相の集団自衛権行使、国家秘密法など一連の動きには暗澹たる気持ちに陥ります。今号では、地方自治研究集会特集として、安倍政権の危険な政権運営に警鐘をならしている杉田敦先生の講演と県内で活動する廣瀬弁護士、小西参議院議員によるシンポジウムの講演録を掲載しました。杉田先生は引き続き朝日新聞に長谷部恭男先生との対談で、興味深い意見を発言しており、今後の活躍に期待します。ほかに宮崎理事長、申研究員の連載記事、市役所を退職した後も福祉の世界で活躍している東出さんのNPO法人設立の記事を掲載しました。当研究センターは連合千葉議員団会議の委託を受け、在宅医療等について共同研究を行っていますが、次号では2月7日に開催した中間報告集会での秋山正子先生の講演会と現場で活動するドクター、研究者、地方議員によるシンポジウムを特集する予定です。

副理事長 高橋 秀雄

## 自治研ちば 既刊案内

2014年10月  
(vol.15)



- 巻頭言 連合千葉議員団会議会長 千葉市議会議員 佐々木久昭
- 自治研センター講演会  
震災復興から地域再建へ ～原発避難と『移動する村』～  
福島大学教授 今井 照
- 市長インタビュー 銚子市 銚子市長 越川 信一  
聞き手 副理事長 佐藤 晴邦  
副理事長 高橋 秀雄  
主任研究員 申 龍徹
- 連載②：数字で掴む自治体の姿… 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 公共の担い手 あなたの寄付が地域を支える未来をつくる  
地域資源循環型社会をつくる市民コミュニティ財団  
「ちばのWA(わ)地域づくり基金」  
公益財団法人ちばのWA地域づくり基金 専務理事・事務局長 志村はるみ
- 連載③：自治体政策形成のキーワード  
主任研究員（法政大学大学院公共政策研究科客員教授） 申 龍徹
- シリーズ千葉の地域紹介  
松戸市「矢切の渡しと野菊の墓」ゆかりのまち 松戸  
松戸市職員組合 飯沼 秀雄
- 市議会報告 財政再建と公共サービスの両立を  
千葉市議会議員（花見川区） 三瓶 輝枝
- 新聞の切り抜き記事から 研究員 鶴岡 美宏
- 今期の入手資料 編集部
- 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- 編集後記 副理事長 高橋 秀雄

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで  
1部800円

## 自治研ちば VOL.16

2015年2月18日発行  
発行 一般社団法人  
千葉県地方自治研究センター  
〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館新館6階  
自治労千葉県本部内  
TEL 043-225-0020  
FAX 043-225-0021  
編集 宮原一夫  
印刷 (株)メロウリンク企画  
頒価 800円（送料別途）

# 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

## 基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

## 会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)  
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

## 特典

### 正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

### 賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

## ●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

|                  |                                    |      |      |
|------------------|------------------------------------|------|------|
| 会費の種別            | 個人会員・・・正会員・賛助会員<br>団体会員・・・正会員・賛助会員 | 加入口数 | ( )口 |
| 個人<br>または<br>団体名 | ふりがな                               | ご住所  | 〒    |
| 職場<br>(勤務先)      |                                    |      |      |

## ■お問い合わせは

### 一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内  
TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

# 中央ろうきん

# 教育ローン キャンペーン

## キャンペーン期間

2014年10月1日(水)～ 2015年3月31日(火)  
ろうきんは  
お子様の夢を  
応援します!



【キャンペーンについてのご注意】※クオカード・図書カードは、1回の申込・利用につき1枚とさせていただきます。※図書カードについては、キャンペーン期間中のご融資実行分が対象となります。※クオカードは当金庫が仮審査申込みもしくは本申込を受付した後にお渡しいたします。※中央労働金庫のホームページから仮審査をされた場合、クオカードはご登録いただいた自宅住所に郵送いたします。(お申込後、概ね2週間程度かかりますので予めご了承ください。)\*図書カードはご融資実行後にお渡しいたします。\*クオカード・図書カードのデザインは変更となる場合があります。\*教育ローンの商品内容・キャンペーンの詳細等につきましては、お取引営業店までお問い合わせください。

お問い合わせは

〈中央ろうきん〉千葉県本部へ TEL: 043-251-5162

## キャンペーン特典1

キャンペーン期間中に  
〈中央ろうきん〉教育ローンの  
仮審査申込みもしくは  
本申込された方に

もれなく  
クオカード  
500円分  
プレゼント!



※仮審査申込から本申込をされた場合でもクオカードは500円分となります。

今だけうれしい  
W特典!

## キャンペーン特典2

キャンペーン期間中  
に〈中央ろうきん〉教育ローン  
(30万円以上)を  
新規にご利用いただいた方に

もれなく  
図書カード  
500円分  
プレゼント!



※一回の新規利用額30万円以上が条件となります。

2015年1月1日現在



## ZENROSAL NEWS

# 組みあわせてますます安心 全労済の

**全労済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会

## マイカー共済 +

自動車総合補償共済

### 基本補償

|  |  |
|--|--|
| <b>ご自身の補償</b><br>(人身傷害補償)<br><b>最高 5,000万円</b><br>(自動車事故傷害見舞金付)<br>故障のときも安心! (24時間×365日) | <b>相手方への賠償</b><br>〈対人賠償〉 〈対物賠償〉<br><b>無制限 無制限</b><br>(対物超過修理費用補償付) |
|--|--|

### お車の補償(車両損害補償)

|   |   |
|---|---|
| <b>一般補償</b><br>補償の対象となるお車(被共済自動車)のさまざまな事故による損害を補償します。 | <b>付随諸費用補償</b><br>代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回りの品の損害に關し、所定の基準で補償します。 |
|---|---|

## 自賠償共済

自動車損害賠償責任共済

自賠償共済(保険)とは、自賠法(自賠償保険についての法律)によって、道路を走るすべての自動車(二輪車を含む)・原付自転車を使用する際に、**加入が義務づけられている共済(保険)**です。

### ●お支払いできる事故

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたことにより賠償責任を負った場合に共済金を支払います。



### ●お支払いの内容

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 死亡     | 最高 3000万円         |
| けが     | 最高 120万円          |
| 後遺障害がい | 程度に応じて4000万円～75万円 |

※神経系(精神・神経)に關し、障がい状態に達して介護が必要な場合  
 常時介護:4,000万円(第1級)  
 随時介護:3,000万円(第2級)  
 ・上記以外の後遺障がい  
 3,000万円(第1級)～75万円(第14級)

マイカー共済・自賠償共済あわせてのご加入をおすすめします。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。

## ■お問い合わせ先

全労済 千葉県本部

(千葉県労働者共済生活協同組合)

☎043-287-8126

営業時間(日・祝日は除く)  
 平日:午前9時～午後5時  
 土曜日:午前10時～午後4時

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

1214A156



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンスィーズ」

## ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定 〈年末年始・GWを除く〉

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。  
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。  
詳しくは、お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ

Tel.043-248-1128  (レストランセブンスィーズ)

|                       |                        |  |
|-----------------------|------------------------|--|
| ランチタイム<br>11:30～14:30 | ディナータイム<br>17:00～22:00 | 20:30 (コース L.O.)<br>21:00 (アラカルト L.O.) |
|-----------------------|------------------------|--|



ご宿泊・ご婚礼・ご宴会 承り中



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

- お車にて
- ◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より15分、国道357号 千葉市役所前交差点より1分
- 電車・モノレールにて
- ◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分

